

経済と経営 19-4 (1989. 3)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木 秀 勇

第IX章 (IX. [G., H.])

G

1) a) “*EoL.*” と “*DC.*” とは, 各々の論述内容の近似性から見ても, また, 前者の執筆完了時 (1640 年と推定されている) と, 後者の刊行時 (Paris, 1642 年) との接近に照らしても, 前者に引きつづいて後者が制作された, と推測されるのであるが, 言うまでもなく, この両著述の執筆後から, “*Lev. (E.)*” の公刊 (London, 1651 年) に至るまでの約十年間の・いずれかの時期に, 前出・Eに示した・自らの体系の〈最大の・論理上の難点〉を自覚したホブズが, この〈難点〉を消去すべく着想した〈論理〉を示す・最初の論述が, 『哲学の諸原理の第二部。人間について』 (“*ELEMENTORUM PHILOSOPHIÆ SÉCTIO SÉCUNDA. DĒ HÓMINE.*” [エレメントオーオルウム・プロソプヒイアエ・セクティオ・セクウンダ。デー・ホミネ]。Amsterdam, 1658. (執筆時期は, 不明。OL・II. pp. 1-132. 以下, “*DH*” と略記) において, (“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XII. OF RELIGION. Cáput XII. DĒ RELIGIÓNE. [デー・レリギオーォネ]。『第一部。第十二章。信仰について』

に該当する論旨の *Cáput XIV. DE RELIGIÖNE.* のつぎに) 卒然とおかれた・最終・「第十五章。他人の役割を演ずる人間について」(*Cáput XV. DE HÖMINE FICTĪTIÖ [FICTĪCIÖ]*). [デー・ホミネ・フィクティーティオー [フィクティーキオー]), である。(OL・II. pp. 130–132)。

b) (以下、『第I部』。「第VIII章」。I — VI. 『経済と経営』。18–3. 25–113 ページ, 参照), “*DH.*” *Cáput XV.* は, まず, §. 1. で, ギリシャ語の ‘*πρόσωπον*’ [プロスオーポン] に相当する古典ラテン語 ‘*persōna*’ [ペルソオーオナ] は, 最初, 「舞台」にあつて, 登場人物 ([「本人」]) の「役割」(「役柄」) を〈代表〉するものとして・「俳優」が身につける「面」(いわば, 「本人」の「役割」の〈代表物〉) を意味し, また, 「俳優」が「演ずる」([「代行する」・「代理する」]・登場人物 ([「本人」]) の「役割」を表示し, ついで, 「舞台」用語から「法廷」用語に移されて, 「弁護士」(*âctor*. [アーアクトオル]). 原意は, 「代行者」・「代理人」が「代行」・「代理」する・民事訴訟の被告人 ([「本人」]) の「役割」を意味するに至つた, とする。(OL・II. p. 130). (それゆゑ, 古典ラテン語では, ‘*âctor*’ の語は, 「俳優」(‘*hĭstriö*.’ [ヒストゥリオ]) とも言う) と「弁護士」との双方を, 表示したわけである。

c) α) ところで, 〈代表〉・「代行」・「代理」とは, 〈代表物〉, ないし, 「代行者」・「代理人」の「言葉」と「行為」とが, 「本人」の「役割」を, 「本人」に〈代つて表出すること〉である。

β) とすれば, 「本人」そのものについても, 「本人」の「言葉」と「行為」とは, 「本人」の〈あるもの〉を〈代つて表出するもの〉・〈代表するもの〉である, と考えられることになる。

d) “*DH.*” *Cáput XV.* は,

α) その〈あるもの〉を, 「人格」(倫理学上の概念では, ない) という意味での ‘*persōna*’ なる語で表わし,

β) かかるものとしての ‘*persōna*’ を, その「社会的機能」(*ûsus* … *cĭvĭlis*. [ウーウスウス…キーウィーィリス]) の点で, 「本人」の「人格」との二つ

に定義する。

すなわち、「persôna」（「人格」）とは、

i) 一つには、「ソレノ言葉ト、ソレノ行為トガ、ソレニ帰セラレル(cûi ... attribuntur {クウイー…アットリブウントウル})モノノコトデアル」。換言すれば、「ソレノ言葉」と「ソレノ行為」によって〈代表〉される「ソレ」が、「人格」の・一つの定義である。

ii) 二つには、「他人ノ言葉ト、他人ノ行為トガ、ソレニ帰セラレルモノノコトデアル」。すなわち、「他人ノ言葉」と「他人ノ行為」とが「ソレ」によって〈代表〉される「ソレ」が、「人格」の・いま一つの定義である。

e) こうして、上記のうち、前出・d), β), i) の定義における「人格」が、「本人」(âuthor. {アウトホオル}) の「人格」であり、 β), ii) の定義における「人格」が、「本人」の「代行者」(âctor) の「人格」であることは、言うまでもない。

f) そして、「本人」の「人格」は、「persôna nâtûrâlis」(〔ペルソオーオナ・ナートウーラアアリス〕「当人ノ人格」) と呼ばれ、「代行者」の「人格」が、「[persôna] fictîtia [fictîcia]」(〔〔ペルソオーオナ・〕フィクティイーティア〕〔フィクティイーキア〕。「他人ノ役割ヲ演ズル人格」) と名づけられる。(以上、OL・II. p. 130)。

2) 上記・1), c) 以下の論述からすれば、「DH.” Cápüt XV. が、次・§.2. で、まず、「本人」と「代行者」(「代理人」) との〈関係〉の立論に進むのは、当然であり、この立論から、両者の〈関係〉の〈論理〉が、明らかになる。

a) 第一に、「本人」とは、

α) 「自分を代表することを命ずる・その当人」(júbêns is cûjus persônam géreere. {ユベーンズ・イス・クウーウユウス・ペルソオーオナム・ゲレレ}) のことであり、(OL・II. p. 130),

β) あるいは、「…他人〔代行者・代理人〕が行ナウ行為ヲ、自分ノ行為テ

アルト見做スコトヲ，自分ハ意志スル，ト言明シタ・ソノ当人…」(… is, qui *actiōnem quam facit alius prō suā habēre sē velle declārāvit*. {…イス，クウイー・アークティオーネム・クウアム・ファキト・アリユウス・プロ・スウアー・ハベエーエレ・セー・ウェッルレ・デアクラーラーウィト}) のことである。(OL・II. p. 131)。

b) 第二に、「代行者」(「代理人」)とは，それゆえ，

上記・a)，α)の「自分を代表することを命ずる・その当人」「がいることを根拠にして，その当人を代表する」(*júbente eō cūjus persōnam [gérere] gérit*. {ユベンテ・エオー・クウーウユウス・ペルソオーオナム〔・ゲレレ〕ゲリト}) 者のことである。(OL・II. p. 130)。

3) さて，このように，「自分を代表すること」を「命ずる・その当人〔本人〕がいることを根拠にして」，「代行者」(「代理人」)が，「その当人を代表する」以上，

a) 「命ずる他人がいることを根拠にして，〔代行者・代理人が〕行なう事柄〔「代行者」・「代理人」の「行為」〕は，いつも必ず (*sēmpēr*. {セムペル}). <ことごとく>，の意)，命ずる者の行動〔行為〕である…」(… *quod júbente aliō facit, âctus júbentis sēmpēr est, …*. {…クウオド・ユベンテ・アリオー・ファキト，アーアクトウス・ユベンテイス・セムペル・エスト…})，と規定されるのも，また，<当然の帰結>である。(loc. cit.)。

b) 「いつも必ず」・<ことごとく>という規定は，「代行」(「代理」)が，つねに，<全面的代行・代理>であることを，示している。

4) さらに，“*DH.*” *Cáput XV.* は，

a) 一方で，「他人」(「本人」)が，「代行者」(「代理人」)に，「自分を代表することを命ずる」こと自体の<根拠>について，その<根拠>は，「他人」〔「本人」〕の・かく「命ずる権利」としての「他人の権利」(*jūs … aliēnum*. {ユウーウス…アリエーエヌウム}) である，とし，(OL・II. p. 131)，

b) 他方で，この・「〔本人〕たる」他人の権利から，つぎの事柄を，<帰

結〉させる。

「他人の権利を根拠にして、ある事柄を行なう者は、総じて (… quī quid jūre faciunt aliēno. [クウィー・クウィド・ユウーウレ・ファキウント・アリエーノオー]。〔「代理者・代理人」は、「総じて」、の意。〕〔その他人を〕、自分の本人である、とする権限 (authōritās. [アウトホーリタース]) を、もつ (habēre. [ハベエーエレ])、と言われる」。(lōc. cit.)。

c) 上記の「権限」が、「代行者」(「代理人」)が「もつ」《全面的代行(代理)の権限(ないし、〈資格〉)》であることは、前出・3), b) から、明らかである。

d) ついで、あらためて、上記・bの〈帰結〉の〈根拠〉が、示される。

「なぜなら、本人である・その当人自身が、代行させる権利 (jūs āgendi. [ユウーウス・アゲンディー]。前出の「他人の権利」) をもっているのではなくては、代行者〔代理人〕は、代行〔代理〕について、その当人を、自分の本人である、とする権限〔《全面的代行(代理)の権限(ないし〈資格〉)》]をもつことがないからである」。(lōc. cit.)。

e) 上の・〈根拠〉と〈帰結〉との関係は、「本人」が「もつ」「代行させる権利」と、「代行者」が「もつ」《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》とが、《表裏》の関係にあることを、示しているものである。

5) そして、であればこそ、

a) 前出・3), a) の・「代行者」が「行なう事柄」〔「行為」〕は、〈ことごとく〉、「本人」の「行動」〔「行為」〕である、とする規定(〈全面的代行〉の規定)は、

b) 「本人」たる「他人」が、「代行者」(「代理人」)にたいし「自分を代表することを命ずる」「権利」, 「代行させる権利」を〈根拠〉として「代行者」(「代理人」)が「もつ」「権限」の、

逆から言えば、「代行者」が、その「他人」を「自分の本人である、とする権限」, 換言すれば《全面的代行(代理)権限(ないし〈資格〉)》の、

c) <帰結> であることになる。

6) しかし, “*DH.*” *Cáput XV.* では, すでに, 前記・1), d)–f) のとおり, 「本人」の「人格」と, 「代行者」(「代理人」)の「人格」とを定義している以上, この箇所で,

a) 上記の「他人」は, この「権限」(ないし <資格>)を <付与する> ことによって, 「本人」の「人格」<となり>,

b) <付与される> ことによって上記の「権限」(<資格>)を「もつ」者は, 「代行者」(「代理人」)の「人格」<となる> と, 明示すべきであった。

7) 上述・3)–6)が, “*DH.*” *Cáput XV.* にあって, まず, 「個人」と「個人」とのあいだで, 「代行者」(「代理人」)が, <他人を, 自分の本人である, とする権限 (資格)>・《全面的代行 (代理) の権限 (<資格>)》を「もつ」(*authōritātem habēre*. [アウトホーリタアアテム・ハベエーエレ]), という規定が意味する・「本人」と「代行者」(「代理人」)との <関係> (正しく言えば, 両者の各「人格」の <関係>)の <論理> である。

8) つぎに, “*DH.*” *Cáput XV.* は, 次・§. 3. で,

a) 「もとより, 個人を代表する (*persōnam gēre*. [ペルソオーオナム・ゲレレ]) ばかりではなく, また, たったひとりの人間が, 多数の人間を代表することができるのである」(*OL*・II. p. 131) と, 上記の <論理> を, <単一>の「人間」と「多数」の「人間」とのあいだの <関係> におし進め,

b) つづいて, あの <論理> をこのようにおし進めうる <根拠> を, ある <条件> において示すのである。すなわち,

「と言うのは, おびただしい数にのぼる人間たちが, たったひとりの・ある人間, ないしは, 複数の人間からなる・たった一つの会議体 (*cōetus*. [カエトウス]) が行なうことがありうる事柄〔「行為」〕が, たとえどのような事柄〔「行為」〕であろうとも, 自分たちは, その事柄〔「行為」〕を, 自分たちの各人の行為 (*actio ūniuscūjusque ipsōrum*. [アークティオ・ウーニユウス

クウ・ユウス・クウエ・イプソ・オー・オルウム] である、と見做さなくてはならない者である、と一致して決定する (cōnsēntiant. [コーセンセンティアント]) 場合には (Si enim cōnsēntiant hōminēs plūrēs ut, quīdquid fēcerit ūnus āliquis vel cōētus ex plūrībus, id sē prō āctiōne ūniuscūjusque ip-sōrum habitūrōs ēsse' [スィー・エニム・コーンセンティアント・ホミネース・プルウーレース・ウト, クウイドクウイド・フェチリト・ウーウヌウス・アリクウイス・ウェル・カエトウス・エクス・プルウーリブウス, イド, セー・プロー・アークティオー・オネ・ウーニユウス・クウ・ユウス・クウエ・イプソ・オー・オルウム・ハビトゥー・ウー・ロース・エッセ,]), [「おびただしい数にのぼる人間たち」の] 各人が、その・当の人間ないし会議体が行なう [どのような行為であれ] 行為の本人となることになるからである (ērit ūnusquīsqe āctiōnum, quās is hōmo vel cōētus fācit, āuthor. [エリト・ウーウヌウス・クウイス・クウエ・アークティオー・オヌウム, クウアース・イス・ホモ・ウェル・カエトウス・ファキト, アウト・ホオル]). そして、それゆえ、各人が、当の人間ないしは会議体の・どのような行為であれ、それを非難することは、自分自身を非難することになるのを、免れることもできないのである。(傍点は、引用者。OL・II. p. 131)。

c) α) この論述における・「おびただしい数にのぼる人間たち」が行なう〈一致した「決定」〉の〈内容〉——約言すれば、〈自分たち〉は、〈単一〉の〈第三者〉の〈行為のことごとく〉を、〈自分たち各人の行為である〉、と見做さなくてはならない、という・〈一致した「決定」〉の〈内容〉——は、一面で、かかる「各人」が、〈単一〉の〈第三者〉の「本人」(正しくは、「本人」の「人格」)〈となり〉、すなわち、この・〈単一〉の〈第三者〉に、《全面的代行(代理)の権限(ないし〈資格〉)》を〈付与する〉ことを、〈意味〉するものである。(このことは、上記の〈内容〉の〈一致した「決定」〉を行なうならば、「各人」が、当の・〈単一〉の〈第三者〉の〈行為ことごとく〉の「本人となることになる」という叙述によって、確証される)。

β) 他面で、この・〈一致した〉「決定」の〈内容〉は、〈単一〉の〈第三者〉が、「各人」から、——(前出・4), b), 参照), 「各人」を「自分の本人である、とする権限」(《全面的代行(代理)の権限(ないし〈資格〉)》)を〈付与される〉ことによって、「各人」なる「本人」の「代行者」(「代理人」)〈となる〉(正しくは、「代行者」の「人格」〈となる〉), という〈意味〉をもつものであることは、言うを俟たない。

d) そして、上述の〈意味〉をもつ〈内容〉をそなえた〈一致した「決定」〉を、「おびただしい数にのぼる人間たち」が行なう「場合には」ということこそ、前述・7) までの・「本人」と「代行者」との(正しくは、両者の各「人格」の)〈関係〉の〈論理〉を、〈多数者〉の「各人」と〈単一〉の〈第三者〉とのあいだに、おし進め、ないしは、適用しうる〈条件〉でもあり、同時に、〈根拠〉でもあることは、明らかである。

e) そして、であればこそ、(前出・3), a), 参照), 〈「代行者」(「代理人」)の「行動」は、〈ことごとく〉、「本人」の「行動」である〉という規定が、上掲・a) の叙述にあつて、「それゆえ、各人〔本人〕が、当の人間ないしは会議体〔代行者〕の・どのような行為であれ、それを非難することは、自分自身〔本人〕を非難することになるのを、免れることもできないのである」という文言で、表現されているのである。

(以上、『第I部』。「第VIII章」。II-VI, 3). 『経済と経営』。18-3. 51-113 ページ, 参照)。

9) a) さて、上述のようにして、

α) (前掲・8), b), 「おびただしい数にのぼる人間たち」が、あの〈内容〉の〈一致した「決定」〉——再言すれば、「たったひとりの・ある人間、ないしは、複数の人間からなる・たった一つの会議体〔〈単一〉の〈第三者〉〕が行なうことがありうる」〈行為〉の〈ことごとく〉について、「自分たちは、その・〈ことごとく〉の〈行為〉を、「自分たちの各人の行為である、と見做さなくてはならない者である」という〈内容〉の〈一致した「決定」〉——を

行なうことによって、

β) i) 一方で、(前出・c), α), 「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」は、上記の・〈単一〉の〈第三者〉の「本人」(「本人」の「人格」)〈となり〉、

ii) 換言すれば、その・〈単一〉の〈第三者〉に、《全面的代行(代理)権限(ないし〈資格〉)》を、〈付与する〉のであり、

γ) 他方で、(前出・c), β), 〈単一〉の〈第三者〉は、「各人」から、《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、〈付与される〉ことによって、「各人」という「本人」の「代行者」(「代理人」)〈となる〉、——という・この・(前出・8), d)) 「本人」と「代行者」との〈関係〉の〈論理〉は、

b) 「本人」〔の「人格」〕〈となる〉「各人」の「行為」、すなわち、「各人」の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉が、〈単一〉の〈第三者〉の「行為」、すなわち、その〈第三者〉の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉として、「代行」(〈代理〉)される、という〈論理〉にほかならない。

c) してみれば、この〈論理〉に基づく・上述の〈関係〉は、「各人」の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉が、〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」されることと、《同一》である。

d) それゆえ、上記の・「本人」と「代行者」との〈関係〉の〈論理〉は、“EOL.”, “DC.” が脱しえなかった〈最大の・論理上の困難〉——すなわち、「各人」の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉の「移譲」・「受領」は、この〈あらゆる行使〉の〈非物件性〉ゆえに、「不可能」である、という〈困難〉——を、解消せしめ除去しうる〈論理〉である。

e) そして、それゆえ、予め言えば、

α) “Lev.(E.)” Pt. I. Chap. XIV. *Of the first and second* NATURALL LAWS, *and of* CONTRACTS. (第一部。第十四章。第一ト第二トノ・自然にしたがう法について、オヨビ契約ニツイテ), “Lev.(L.)” Cápud XIV. DE

DÚABUS PRĪMĪS LĒGIBUS NĀTŪRĀLIBUS, ET DĒ CONTRĀCTĪBUS. ([デー・ドウアブウス・プリー・ミー・ス・レーギブウス・ナートウーラーリブウス, エト・デー・コントラクティブウス]。二つの・主要な・自然にしたがう法について, および, 契約について) の各・prg. 5. に示される「第二の〔自然に基づく〕法」という《命令》, — すなわち「人間ハ誰シモ, …進ンデ, 万事ニタイスル・コノ権利〔「各人」の・「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉にほかならぬ「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」(〈自然権〉)] ヲ, [第三者に] 手渡セ」 (“*Lev.(E.)*”) (“*Lev.(L.)*”) 「…各人ハ, …万事ニタイスル・自分ノ権利ヲ, [第三者に] 譲渡シナクテハナラナイ」, — における・その・〈自然権〉の・〈第三者〉への「移譲」を, 〈可能〉にするものは, まさに上の〈論理〉であり,

β) さらに, “*Lev.(E.)*” Pt. II. OF COMMON-WEALTH Chap. XVII. *Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH* (第二部。カマン・ウェルス〔国家〕について。第十七章。国家の目的, 産出, オヨビ, 定義ニツイテ), “*Lev.(L.)*” DĒ CĪVITĀTE SĪVE RĒPŪBLICĀ. Cápūt XVII. DĒ CÁUSĀ, GENERĀTIŌNE, ET DĒFINITIŌNE CĪVITĀTIS. (キーウィタースないしはレースプウーブリカ〔国家〕について。第十七章。国家の目的, 産出, および, 定義について) の各・prg. 13. に記される・「国家」を「産出」する「各人が各人と交す契約」の〈内容〉において,

i) 「各人」が, 〈単一〉の〈第三者〉に「全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)ヲ, 付与スル」こと, ないしは, 〈単一〉の〈第三者〉の「行為ノコトゴトクヲ, 全面的代行〔代理〕ノ権限〔資格〕ノ付与ニヨルモノトスル」こと, あるいは, 「各人」が, 〈単一〉の〈第三者〉に「全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)ヲ, 譲与スル」, 「移譲スル」ことと,

ii) 「各人」が自らの〈自然権〉を, この・〈単一〉の〈第三者〉に「譲渡

スル」こと (“*Lev.(E.)*”), 「譲与スル」, 「移譲スル」こと (“*Lev.(L.)*”) とが,
 iii) 《同一化》されているのも,

上の〈論理〉によるものである。(β) については, 次・H, 9) を参照されたい。

10) “*DH.*” が, 《全面的代行 (代理) 権限 (〈資格〉)》の〈付与〉を内容とする・「本人」と「代行者」との〈関係〉の〈論理〉を, 「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」と, 〈単一〉の〈第三者〉とのあいだに, 前見の〈内容〉の〈一致した「決定」〉を〈条件〉と〈根拠〉として適用する論述を含む「第十五章」を, 先行章「信仰について」との連関なきまま, 最終に付したのは, おそらく, “*EOL.*”, “*DC.*” における〈最大の・論理上の難点〉を消去するものとして着想した・上述の〈論理〉を, 早急に発表する意図に出たもの, と推測されるのである。

11) とはいえ, “*DH.*” の立論は, なお, 一つの〈論理上の欠落〉を, 自覚せぬままに, 残していた。というのは。

a) すでに知ったとおり, あの〈一致した「決定」〉の〈内容〉をなす〈論理〉は, —— 再言すれば, 「各人」が, 〈単一〉の〈第三者〉に, (前出・4), b), d)) 《全面的代行 (代理) の権限 (資格)》を〈付与する〉ことによって, 「各人」は, 「本人」の「人格」〈となり〉, この〈第三者〉は, 「各人」という「本人」の「代行者」の「人格」〈となる〉 —— というところにあるにしても,

b) α) その「各人」は, 「自分たちの各人…」と言われていたとおり (前出・8), b)), あくまで, 「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」である。

β) しかしながら, 「各人」が, 〈単一〉の〈第三者〉たる「代行者」の「本人」の「人格」〈となる〉とは, —— 「おびただしい数にのぼる」・「本人」の「人格」〈となる〉ことであってはならないのであって, 〈単一〉の・「本人」

の「人格」〈となる〉ことでなくてはならないのである。

γ) なぜなら。

i) (前出・1), d), β), i); e)), 「本人」の「人格」とは, 「ソレノ言葉ト, ソレノ行為トガ, ソレニ帰セラレルモノノコトデアル」のであったが, 「言葉」と, 「行為」とは, 「本人」の〈意志〉を〈原動力〉とするものである以上, この〈意志〉が, ほかならぬ「本人」の〈意志〉である, という意味での〈単一性〉が存在するはずであり, それに基づくのでなくては, 「本人」の「言葉ト, …行為トガ, …帰セラレル」ことができる・まさに「本人」としての「人格」は, 成り立つことができない。

ii) すなわち。「本人」の〈意志内容〉(〈意志の対象〉)は, 多様であり, そして, それゆえ, 〈意志〉は, 多岐の〈内容〉の「言葉」と「行為」とを生む〈原動力〉となる。

だが, その〈原動力〉たる〈意志〉が, 「本人」という・〈単一〉な人間の〈意志〉であるのでなければ, それらの「言葉」・「行為」が, まさしく, その・〈単一〉な人間たる「本人」の「言葉」・「行為」である, とされることは, できないのである。

そして, それができない, ということは, とりもなおさず, 「言葉ト, …行為トガ」, 〈単一〉の人間たる「本人」の「人格」に, 「帰セラレル」ことが, できない, ということにほかならない。

それゆえ, 「本人」の「人格」がもつ〈単一性〉は, 「本人」の〈意志〉がもつ〈単一性〉に, 基づいている, としなければならない。

iii) さらにまた, (前出・1), d), β), ii); e)), 「代行者」の「人格」は, 「他人〔本人〕ノ言葉ト, 他人〔本人〕ノ行為トガ, ソレニ帰セラレルモノノコトデアル」のであって, そして, 上述とひとしく, 「他人〔本人〕ノ言葉ト, 他人〔本人〕ノ行為ト」は, 「他人〔本人〕」の〈意志〉を〈原動力〉とするものである。

したがって, 「代行者」が〈単一〉の「代行者」(前述の〈第三者〉)である

場合、上記・i) のように、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」という「他人〔本人〕」の〈意志〉の〈単一性〉と、それに基づく・「他人〔本人〕」の「人格」の〈単一性〉とがなくては、〈単一〉の〈第三者〉たる「代行者」の「人格」において、「各人」の「身体と心との力・能力」が「一つの・共同の力」に〈単一化〉することは、ありえないのである。

c) ところが、(前出・8), b)) 「おびただしい数にのぼる人間たちが、…自分たちは」、〈単一〉の〈第三者〉の〈行為〉を、「自分たちの各人の行為である、と見做さなくてはならない者である、と一致して決定する」と言われるにせよ、その〈一致した「決定」〉が、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」の〈意志〉の〈単一性〉と、それに基づく・「人格」の〈単一性〉とを、生み出す、という〈論理〉、したがって、〈一致した「決定」〉が、〈単一〉の・〈第三者〉を、〈単一〉の・「本人」(「各人」)の「人格」の「代行者」たる「人格」ならしめる〈論理〉は、“DH.” *Cáput XV.*には、〈欠落〉しているのである。

d) その〈論理上の欠落〉がある以上、〈単一〉の〈第三者〉としても、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」つまり〈ひとりひとり〉の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉の「代行者」の「人格」〈となる〉にすぎなくなるのであって、その場合には、〈第三者〉の・「代行者」としての「人格」において、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」の「身体と心との力・能力」の〈合一した全体〉が形成されることは、ありえなくなる。

e) そのことは、「単一体」が「造出」されえないことを、意味し、「一つの・共同の力」が「設立」されえないこと、「国家」が「産出」されえない、という〈難点〉を、語るものにほかならない。

なぜなら、「単一体」とは、「多数の人間の意志を、…たったひとりの人間の意志の中に、ないしは、たった一つの協議体の意志の中に、包み込むことであり、あるいは、含み込むこと」であり (“EoL.”), ないしは、「あの・あ

らゆる人間が、意志を、たったひとりの人間の意志に、あるいは、たった一つの協議体の意志に、服従させること」である (“DC.”) からである。(傍点は、引用者)。

f) けれども、“DH.” Cáput XV. は、上記の〈難点〉に導く・前述の〈論理上の欠落〉を自覚しなかった。

すなわち、“DH.” Cáput XV. の叙述は、前掲・8) に見たところから一変して、もはや、「人間」と「人間」とのあいだの・「本人」と「代行者」との〈関係〉、——再言すれば、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「各人」と、「たったひとりの人間、ないしは、複数の人間からなる・たった一つの会議体」とのあいだの・上述の〈関係〉(すなわち、「単一体」を「造出」し・「国家」を「産出」する・「各人」の「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉の「移譲」と《同一》である〈関係〉)——の論述へ展開するのではなく、「神」と「人間」とのあいだの・「本人」(の「人格」と〈代表者〉・〈代理人〉(の「人格」との〈関係〉)を、「国家の・至高の指導者」たちは、「神を主として承認する」限りにおいて、「神を代表する」との文言で論述し始めるところへ、転ずるのである。

だが、その部分の叙述の中にひそんでいるはずのものは、——「本人」としての「神」の「人格」は、言うまでもなく〈単一〉である以上、「人間」と「人間」とのあいだの・「本人」と「代行者」との〈関係〉にあっても、「本人」たる「各人」の「人格」は、「おびただしい数にのぼる」・「本人」としての「人格」ではなく、〈単一〉の・「本人」としての「人格」でなくてはならぬことに想到すべき契機——である。

しかし、この事柄に想到し、さらに、「本人」である「各人」の「人格」が、いかにして、〈単一〉のものになりうるか、という問題が自覚され、回答たるべき立論が示されるのは、後出・14) に見るとおり、“Lev. (E. L.)” Pt. 1. Chap./Cáput XVI. において、である。

g) だが、その契機をうかがうためにも、上にふれた叙述部分を、掲げ、かつ、分析しておく必要がある。

α) 「同じようにして、国王のすべてと、どのような種類の国家であれ国家の・至高の指導者のすべてとは、神を^{あるじ}主として承認する (*dóminum agnóscant Déum*. [ドミヌウム・アグノースカント・デウム]) のであれば、神を代表しているのである (*Déi persônam gérunt*. [デー・ペルソオナーナム・ゲルウント])。〔「国家の・至高の指導者」によって^{あるじ}主として承認される〕ことにより、「神」が「本人」としての「人格」〈となり〉、「国家の・至高の指導者」が、「神」を^{あるじ}主として承認することによって、「神」の〈代表者〉(〈代理人〉)の「人格」〈となる〉、の意〕。もっとも、とりわけて、支配する神を代表したのは、最初にモーセースであり、ついでクッリーストウスであったし、そして、聖霊降臨日ののち、聖霊が、目に見える姿をとって、使徒たちのあいだに下ったのちは、教会、すなわち、国家全体にわたる教会の・至高の指導者であった。確かに、あらゆる国民にあって、神は、人間と同ように、所有物をもっている、もとより、自らに奉獻された土地、諸所持品、その他の・自らの財を、もっている。しかし、これらの財は、国家〔の・至高の指導者〕によってでなくては、創設されなかったものである。なぜかと言えば、神の意志は、国家〔の・至高の指導者〕をつうじてでなくては、確められることがなく、すなわち、代理される (*repraeséntatur*. [レプラエセントウル])。この神の意志、言い換えれば、この神がそれらの者によって代理される者たち〔「国王」・「国家の・至高の指導者」たち〕が行なう行為の本人 (*âuthor … âctiônum*. [アウトホオル…アークティオーヌウム]) たろうとする意志が、〔国家の・至高の指導者をつうじて〕探り出されるのであって、したがって、必ず、神は、国家〔の・至高の指導者〕の意志をつうじて、〔「本人」としての〕人格となる (*persôna fiat*. [ペルソオナーナ・フィーアト]) からである」。 (OL・II. pp. 131–132)。

β) この叙述に託された立論は、以下のものである。

i) 「国王」ないしは「国家の・至高の指導者」が、「神を主として承認する」とは、上記の者たちが、自分たちによって「代理される」ことを望む・「神の意志」、すなわち、自分たちが「行なう行為の本人たろうとする」「神の意志」を、「確める」ことであり、「探り出す」ことである。

ii) しかるに、かかる「神の意志」を、「確める」こと、「探り出す」ことは、上記の者たちが、「神」の・「本人」としての「行為」を「代表」し「代理」する「意志」を、抱くことにほかならない。

iii) そして、一方で、あの「神の意志」と、他方で、「国王」ないしは「国家の・至高の指導者」の・この「意志」とによって、「神」は、「本人」としての「人格となる」のであり、後者たちは、「神」の「代表者」(〈代理人〉)としての「人格」〈となる〉のである。

iv) こうして、「本人」としての「人格となる」に至ったからこそ、「神」は、「代表者」(〈代理人〉)の「人格」としての「国王」あるいは「国家の・至高の指導者」によって「創設され」「奉献された」ものとしての「所有物」を、「人間と同ように、もっている」のである。

γ) i) 以上の立論は、「神」が「所有物をもつ」根拠としての・「本人」と「代表者」(〈代理人〉)との〈関係〉にかかわるものであって、

「人間」と「人間」とのあいだでの・「単一体」の「造出」・「国家」の「産出」にかかわる・上記の〈関係〉とは無縁である。

ii) がしかし、上の立論が当然に前提している・重要な事柄は、「本人」としての「神」の「人格」は、〈単一〉である、ということである。

iii) とすれば、この立論から〈帰結〉するのは、——「国家」の「産出」にかかわる〈関係〉にあっても、〈単一〉の〈第三者〉がその「代行者」(〈代理人〉)の「人格」〈となる〉ところの・「各人」の・「本人」としての「人格」も、「おびただしい数にのぼる」「人格」ではなくて、〈単一〉の「人格」でなくてはならない——という事柄である。

12) こうして, “DH.” Cáput XV. は, その〈帰結〉を導く契機を, 上見のように, 提出しながらも, 〈帰結〉そのものには想到することがなく, したがって, 「本人」たる「各人」の「人格」が, いかにして, 〈単一〉のものになりうるか, の問いに答ええない, という〈論理上の欠落〉を残した。

ホブズが, この〈欠落〉を自覚し, これを払拭する立論を示すのが, (“DH.” Cáput XV. が提示した・「本人」の「人格」と「代行者」の「人格」との〈関係〉の〈論理〉を継承した) “Lev. (E. L.)” Pt. I. の最終章たる Chap./Cáput XVI. *Of PERSONS, AUTHORS, and things Personated* (第十六章。人格, 本人, オヨビ, 人格トサレタ物ニツイテ)。(L. DĒ PERSŌNĪS ET AUTHŌRIBUS. (デー・ペルソーンニス・エト・アウトホーリブウス]。人格と本人とについて) である。

しかも, この「第十六章」は, 本・G, 前出・9), e) に予示したように, 本稿・本・IX. の主題たる・「国家」を「産出」する「契約」の〈内容〉を告げる “Lev. (E.)” Pt. II. OF COMMON-WEALTH. の初章・Chap. XVII. *Of the Causes, Generation, and Definition of a COMMON-WEALTH*, “Lev. (L.)” DĒ CĪVITĀTE SĪVE RĒPŪBLICĀ. Cáput XVII. DĒ CÁUSĀ, GENERĀTIŌNE, ET DĒFĪNĪTIŌNE CĪITĀTIS. の直前におかれることによって, 問題の・「契約」の〈内容〉の〈意味〉を理解する根拠を示す・決定的な役割を与えられているのである。

そこで, “DH.” Cáput XV. が残した〈論理上の欠落〉が, この “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XVI. で, いったい, どのような立論によって解消せしめられているか, に留意しつつ, 以下, この「第十六章」の論述を, 本・IXの主題の視点から見ることにしよう。(『第I部』, 「第VIII章」, I. -VI. 『経済と経営』, 18-3. 38-124 ページ, 参照)。

13) a) “Lev. (E.)” は, prg. 1. で,

α) 「人格」(PERSON) とは, まず,

i) 「ソレノ言葉 (words), ナイシハ, ソレノ行為 (actions) が, ソレ自身

ノ言葉, ナイシハ, ソレ自身ノ行為と, 見做サレル (*are considered, ... as his own* [words or actions])・そのもの (he) のことであり,

ii) 「アルイハ, ソレノ言葉, ナイシハ, ソレノ行為ガ, アル他人ノ言葉, ナイシハ, アル他人ノ行為ヲ, …代理シテイルト, 見做サレル (*are considered ... as representing the words or actions of an other man*)・そのもの (he) のことであり, アルイハ…」, と定義しているが, (E. p. 217),

β) 第一の定義が, 「本人」の「人格」を意味し, 第二の定義が, 「代理人」(「代行者」)の「人格」を表示していることは, 言うまでもない。

γ) しかし,

i) 「本人」の「人格」について, 「ソレノ言葉, ナイシハ, ソレノ行為ガ, ソレ自身ノ言葉, ナイシハ, ソレ自身ノ行為ト, 見做サレル」ことは, 「ソレ自身ノ言葉, ナイシハ, ソレ自身ノ行為」が, 「それ (he)」の「言葉」, ないしは, 「それ」の「行為」〈として表出されている〉ことを〈前提〉しているはずであり,

ii) 同じく, 「代理人」の「人格」について, 「ソレノ言葉, ナイシハ, ソレノ行為ガ, アル他人ノ言葉, ナイシハ, アル他人ノ行為ヲ, 代理シテイルト, 見做サレル」ことは, 「ソレノ言葉, ナイシハ, ソレノ行為」が「アル他人ノ言葉, ナイシハ, アル他人ノ行為」〈として表出されている〉ことを〈前提〉しているはずである。

δ) とすれば, 正しくは,

i) 「本人」の「人格」とは, 「ソレノ言葉, ナイシハ, ソレノ行為」を, 「ソレ自身ノ言葉, ナイシハ, ソレ自身ノ行為」〈として表出する〉「そのもの」のことである, と定義されるべきであり,

ii) 「代理人」の「人格」は, 「ソレ自身ノ言葉, ナイシハ, ソレ自身ノ行為」を, 「アル他人ノ言葉, ナイシハ, アル他人ノ行為」〈として表出する〉「そのもの」のことである, と定義されるべきである。

b) “*Lev.(L.)*” は, prg. 1. で, “*Lev.(E.)*” が上掲の定義を語るのに対応

した箇所にあつて、簡潔に、

α) 「人格 (PERSŌNA. [ペルソオーオナ]) とは、自分ノ名義デ (sūō [nōmine]. [スウオー [・ノーミネ]]) 役割ヲ演ズル (rēs agit. [レーエス・アギト]) ・ソノモノ (is. [イス]) のことであるか、アルイハ、他人ノ名義デ (aliēnō nōmine. [アリエーノー・ノーミネ]) 役割ヲ演ズル・ソノモノ (is) ノコトデアル、と定義している。(OL・III. p. 123)。

β) i) 「自分ノ名義デ役割ヲ演ズル・ソノモノ」(「本人」の「人格」) とは、「自分ノ」「言葉と「行為」とにおいて、〈自分に固有のもの〉を〈表出する・ソノモノ〉の意でなくてはならないし、

ii) 「他人ノ名義デ役割ヲ演ズル・ソノモノ」(「代理人」の「人格」) とは、「自分ノ」「言葉」と「行為」とにおいて、〈他人に固有のもの〉を〈表出する・ソノモノ〉を意味するものでなければならない。

δ) それゆえ、“Lev.(E.)”での定義に比して、“Lev.(L.)”の定義は、より簡潔ではあるが、しかし、より明確である。

c) はたして、

α) “Lev.(E.)”は、次・prg. 2., “Lev.(L.)”は、上と同じ prg. 1. で、“DH” Cáput XV. とひとしく、“Persōna”の語意の変遷を辿ることによって、「本人」の「人格」と「代理人」(「代行者」)の「人格」とを示唆したのち、

β) i) “Lev.(E.)”は、“Lev.(L.)”とひとしく、両者の「人格」を合して、「人格トナルこと (to Personate) とは、自分自身の役割を演ズルこと (to Act … himselfe), ないしは、ある・他のものの役割を演ズルこと (to Act … an other) であり、すなわち、自分自身を表出スルこと ((to) Represent himselfe), ないしは、ある・他のものを表出スルこと ((to Represent) an other) である」とし、

ii) つづいて、「他人を代行する者は (he that acteth another), その他人を代表している (to beare his Person), と言われ、ないしは、その他人の名義で役割を演じている ((to) act in his name), と言われる」と述べ (E.

p. 217),

γ) “*Lev.(L.)*” は、上記の・“*Lev.(E.)*” の叙述に該当するものとして、「誰〔自分であれ、他人であれ、の意〕の名義であるにせよ、…その者〔自分、ないし、他人〕の名義で、役割を演ずる者は (ille, qui nōmine cūjuscūnque, …, pārtēs āgeret. [イッレ・クウイー・ノーミネ・クウユウスクウクウエ, …, パルテース・アゲレト]), ある者〔自分、ないしは、他人〕を代表している (persōnam alicūjus gērere. [ペルソォォナム・アリクウーユス・ゲレレ]), あるいは、ある者〔自分、ないしは、他人〕の役割を果たしている ([persōnam alicūjus] sustinēre. [[ペルソォォナム・アリクウーユス]・スウスティネエーエレ]), と言われるのである」としている。(OL・III. p. 123)。

c) さて、ついで、「本人」の「人格」は、「当人ノ人格」(a *Natural Person*. L. *Persōna prōpria, sēve nātūrālis*. [ペルソォォナ・プロプリア, スィーイウエ・ナートウラーアリス]。「自分固有ノ人格、ないしは、当人の人格」と表示され、「代理人」の「人格」は、「他人・他物ニ成り代ッタ人格、ないしは、他人・他物ノ役割ヲ演ズル人格」(a *Feigned or Artificial person*. L. *persōna reprōsentātīva*. [ペルソォォナ・レプラアエセンターティイウァ]。「代理人格」), と名づけられる。(E. p. 217 ; OL・III. p. 123)。

d) しかし、要点は、「代理」ないしは「代行」の〈根拠〉が、どこにおかれているか、である。

α) “*Lev.(E.)*” は、上と同じ prg. 2. で、「代理人」(*Representer*) という語を初め、同義の語を多数 (たとえば, *Representative*, *Vicar*, 等々, 八つ) 挙げたのちに、次・prg. 3. にあって、その〈根拠〉を、つぎのように規定している。

—— さきに見た「他人・他物ノ役割ヲ演ズル人格」のうち、「他人ノ役割ヲ演ズル人格」について、この「人格」は、「その〔代行者・代理人の〕人格が代理する者〔本人〕によって、その〔代理者・代理人の〕人格の言葉と行為

とは、自分〔本人〕ノモノデアル、ト認メテもらうのである。(… have their words and actions *Owned* by those whom they represent.)。ところで、この時に、その人格が、代行者 (the Actor) である。そして、その人格〔「代行者」〕の言葉と行為とを、自分のものである、と認める者が (he that owneth his words and actions), 本人 (the AUTHOR) である。この〔「認める」〕場合に、代行者は、Authority によって (by Authority), 代行するのである。(傍点は、引用者。E. p. 218)。

β) ここに言われる ‘Authority’ が、どのように規定されるかは、次・γ) に見ることになるが、「代行」・「代理」の〈根拠〉は、

ひとたびは、「本人」〈となる〉「人格」が、「代行者」〈となる〉「人格」の「言葉と行為とを、自分のものである、と認める」ところにおかれ、

ついで、かく「認める」ことが、「代行者は、Authority によって、代行するのである」と換言され、むしろ、あらためて規定されて、「代行」・「代理」の〈根拠〉は、後者におかれるのである。

γ) そこで、では、“Lev.(E.)” にあって、‘Authority’ そのものが、さらに、どのように規定されているか、である。

あらかじめ言えば、“DH.” Cáput XV. では、前出・4), a); d); e) に見たとおり、「本人」が「もつ」・「自分を代表することを命ずる」「権利」・「代行させる権利」が〈根拠〉となって、「代行者」が、その「命ずる他人」を、「自分の本人である、とする権限」(authōritās) を「もつ」とされ、

すなわち、上記の「権利」と「権限」(《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》)とは、互いに《表裏》の関係にあるものであったが、

“Lev.(E.)” もまた、前見の・「本人」〈となる〉「人格」が、「代行者」〈となる〉「人格」の「言葉と行為とを、自分のものである、と認める」とことと、“DH.” Cáput XV. にあって、「代行者」が、その「命ずる他人」を、「自分の本人である、とする権限」としての ‘authōritās’ に相当する)「代行をする権限」としての ‘Authority’ とを、互いに《表裏》をなすものとして、規定している。

すなわち、

i) “*Lev.(E.)*” は、上と同じ prg. 2. で、

前掲・α) の叙述につづいて、「財と所有物とについて語るさいに、所有者 (*Owner*), ラテン語で *Dóminus* ([ドミヌス]。「所有主」), ギリシャ語で *Kύριος* ([キュリオス]。「所有主」) と呼ばれているものが、行為について語るさいに、本人 (*Author*) と呼ばれるのである」(E. p. 218) としたあと、

「そして、所有の権利が、所有権と呼ばれるのとひとしく、〔代行者が有する・〕なにかの代行をする権限 (*the Right of doing any Action*) が、*AUTHORITY* と呼ばれるのである。したがって、*AUTHORITY* というものによって、いつも必ず理解されるのは、〔代行者が有する・〕なにかの代行をする権限 (*a Right of doing any act*) なのである」——と規定し (E. p. 218),

ii) ついで、この「権限」としての ‘*AUTHORITY*’ の・さらに〈基礎〉であるものを、——「そして、*Authority* ニヨッテ行ナワレル (*done by Authority*).「〔代行者が有する・〕なにかの代行をする権限」「ニヨッテ行ナワレル」, の意) とは、委託 (*Commission*) ないしは許諾 (*Licence*) がその者の権利である人間〔「本人」〕からの委託ないしは許諾によって行なわれることである、と理解されるのである」——と述べている。(loc. cit.).

δ) ここに言われる・「本人」からの「委託」・「許諾」という文言によって理解されるべきは、再言すれば、「本人」〈となる〉「人格」が、「代行者」〈となる〉「人格」の「言葉と行為とを」自分のものである、と認める」ことと、同一の事柄である。

ε) “*Lev.(L.)*” もまた、「代行」・「代理」の〈根拠〉を、“*Lev.(E.)*” とひとしいところに、おく。

i) すなわち、まず、prg. 2. で、以下のように述べられる。

「代理人 (*repräsentāns*. [レプラアエセンタンス]) の言葉 (*vérba*. [ヴェルバ]) と所為 (*fácta*. [ファクタ]) とは、代理人が代理する者によって、い

ずれかの時に、自分の言葉と所為である、と承認されるのである (prō súis [vĕrbis et fáctis] agnōscuntur. [プロー・スウイース [ウエルビース・エト・ファクティース]アグノースクウントウル])). すなわち、その〔「承認される」〕場合に、代理人が代行者 (âctor) と呼ばれ、代理される者 (repræsentâtus. [レプラアエセンタァーアトウス]) が本人 (âuthor) と呼ばれるのであって、したがって、代行者は、authōritās によって (authōritâte. アウトホーリタァーアテ)), 代行するのである。(傍点は、引用者。OL・III. p. 123)。

ii) そして、さらに、“Lev.(L.)” は、その prg. 2. にあって、“Lev.(E.)” の・上掲・γ), i) の叙述に該当する箇所、前見・ε), i) の記述につき、「すなわち、財と所有物とが論題となるさいに、所有主と呼ばれるものが、言葉と行為とが論題となるさいに、本人 (âuthor) と呼ばれるのである」と語ったのちに、‘authōritās’ を、つぎのように規定している。

「そして、所持する権利が、所有権と言われるのとひとしく、〔代行者が有する・〕 jūs ágendi ([ユウーウス・アゲンディー]。「代行する権限」) が、authōritās とされるのである。(OL・III. p. 123)。

ξ) このようにして、合して言えば、「代行」・「代理」の〈根拠〉については、“Lev.(E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XVI. の立論は、〈同一〉である。

繰り返せば、その〈根拠〉は、

i) 最初には、「代行者」・「代理人」〈となる〉「人格」が、その「言葉」と「行為」・「所為」とについて、「本人」〈となる〉「人格」から、その「言葉と行為とは、自分ノモノデアル、ト認メテもらう」ことであり、「自分の言葉と所為とである、と承認される」ことであり、あるいは、「本人」〈となる〉「人格」が、「代行者」・「代理人」の「言葉と行為とを、自分のものである、と認める」、というところに、おかれるのであるが、

ii) ついで、そのように「認める」ことと《表裏》をなす・「代行者」の「代行する権限」に、おかれることになるのである。

η) こうして、“Lev.(E. L.)” Chap./Cáput XVI. に規定される ‘Autho-

city', 'authōritās' は、「代行者」・「代理人」が「もつ」《全面的代行（代理）の権限（〈資格〉）》であって、「DH.” Cápūt XV. に言われる 'authōritās' と、規定内容にあつて〈同一〉である。

θ) 少しく付加しておけば、

i) 上見の“Lev.(E. L.)”の叙述において、「本人」が、「所有者」ないし「所有主」とのアナロジーの関係で記述されている理由は、——叙述中に現われる 'Own'（「自分ノモノデアル、ト認メル」）という動詞と、'Owner'（「所有者」）という名詞との関係から明らかとなっており、'Owner'（「所有者」）とは、本来、なにかの事物を〈自分ノモノデアル、ト認メル者〉の意であつて、したがつて、「代行者」・「代理人」の〈言葉と行為とを、自分ノモノデアル、ト認メル者〉が、「所有者」とのアナロジーで、「本人」と呼ばれる——というところにある。

ii) また、狭義では「家父」を意味したが、広義では「所有主」を表示した 'dóminus' の語についても、上記と同じことが言いうる。（なお、「命令者」という語意での 'dóminus' については、「DH.” Cápūt XV. に現われていた・「自分ヲ代表することを命ずる」「権利」を有する「人格」が、「本人」の「人格」である、とする論旨に解することができよう）。

iii) 'Kúpios' なる語は、本来は、形容詞として、〈…ニタイスル権力・権限ヲモツコロノ〉の意であり、また、名詞としては、〈主人〉、〈家父〉、また、〈神〉を、さらに、『旧約聖書』にあつては、ヘブル語の「ヤーウエイ」（「エホバ」）に当り、『新約聖書』では、「クフリーストウス」を、指すものであつたが、〈代行させる権限をもつ者〉と解すれば、「命令者」の意の 'dóminus' の場合とひとしく、「本人」を表示する語である、とすることができる。

ι) しかし、「…所有の権利が、所有権と呼ばれるのとひとしく、〔代行者が有する・〕なにかの代行をする権限が、Authority と呼ばれるのである」（Lev.(E.)), 「…所持する権利が、所有権と言われるのとひとしく、〔代行者が有する・〕代行する権限が、authōritās と呼ばれるのである」（Lev.(L.)),

とされる場合のアナロジーについては、「所有権」が〈公的に承認〉された・所有・所持にたいする「権限」であるのと「ひとしく」, 「代行をする権限」・「代行する権限」としての Authority, *authōritās* とは, 〈「本人」によって〈承認〉された・「代行」にたいする「権限」〉である, という意においてである, と解するほかはないように, 考えられる。

14) さて, つぎに, 問われるべきは, “*Lev. (E. L.)*” Chap./Cáput XVI. にあって, 〈多数の人間〉と, 〈単一〉の〈第三者〉とのあいだでの・「本人」としての「人格」と「代理人」(「代行者」)としての「人格」との〈関係〉の立論について, 前記・11) に指摘した・“*DH.*” Cáput XV. における・〈論理上の欠落〉が, どのようにして消去されているか, 換言すれば, 「本人」としての「各人」の「人格」が, 〈多数〉の「人格」ではなく, 「単一」の「人格」でありうるのは, いかなる〈論理〉によっているか, である。

a) α) i) “*Lev. (E.)*” は, まず, “*DH.*” Cáput. XV. における〈論理上の欠落〉を自覚した。その自覚は, prg. 14. に, こう表現されている。

「〔人間たちの〕多数体 (the Multitude) は, 自然のままでは, 単一のもの (*One*) ではなく, 多数のもの (*Many*) であるのであるから, 多数体は, 単一の人格 (one [Person]) と理解されることができない」。 (E. p. 220)。

ii) “*Lev. (L.)*” もまた, それの prg. 11. で, さらに明確に, 述べている。

「しかしながら, 〔人間たちの〕多数体 (*multitúdo*. [ムウルティトウーウドー]) は, 自然のままでは, ある・単一のもの (*ûnum aliquod*. [ウーウヌウム・アリクウオド]) ではなく, 多数のもの (*múlti*. [ムウルティー]) であるのであるから, 多数体を代理する人格である代行者が, 語り, ないしは, 行なう事柄の・単一の (*ûnus*. [ウーウヌウス]) 本人であるのではなく, 多数の (*múlti*) 本人, 当然, 個々の (*sínguli*. [スィングウリー]) 本人である」。 (OL・III. p. 125)。

β) この論述の意味するところは, 再言すれば, ——「おびただしい数にのぼる人間たち」が, 〈単一〉の〈第三者〉を, 「自分たちの各人」の「代行者」

とする〈一致した「決定」〉を行なうて、この・〈単一〉の〈第三者〉の「本人」の「人格」〈となる〉にしても、その・「本人」の「人格」を「単一の人格」たらしめ、ないしは、「本人」を「単一の本人」たらしめる〈論理〉が〈欠落〉しているのであっては、前述・11), d); e)のように、「一つの・共同の力」が「設立」されえない、「国家」が「産出」されることはできない、という〈難点〉が、結果せざるをえない——というところにある。

b) そこで、言うまでもなく、肝要なのは、上の〈難点〉に導く〈論理上の欠落〉を消去しうる〈論理〉は、いかなるものか、である。

a) “Lev.(E.)”は、同じ prg. 14. で、前見の叙述につづいて、その・求められている〈論理〉の第一段階を、以下のように示している。

「しかしながら、多数の本人は (many Authors), 自分たちが、自分たちの代理人 (their Representative) にたいして、代行する権限を、無制限に与える場合には (in case they give him [their Representative] Authority without stint. 《全面的代行 (代理) の権限 (〈資格〉)》を〈付与する〉場合には、の意)、各人は、自分たちの代理人が、自分たち〔多数の本人〕の名義で、語り、ないしは、行なう・一つ一つの事柄について、自分たちの・共同の代理人にたいし (Every man … their common Representer), 個々に、自分から進んで、代行する権限を与えているのであるからであり、すなわち、代理人が行なう・あらゆる行為を、自分のものである、と認めているのであるからである」。(傍点は、引用者。E. pp. 220—221)。

β) i) すなわち、求められている〈論理〉の第一段階は、——〈単一〉の〈第三者〉なる「代理人」・「代理者」の・その〈単一性〉とは、「多数の本人」にとっての〈共同性〉を、意味する——とするものである。

ii) なぜなら、確かに、「代理人」・「代理者」が、「多数の本人」にとり〈単一〉である、とは、「代理人」・「代理者」が「多数の本人」の「各人」にとって〈共同〉であることにほかならないのであり、

iii) そして、「共同の代理人」が、「各人」の・「本人」の「人格」を、〈多

数性)において(分散して)、「代理」することは、ありえないからである。

γ) “Lev.(L.)”もまた、さきと同じ prg. 10. にあって、前掲の論述につづき、“Lev.(E.)”と同一の第一段階の〈論理〉を、以下のように語っている。

「なぜなら、多数の本人の各人は、自分の・共同の代行者(commūnis âctor sūus. [コムムウーウニス・アーアクトル・スウウス])にたいして、自分を代行する権限を、付与した(tribūit.[とりブウーウイト])のであるからである」。

(傍点は、引用者。OL・III. p. 125)。

(“Lev.(E.)”が、上見のように、「…代行する権限を、無制限に与える…」と述べているのは、つづいて、「そうではなくて、多数の本人が、代理者は、なにごとにあつて、また、どこまで、自分たちを代理するのかを、限定する(limit) 場合には〔《全面的代行(代理)権限(〈資格〉)》を〈付与する〉のでなければ、の意〕、多数の本人は誰ひとりとして、自分たちが代理者に、代行する委託を与えた以上のものを、自分のものであるとは、認めないのである」

(E. p. 221)と言われるのに、対するものである。

なお、“Lev.(L.)”は、“Lev.(E.)”の・上見の叙述に対応するものとして、つぎのように記している。「しかしながら、付与された・代行する権限が、限定されている(finīta. [フィーニイーイタ])場合には、いかなる本人といえども、委託(mandātis. [マンダーティイス])に含まれている・その代行のみの本人であるにとどまる」。(OL・III. p. 125)。

“Lev.(L.)”には、“Lev.(E.)”と異なって、「代行する権限を、無制限に与える場合」という記述は見られないが、「付与された・代行する権限が、限定されている場合には」という表現のみで、「共同の代行者」には、〈代行する権限が、無制限に与えられている〉こと、すなわち、《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》が〈付与されている〉ことが、前提されていることが、含意されているのである。

c) α) さて、前掲・b), i), iii) の・第一段階の〈論理〉を告げる叙述は、いずれも、引用者が傍点を付したように、「…からである」で、終ってい

る。

β) このことは、第一段階の〈論理〉を〈根拠〉とする、ないしは、この〈論理〉から〈帰結〉する・第二段階の〈論理〉が存在することを、示しているものである。

d) α) ところで、その第二段階の〈論理〉とは、“*Lev. (E.)*” にあって、前見の prg. 11. に先行する prg. 13. に述べられるもの、すなわち、

「なぜなら、〔「人間たちの多数体」(A Multitude of men) という・「本人」としての〕人格を、単一のもの (*One*) 〔「単一」の・「本人」としての「人格」〕とする (maketh) のは、代理人の〔人格の〕単一性 (the *Unity* of the *Representer*) であって、代理される者の単一性 (the *Unity* of the *Represented*) ではないからである。そして、それ〔代理人〕は、〔「人間たちの多数体」を〕代表する代理人であり、しかも、ひたすらに単一な人格である」(傍点は、引用者。E. p. 220) とする〈論理〉である。

β) 確かに、「多数の本人」の「各人」が「共同の代理人」をもつ、という・第一段階の〈論理〉を〈根拠〉とすれば、成り立つのは、ないしは、その〈論理〉から〈帰結〉するのは、以下の〈論理〉である。

i) 「代理される者」は、言うまでもなく「多数」であるゆえに、「単一性」をもつことはありえないのであって、「単一性」は、「共同の代理人」にのみ属する。

ii) かつ、「代理人」は、「共同」の「代理人」であり「単一性」をもつ「代理人」である以上、「代理人」(「代行者」)としての・〈単一〉の「人格」である。

iii) そして、この・「共同」かつ〈単一〉の「人格」が、「人間たちの多数体」の「代理人」の「人格」であるのであってみれば、「人間たちの多数体」は、「多数の本人」ではありながら、しかし、「単一」の・「本人」たる「人格」〈とならざるをえない〉のである。

上の〈論理〉を表現しているのが、「…、〔「人間たちの多数体」という〕人

格を、単一のもの〔「単一」の・「本人」の「人格」〕とするのは、代理人の〔人格の〕単一性であって、…〕という論述である。

γ) “*Lev.(L.)*” もまた同じく、前掲・b), α), iii), prg. 11. に先行する prg. 10. にあって、以下のように記している。

「なぜなら、〔人おびただしい数にのぼる人間〕(plūres hōminēs.〔プルウレース・ホミネース〕という・「本人」としての)人格を、単一の(ūna.〔ウーナ〕)〔「本人」としての)人格であるようにする(fācit esse.〔ファキト・エッセ])ものは、代理される人間の単一性ではなく、代理人の単一性(ūnitās repraesentantis.〔ウニタース・レプラアエセンタンティス])であるからである」。 (傍点は、引用者。OL・III. p. 125)。

e) α) ところが、上見の・第二段階の〈論理〉を告げる叙述の前半もまた、いずれも、「なぜなら」で始まり、「…からである」で終わっている。

このことは、上の〈論理〉を〈根拠〉にして、あるいは、その〈論理〉からの〈帰結〉として、第三段階の〈論理〉が存在することの証左である。

β) その・第三段階の〈論理〉は、“*Lev.(E.)*” の・前掲・d), α) の叙述に先行する・prg. 13. 冒頭の・下記の記述の中に、含まれている。

「人間たちの多数体は (A Multitude of men), その人間たちが、単一の人間、ないしは、単一の人格 (one person) によって代理される (are … represented) 場合には、単一ノ人格にさせられるのである (are made One Person)。〔単一の人間、ないしは、単一の人格によって〕代理されることが、その多数体の・個々の各人の・一致した決定で (with the consent of every one … in particular), 行なわれるのであるならば (so that), である」。 (傍点は、引用者。E. p. 220)。

γ) 上掲の叙述の前半が語る〈論理〉は、第二段階の〈論理〉として、すでに前述されたところである。

δ) i) とすれば、求められている・第三段階の〈論理〉は、「…ならば、…」と表現されているもの、すなわち、第二段階の〈論理〉の〈権拠〉であ

る〈論理〉、あるいは、それが〈帰結〉するところの〈論理〉——再言すれば、「代理されることが、その多数体の・個々の各人の・一致した決定で、行なわれる…」——と述べられている・その〈論理〉である。

ii) すなわち、——「人間たちの多数体」を形づくる「個々の各人」が、「単一人格」(〈たったひとりの人間〉、ないしは、〈たった一つの会議体〉)にたいし、「代行する権利」を「与える」、換言すれば、《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を〈付与する〉、という「一致した決定」を「行なう」——とする〈論理〉である。

f) ところが、“*Lev.(L.)*”にあっては、前掲・d), γ)の叙述に先立つ prg. 10. の・やはり最初で、下記のように述べられている。

「おびただしい数にのぼる人間たちからできえも (*Étiam plūrium hōminum*. [エトヤム・プルウーリュウム・ホミヌウム]), 単一の〔「本人」としての〕人格がつくられるのである。おびただしい数にのぼる人間たちが、〔その人間たちの〕個々人から (*ā singulis*. [アー・シングウリース]), 代行する権限 (*authōritās*) を得ている (*hābet*. [ハベト])・単一のもの (*ūnum*. [ウーヌウム])。「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの会議体」、の意)によって、代理される場合には (*quāndō*. [クウアンドー]), である」。(*OL. III. p. 125*)。

i) 見るとおり、“*Lev.(L.)*”には、“*Lev.(E.)*”に記されている・「代理されることが、その多数体の・個々の各人の・一致した決定で、行なわれるのであるならば、である」という文言に相当する〈条件〉は、示されていない。

ii) けれども、「単一のもの」が、「おびただしい数にのぼる人間たち」の「個々人から」、「代行する権限」を「得る」ことは、上記の「個々の各人の一致した決定」によってでなくては、生じえないのである。

iii) したがって、“*Lev.(L.)*”の・上見の記述は、“*Lev.(E.)*”の文言に表現されている立論を、含意している、としなければならない。

iv) そして、それゆえ、“*Lev.(L.)*”が示す第三段階の〈論理〉は、上記・

e), δ), i) ii) の・“*Lev.(E.)*”のそれと、〈同一〉である。

g) α) 以上に見たところに照らせば、本・14)の初めに立てた問題、想起すると、〈多数の人間〉と、〈単一〉の〈第三者〉とのあいだでの・「本人」としての「人格」と「代理人」(「代行者」)としての「人格」との〈関係〉にあって、「本人」たる「各人」の「人格」が、〈多数〉の「人格」ではなく、「単一」の「人格」でありうる〈論理〉とは、なにであるか、という問題にたいしては、

その〈論理〉は、“*DH.*” *Cáput XV.* がもたず、“*Lev.(E. L.)*”に至って初めて着想された・上見の・第一段階と第二段階との〈論理〉を〈根拠〉とし、ないしは、それらから〈帰結〉する・第三段階の〈論理〉である、——すなわち、〈多数の人間〉を形づくる〈個々の各人〉が、〈単一〉の〈第三者〉を、〈各自〉の「代理人」・「代行者」とする、という〈内容〉の〈一致した「決定」〉を行なう、とする〈論理〉——、これである、と答えなければならない。

β) そして、この〈論理〉は、とりもなおさず、〈多数の人間〉を形づくる〈個々の各人〉が、自らの〈自然権〉、換言すれば、各自の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、〈単一〉の〈第三者〉に、〈付与〉・〈譲与〉する、という意味において、「各人」の〈自然権〉を、この〈第三者〉に〈移譲〉する、という〈内容〉の〈一致した「決定」〉を行なう、という〈論理〉である。(以上、『第I部』。「第VIII章」。「経済と経営」。18-3. 113-117ページ、参照)。

h) そして、本・14), 前出・a), β)に述べたところからすれば、この〈論理〉によってのみ、「一つの・共同の力」が「設立」されうるのであり、すなわち、「国家」が「産出」されることができるのである。

15) さて、本・G, 1)以下に見てきたとおり、

a) “*EoL.*”, “*DC.*”の立論が脱しえなかった〈最大の・論理上の困難〉は、

まず基本的には “DH” Cáput XV. と、ついで、 “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap./ Cáput XVI. とにあつて、〈多数の人間〉の・「本人」としての「人格」と、〈単一〉の〈第三者〉の・「代行者」としての「人格」との〈関係〉の〈論理〉によつて、消去された。

b) つぎに、しかし、 “DH.” Cáput XV. がなお残していた〈論理上の欠落〉も、 “Lev. (E. L.)” 上掲章において、前述・14), g), h) の〈内容〉をもつ〈一致した「決定」〉の〈論理〉により、〈多数の人間〉の・「本人」としての「人格」が、「単一」のものとなることをつうじて、除去された。

c) この消去と除去とは、(以下、『第 I 部』。「第 IX 章(つづき。VI. ~ VIII.)。VII, 5), 6)。VIII, 3); 『経済と経営』。19-1. 131-144; 116-122, 参照),

a) 一つには、i) “EoL.”, “DC.” について言えば、「しかしながら、どのような人間にせよ、自分自身の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を、実際に、他人に移譲することは、不可能であり、あるいは、その他人にしても、上記の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を、〔実際に〕受領することは、不可能である…」 (EoL. Pt. Chap. 19. §. 10. p. 104) とされる・その「不可能」の消滅であり、

ii) また、「自分の身体と心との能力〔の〈行使〉〕を他人に移譲することは、実際には、誰にもできない…」 (DC. Cáput V. §. 11. OL · II. p. 215) とされる・その「できない」の消滅である。

β) さらに、二つには、i) 「…しかし、人間誰しもが、自分の意志を他人の命令に服従させる、という契約を交す場合には、人間誰しもは、自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕と、用いる手段〔の〈行使〉〕とを、自分がその人に従う、という契約を交した・その人間に、譲渡する、という・このことへ、自分を拘束するのである」 (EoL. Pt. I. Chap. 19. §. 7. pp. 103-104) という立論のうち、「…人間誰しもが、…契約を交す…」 (換言すれば、〈一致した「決定」〉を行なう) ことの〈意味〉が知られたことであり、

ii) また、「…あらゆる人間の各人が、残りの人間たちとの契約によって、…自分のもっている・身体と心との能力と身体と心との力とを、誰であれ第三者に立ち向かって行使することを、あの人間、ないしは、あの協議体にたいして、(各人は、力に立ち向かってわが身を防衛する権利を、保持している、と理解されるからといって)、拒否することがないように、自分を拘束する…」(DC. Cápud V. §. 7. pp. 213–214) とする論述のうち、「あらゆる人間の各人が、…残りの人間たちとの契約によって、…」と規定されることの〈意味〉が知られたことである。

d) α) それゆえ、「EoL.», “DC.” が含む〈論述上の困難〉が、前見のもののみであったのであれば、この両著述における・「単一体」(「国家」)の「造出」の立論は、“Lev.(E. L.)”を俟たずとも、〈論理上の難点〉を伴わぬものとして、成立しえたであろう。

β) 換言すれば、i) “EoL.», “DC.”(および“Lev.(E. L.)”)をつうじて、「各人」の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力・力」の〈あらゆる行使〉が、「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」(〈自然権〉)であるのであるから、

ii) 上記の・〈不可能〉の消滅、〈不可能事〉の〈可能化〉、溯っては、〈多数の人間〉と、〈単一〉の〈第三者〉とのあいだの・「本人」の「人格」と「代理人」・「代行者」の「人格」との〈関係〉の〈論理〉は、「各人」による・〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉への「移譲」を、〈不可能事〉から〈可能事〉へ転ずるものであったはずである。

e) しかるに、“EoL.», “DC.”は、なお別に、「単一体」(「国家」)の「造出」の立論を成立せしめない・他の〈論理上の困難〉をも、伴っていた。

α) その〈困難〉とは、本・15), 前見・c), β) のように、“EoL.», “DC.”にあって「契約」概念が現われる〈意味〉は、前出・14), g), h) の〈論理〉によって、〈知られる〉にせよ、“EoL.», “DC.”には、その〈論理〉の〈内容〉をなす〈一致した「決定」〉・「契約」について、——「…人間誰しもが、

自分の意志を他人の命令に服従させる、という契約を交す…」(EoL.)、ないしは、「…あらゆる人間の各人が、残り人間たちとの契約によって、…自分のもっている・身体と心との力と身体と心との力とを、…行使することを、あの人間、ないしは、あの協議体にたいして…拒否することがないように、自分を拘束する…」(DC.)とされる場合に、なにゆえに、そのことが、「契約」によって行なわれざるをえないのであるか——すなわち、「契約」の〈論理〉が〈欠落〉していること、これである。

β) そして、この〈論理の欠落〉は、なによりも、『第一部』。「第IX章(I. ~ V.)」。IV.『経済と経営』。18-4. 80-81 ページ、参照)、“EoL.”、“DC.”が挙示する「自然に基づく法」(〈自然法〉)は、その〈論理上の表現〉が、前掲の〈内容〉をもつ〈一致した「決定」〉・「契約」たりえないことに、起因しているのである。

γ) なぜなら、“EoL.”、“DC.”が示す〈自然法〉、すなわち、

i) 「…自然に基づく法の・一つの指示は、各人は、自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利〔〈自然権〉〕を、わが身から引き離せ、という・この指示である」。(EoL. Pt. I. Chap. 15. §. 2. p. 75), —

ii) 「ところで、上の・基本となる・自然にしたがう法から導き出された・自然にしたがう諸法の一つは、万人の・万事にたいする権利〔〈自然権〉〕は、保持されてはならない、諸権利は、ことごとく、移譲されなくてはならず、ないしは、譲り渡されなくてはならない、というものである」。(DC. Cáput II. §. 3. OL · II. p. 170) —

かかる〈自然法〉は、

「戦争の境遇」(EoL.)、「万人が万人を敵とする戦争」(DC.)の中にある「各人」が、自らのもつ〈自然権〉を、〈わが身から引き離す〉、あるいは、〈移譲する〉、ないしは、〈譲り渡す〉、という〈内容〉の〈決定〉を、〈一致して〉行なうこと・「契約」を、なにら〈必然〉ならしめるものではないからである。

δ) その理由は、つぎのところにある。

i) (『第I部』。「第V章」。IV.『経済と経営』。18-1. 71 ページ, 「第VI章」。18-1. 79 ページ, 参照), “*Lev. (E)*” が記す「第二の法〔*く自然法*〕」, すなわち, 「…ソノホカノ人間モマタ, 進ンデソノヨウニスル場合ニハ」 (“*Lev. (L)*” 「…ホカノ人間モマタ, 同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ」) という《条件》 (「進ンデソノヨウニスル…」, 「同ジコトヲスルノヲ欲シテイル」以上, この《条件》は, *く偶発的*なものではない。『第I部』。「第IX章 (I. ~ V.)」。IV.『経営と経済』。18-4. 87-90 ページ, 参照) を伴った*く自然法*——「人間ハ誰シモ, ソノホカノ人間モマタ, 進ンデソノヨウニスル場合ニハ〔…モマタ, 進ンデ, 万物ニタイスル・アノ権利〔*く自然権*〕ヲ, 〔第三者ニ〕手渡ス場合ニハ」, の意〕, 自分デ考エテ〔自らの*く判断*〕にしたがって, の意〕, 平和ト自分自身ノ防衛トニトッテ必要不可欠デアル限り, 万物ニタイスル・アノ権利〔*く自然権*〕ヲ, 進ンデ〔第三者ニ〕手渡セ, スナワチ, ワガ身ニタイシテフルウ自由トシテ, ホカノ人間ニ認メタイト自分ガ願ウノト同ジダケノ自由ヲ, ホカノ人間ノ身ニタイシテフルウコトデ, 満足セヨ」 (*Lev. (E)*. prg. 5. 上の後半部分の意味については, 『第I部』。「第VI章」。I, II.『経済と経営』。18-1. 76-78, および, 後出・m) 参照)。「各人ハ, 平和ト自分自身ノ防衛トニ配慮シナケレバナラナイ時ニハイツモ, ソノホカノ人間ガ, 同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ, 万事ニタイスル・自分ノ権利〔*く自然権*〕ヲ, 〔第三者ニ〕譲渡シナクテハナラナイ。スナワチ, ホカノ人間ニ認メラレルコトヲ自分ガ望ムノト同一ノ自由デ, 満足シナクテハナラナイ」 (*Lev. (L)*. prg. 5.) ——かかる*く自然法*のみが,

ii) 「各人」が*く自然権*を*くわが身から引き離す*こと, ないし, *く移譲する*・*く譲り渡す*ことに, 「各人」のあいだでの《相互性》と《同時性》と《拘束性》とを, 与えうるのであるが (同上。V, VI.『経済と経営』。18-1. 81-84 ページ。「第IX章 (I. ~ V.)」。IV.『経済と経営』。18-4. 91-92 ページ, 参照),

iii) しかし, “*EoL.*”, “*DC.*”における・上見の*く自然法*は, この《条件》

を欠いているからである。(同上, 92 ページ, 参照)。

ε) その上, (『第 I 部』, 「第 IX 章 (I. ~ V.)」, V. 『経済と経営』, 18-4, 96-98 ページ, 参照), 「戦乱ニ圧セラルルアイダ, 法ハ黙シテ已ム」とされており, すなわち, 「平和を造り出すことを眼目」とし, 「平和の指針」であるはずの・上掲の〈自然法〉が, 「平和」の〈創出〉にとって〈無力〉であるからである。

16) しかしながら, “*Lev. (E. L.)*” では, 上述の・〈一致した「決定」〉・「契約」の〈論理〉の〈欠落〉が自覚され, これを除去すべく, 叙述は, 以下の論理構成をもつに至った。すなわち,

a) (本・「第 IX 章 (IX. [A. ~ F.])」, 前出・A, 参照), “*Lev. (E. L.)*” は, まず, Pt. I. Chap./Cáput XIII. にあって, 「各人が各人に敵対する戦争」・「万人が万人に敵対する戦争」という「人類の身の上」について, それの・「自然」に基づく《原因》——すなわち, 一つには, 「自然」が「万人」に「平等に」分かち与えている「賢さ」という「心の能力」を基礎とする・「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「総計」における・「各人」の〈力〉の〈平等〉という《前提》, 二つには, 「自然」が「各人」に「平等に」賦与している・三種類の「情念」という《個別の契機 (〈動因〉)》, そして, 三つには, この〈契機 (〈動因〉)〉の発動を「抑圧」しうる・〈強大〉な「一つの・共同の力」(「国家」)の〈非存在〉という意味での・「自然」のままの(「戦争」)の《条件》——と, そして, この「身の上」の〈惨めさ〉とを描いたのちに,

b) “*Lev. (E.)*” は, この章の最終 prg. から第二の prg. 13., “*Lev. (L.)*” は, prg. 12. で, かかる「戦争」の「身の上」にある「人間たち」が, その「身の上」の〈惨めさ〉から発する・三種類の「情念」によって, 「平和」を〈創出〉する〈行動〉に駆り立てられる〈弁証法的転換〉と, その〈行動の仕方〉を「人間たち」に「指示」する「理性」の役割とを, まず, つぎのように記し, (『第 I 部』, 「第 IX 章 (I. ~ V.)」, 本章の主題。『経済と経営』, 18-4, 27 ページ, 参照),

「さて、人間が、ひたすらな自然の手で今現在おかれている・惨めな身の上については、以上で充分である。もっとも、〔この「惨めな身の上」にも〕、そこから抜け出す・ある力が、つきまとっているのもあって、その力は、一つには、諸情念であり、一つには、人間の理性である、(E. p. 188)。 (L. 「ところで、ひたすらに自然な・人間の身の上については、以上に述べられたところで、充分である。もっとも、この身の上から、一つには、理性の力により、また、一つには、諸情念の力によって、人間は、救い出されることができ」。(OL・III. p. 102),

c) そして、つづく最終 prg. 14., L. prg. 13. にあって、

第一に、「人間たち」を、「平和」を〈創出〉する〈行動〉に突き進ませる「力」たる・三種類の「情念」を、

「人間たちを平和に向かわせる諸情念は、死にたいする恐怖、便宜・快適な生活をおくるのに必要不可欠な・そうした物にたいする欲望、および、自分たちの勤労〔労働〕によって、そうした物を獲得することができる、という見込み、である」(E. p. 188)。 (L. 「人間たちが自分たちの志す平和に辿りつくことをえさしめられる諸情念は、恐怖、もとより、とりわけて、非業の死にたいする恐怖、便宜・快適に生活するために必要不可欠な物にたいする渴望、および、勤労〔労働〕によって、そうした物を獲得することができる、という見込み、である」。(OL・III. p. 102)), とし、

つづいて、第二に、「平和」を〈創出〉する〈行動の仕方〉を「指示」する「力」としての「理性」について、こう述べる。

「ところで、理性は、平和を確約する諸眼目を勧告してくれるのもあって、人間たちは、これらの諸眼目にたいする同意へ引きずられていくことができるのである。これらの諸眼目が、別名、自然に基づく諸法〔諸〈自然法〉〕と呼ばれるものである。…」。 (E. p. 188)。 (L. 「ところで、平和の・真実の諸眼目を勧告してくれるのが、理性であり、これらの諸眼目が、自然にしたがう諸法〔諸〈自然法〉〕である。…」。 (OL・III. p. 102)。

d) そして、次・Pt. I. Chap./Cáput XIV. に至ると、
本・「第IX章 (IX. A. ~F.)」・前出・Bのとおり、

「各人が各人に敵対する戦争」・「万人が万人に敵対する戦争」の《単一・かつ根本にある・共通の原因》は、「各人」がもつ「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」〔<自然権>〕としての「自由」(E. L. prg. 1. 2.) (この「権利」概念の分析については、『第I部』。「第IV章」。「『経済と経営』。18-1. 43-62 ページ、参照)、すなわち、自らの「生命の保存」を<目的>とする・「各人」の・「身体と心との力・能力」の<あらゆる行使>、あるいは、「各人が各人に敵対する戦争という身の上」にあつて「各人は、各物にたいして、あらゆる権利をもつ、お互いの身体にたいしてさえ〔あらゆる権利をもつ〕」(L. 「人間の・自然にしたがう身の上」にあつては、万物にたいする権利が、万人にあり、人間の身体さえ、例外とはされない」。E. L. prg. 4), と表現される「権利」に、集約される。(同上。18-1. 60-61 ページ、参照。なお、『第I部』。「第III章」。「『経済と経営』。17-3. 「第III章(つづき)」。17-4. も、参照戴きたい)。

e) ついで、『第I部』。「第IV章」で分析されたとおり、「自然」が「各人」にたいして下す・「生命の保存」にかんする<行動命令>たる<原基的自然法>からの<帰結>としての<根源的自然法> (「理性によって見出された〔・「自然」の〕指示、ないしは、誰にもあてはまる〔・「自然」の〕指図 (L. 「理性によって熟考された〔・「自然」の〕指示、ないしは、誰にでもあてはまる〔・「自然」の〕指図」)。(E. L. prg. 3.)。あるいは、「理性の指示、ないしは、誰にもあてはまる指図」。L. も、同文。(E. L. prg. 4.) と規定されるもの)の「第一の部分」——「各人ハ、平和ヲ確保スルコトガデキル見込ミガアルアイダハ、平和ヲ得ヨウト努メナクテハナラナイ」。(L. 「平和ヲ獲得スル見込ミガアルアイダハ、平和ガ追求サレナクテハナラナイ」。(E. L. prg. 4.) —— から、さらに<帰結>するのが、「第一の・基本となる・自然に基づく法」(L. 「第一の・自然に基づく法」) —— すなわち、「平和ヲ追求セヨ、ソシテ、ドコマ

デモ平和ヲ追跡セヨ」(L. も同文) —— である。

f) この「第一」の〈自然法〉は、上見のとおり、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉する「自然」の〈行動命令〉たる〈原基的自然法〉から〈帰結〉したものであるゆえに、Chap. XIII. prg. 14. に記されているように、「人間たち」は、この「第一」の〈自然法〉「にたいする同意へ引きずられていくことができる」のである。(以上、『第I部』。「第V章」。「経済と経営」。18-1. 69-70 ページ、参照)。

g) ところで、この・「第一」の〈自然法〉から、さらに〈帰結〉するのが、「第二」の〈自然法〉である。すなわち、前出・15), c), d) を再記すれば、
 「人間たちが、平和を得るように努めよと命令されている・この・基本となる・自然に基づく法から、つぎの・第二の〔自然に基づく〕法が、引き出される。人間ハ誰シモ、ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ、自分デ考エテ〔自らの〈判断〉にしたがって、の意〕、平和ト自分自身ノ防衛トニトツテ必要不可欠デアル限り、万物ニタイスル・アノ権利〔〈自然権〉〕ヲ、進ンデ〔第三者ニ〕手渡セ。スナワチ、ワガ身ニタイシテフルウ自由トシテ、ホカノ人間ニ認メタイト自分ガ願ウノト同ジダケノ自由ヲ、ホカノ人間ノ身ニタイシテフルウコトデ、満足セヨ」。(L. 「第一の・自然に基づく法から、第二の〔自然に基づく〕法が、派生する。各人ハ、平和ト自分自身ノ防衛トニ配慮シナケレバナラナイ時ニハイツモ、ソノホカノ人間ガ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ、万事ニタイスル・自分ノ権利〔〈自然権〉〕ヲ、〔第三者ニ〕譲渡シナクテハナラナイ。スナワチ、ホカノ人間ニ認メラレルコトヲ自分ガ望ムノト同一ノ自由デ、満足シナクテハナラナイ」)。

α) 上掲の・「第二」の〈自然法〉の内容は、「人間ハ誰シモ、…万物ニタイスル・アノ権利ヲ、進ンデ〔第三者ニ〕手渡セ (… *be willing, … to lay down this right to all things* ;)。スナワチ、…デ、満足セヨ (*and be contented with …*)」, および、「各人ハ、…万事ニタイスル・自分ノ権利ヲ、〔第三者ニ〕譲渡シナクテハナラナイ (*oportêre … ā jûre sūo in ômnia, … dēcēdere.*

〔オポルテエーエレ…アー・ユウーウレ・スウオー・イン・オムニア…デーケーデレ〕。スナワチ、…デ、満足シナクテハナラナイ (*conténtumque ésse* … [コンテントウムクウエ・エッセ…]) という《命令》部分に、いずれも、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ (*when others are so too*)」, 「ソノホカノ人間ガ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ (*cæterēs idem fácere parātis*. [カアエテリース・イデム・ファケレ・パラティーース]) という《条件》部分とから、成っている。

β) 《条件》部分に、「進ンデ…スル…」, 「…欲シテイル…」という規定が含まれているのは、

i) 前述・δ), iii) のとおり、この・「第二」の〈自然法〉が、〈原基的自然法〉の〈帰結〉であり、

ii) したがって、「各人」の「平和ト自分自身ノ防衛」とは、「自然」の〈意志〉であると同時に、「各人」の〈意志〉でもあるのであって、

iii) それゆえ、「第一」の〈自然法〉が「命令」している〈平和ノ追求〉・〈アクナキ・平和ノ追跡〉にとって〈必然〉である事柄、すなわち、——「各人が各人に敵対する戦争」の《単一・かつ根本にある・共通の原因》である・「各人」の〈自然権〉の《除去》、とりもなおさず、「各人」の〈自然権〉の〈第三者〉にたいする〈手渡シ〉・〈譲渡〉、一言でいえば、「移譲」——は、まさに、「各人」が「進ンデ」行なうはずのものであり、「欲シテイル」はずのものであるからである。

γ) そして、この《条件》部分に、同じ〈原基的自然法〉からの〈帰結〉である《命令》部分——すなわち、「人間ハ誰シモ、…万物ニタイスル・アノ権利ヲ、進ンデ〔第三者ニ〕手渡セ」、「…デ、満足セヨ」(E.)、「各人」、…万事ニタイスル・自分ノ権利ヲ、〔第三者ニ〕譲渡スルノデナクテハナラナイ、「…デ満足シナクテハナラナイ」(L.)——が、結合するのである。

h) α) さらに言えば、この場合、あの「戦争」の・上記の《原因》たる・「各人」の〈自然権〉の《除去》が、〈第三者〉にたいする・〈自然権〉の「移

譲」による以外のものではありえないことの根拠は、〈自然権〉が、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉する「自然」の〈行動命令〉である〈原基的自然法〉の〈帰結〉である以上、「各人」が、〈自然権〉を〈任意に放棄する〉ことは、〈原基的自然法〉によって、〈不可能〉であるというところにある。

β) 加えるに、その〈第三者〉は、〈単一〉の〈第三者〉であらざるをえない。

なぜなら、〈多数〉の〈第三者〉にたいする・〈自然権〉の「移譲」は、一つには、〈自然権〉の〈任意の放棄〉とひとしく、「各人」がこれを行なうことは、〈不可能〉であり、二つには、〈多数〉の〈第三者〉のあいだでの「各人が各人に敵対する戦争」の持続・激化をもたらし、そして、三つには、〈多数〉の〈第三者〉が、〈自然権〉を「移譲」した人間の「平和と自分自身の防衛」とを、破壊するからである。

i) α) それゆえ、“*Lev. (E. L.)*” が挙示する・「第二」の〈自然法〉は、「各人が各人に敵対する戦争」の《単一・かつ根本にある・共通の原因》たる・「各人」の〈自然権〉の《除去》を「命令」するものでありながら、しかし、《同時に》、〈自然権〉と同義である・「各人」の・「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉を、〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」することにより、この〈第三者〉に〈集中・凝結〉せしめる「命令」をも、必然に含意するものである。

β) ということは、「第二」の〈自然法〉が「指示」する・「各人」の〈自然権〉の・〈第三者〉にたいする「移譲」が、〈論理上〉、「平和」の〈創出〉にとり不可欠な〈二つの意味〉をもつこと、——すなわち、一つには、「戦争」の《原因》の《除去》と、二つには、(“*Lev. (E. L.)*” Chap./Cáput XIII. にあって、その〈非存在〉が「戦争」の生起の《条件》とされているもの、Chap./Cáput XIV. では、それが「遠くに離れていること」が〈自然権〉という「自由」を成立させる「外部にある障害物」と言われているもの、すなわち、「各人」の〈自然権〉の発動を「抑圧」する「一つの・共同の力」の「設

立」(「国家」の「産出」)とを、〈意味する〉こと——にほかならない。(この点については、次・H, 1), 2)を、参照)。

j) そこで、ここに、前述g), β)を考え合わせれば、「各人」は、上記の〈二つの意味〉をもつ・各自の〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉にたいする「移譲」を、「進ンデ」行なうはずであり、これを「欲シテイル」はずなのである。一言をもってすれば、「意志している」はずなのである。

k) α) だがしかし、「各人」が、上記の「移譲」を行なうことを、「進ンデ」行なうはずであり、「欲シテイル」はずであり、「意志している」はずである、ということは、「各人」がこの「移譲」を、〈現実に〉行なうことを、ななら、保証するものではない。

β) なぜなら、「各人」は、自分が「意志している」のとひとしく、「ソノホカノ」「各人」もまた、この「移譲」を〈現実に〉「意志している」ことを、〈確知する〉のでなくては、「移譲」を行なうことはないからである。

γ) i) というのは、「各人」が、同等に、これを「意志している」はずであるとしても、「ソノホカノ」「各人」が、同時に「意志している」ことを〈確知する〉ことなしに、「各人」が自らの〈自然権〉を〈第三者〉に「移譲」することは、「各人」が、自らの「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉を、〈放棄〉することであり、それは、「自然」が「各人」にたいして発している〈行動命令〉たる〈原基的自然法〉にそむく事柄として、「各人」にとって〈不可能〉であるからである。

ii) このことは、“Lev.(E.)” prg. 5.で、つぎのように言われている。

「…しかし、自分が意志しているのと同じように、ほかの人間が自分の権利を〔〈単一〉の〈第三者〉に〕手渡すことを意志する (will) ことがないのであれば (if … not), その場合には (then), どのような人間にしても、自分の権利〔〈自然権〉〕をわが身から引き離す理由はないからである。というのは、そのようなことをするのは、自分自身を平和へ向けることであるより

は、むしろ、わが身を餌食にしてしまうことであり（なんびとにも、わが身を餌食にする義務はないからである）。…」（E. p. 190.）。

δ) i) しかるに、「各人」が互いに、「ソノホカノ」「各人」もまた、「移譲」を「意志している」ことを〈確知〉することができるのは、——「意志」が「行動」の「原動力」である以上——、「ソノホカノ」「各人」の「移譲」の「行動」に基づいて、である以外にない。

ii) “*Lev.(L.)*” は、“*Lev.(E.)*” よりも深く、この根拠に基づいて、つぎのように述べている。

「しかしながら、ほかの人間が、万事にたいする・自分の権利〔〈自然権〉〕を〔〈単一〉の〈第三者〉に〕委託することを (*dēpōnere*. [デーポーネレ]) 拒絶する (*recūsent*. [レクウーウセント]) ならば (*sī*. [スィー]), 各人もまた、自分の権利を委託するように拘束されることは、ない。さもなければ、各人は、どこまでも平和を追跡している、と考えられるよりも、むしろ、わが身をほかの人間の餌食として投げ出している、と考えられるのであって、そのようなことは、自然が要求してはいないのである」。(傍点は、引用者。OL・III. p. 103)。

iii) “*Lev.(E.)*” が、「第二」の〈自然法〉の内容に含ませた《条件》部分、再言すれば、「…ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」、換言すれば、「…ソノホカノ人間モマタ、進ンデ、万物ニタイスル・アノ権利ヲ、〔〈単一〉の〈第三者〉ニ〕手渡ス場合ニハ」という《条件》部分も、「ソノホカノ」「各人」の「行動」が、その「各人」の「意志」を〈確知〉せしめるものである、という意味をもっているのである。

e) α) こうして、〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉への「移譲」の「行動」となって現われる・その「移譲」にたいする「意志」の・〈「各人」相互間の確知〉のみが、この「移譲」を、〈現実のもの〉とすることができる。

β) そして、であればこそ、かかる〈確知〉が、必然に、「第二の〈自然法〉

の《条件》部分として、おかれなければならなかったのである。

m) α) だがしかし、「各人」が、〈相互に〉、「ソノホカノ」「各人」の〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉への「移譲」(〈手渡し〉・〈譲渡〉・〈委託〉)の「行動」をつうじて、その「意志」を〈確知〉した時に初めて、これと〈同一〉の「行動」をとる、ということは、言うまでもなく、「各人」の・この「行動」の〈開始条件〉が、〈無限に後退する〉ことに、ほかならない。

β) そして、そのことは、ただちに、前出・14), 8)に記したように、“Lev. (E. L.)”が、“EoL.”, “DC.” および “DH.” がもった〈論理上の難点〉を克服して、最後に到達した〈論理〉——再言すれば、〈多数の人間〉を形づくる〈個々の各人〉が、〈単一〉の〈第三者〉を、〈各自〉の「代理人」・「代行者」とする、という〈内容〉の〈一致した「決定」〉を行なう、という〈論理〉——における・その〈一致した「決定」〉が、成立しえないこと——この・最終の〈論理上の困難〉を、意味するものである。

17) とすれば、求められるべきは、上記の〈一致した「決定」〉を〈必然〉ならしめる〈論理〉である。(換言されれば、「契約」の〈論理〉である)。

a) 予め言えば、その〈論理〉は、「第二」の〈自然法〉の〈論理〉と〈不可分離〉であり、この〈自然法〉の〈論理上の表現〉である。

b) そこで、この間の経緯を知るために、まず、「第二」の〈自然法〉の〈論理〉を、明らかにする必要がある。

c) α) 想起すれば、「第二」の〈自然法〉は、《条件》部分——「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」(E.)と言われる「…ソノヨウニスル」こと、また、「ソノホカノ人間ガ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ」(L.)と言われる「…ヲ欲シテイル」こと——と、《命令》部分——「人間ハ誰シモ、…万物ニタイスル・アノ権利ヲ、進ンデ〔第三者ニ〕手渡しセ」であり、「各人ハ、…万事ニタイスル・自分ノ権利ヲ、〔第三者ニ〕譲渡シナクテハナラナイ」——との結合であった。

β) ところで、上記の《条件》のもとでの「各人」による「万物（万事）ニタイシル権利〔〈自然権〉〕の「第三者」への「移譲」とは、これを「移譲」する「各人」が、「自然権」という「自由」を、《相互に》、かつ、《同時に》、〈ゼロ〉にする、という〈同一の行動をとること〉に、ほかならない。

γ) あの《命令》は、前掲の《条件》をもって、「各人」を、上記の〈こと〉へ、《拘束する》ものである。

d) α) さて、「第二」の〈自然法〉は、下記のように、〈言い換えられ〉ていた。

β) してみると、この〈言い換え〉の〈論理〉が知られるならば、それが、「第二」の〈自然法〉の〈論理〉であることになる。

e) α) その〈言い換え〉は、こうであった。

「スナワチ、ワガ身ニタイシテフルウ自由トシテ、ホカノ人間ニ認メタイト自分ガ願ウト同ジダケノ自由ヲ、ホカノ人間ノ身ニタイシテフルウコトデ、満足セヨ」(E.)、「ホカノ人間ニ認メラレルコトヲ自分ガ望ムノト同一ノ自由デ、満足シナクテハナラナイ」(L.)。

β) まず、「ワガ身ニタイシテフルウ自由トシテ、ホカノ人間ニ認メタイト自分ガ願ウ…自由」という表現は、前見の《条件》を意味しているのである。

なぜなら、次・γ) に述べるとおり、上記の「自由」とは、〈ゼロ〉の「自由」であり、「ホカノ人間モマタ」、〈自然権〉という「自由」を、〈第三者〉に「移譲」することであるからである。

γ) つぎに、この〈言い換え〉の〈意味〉は、以下のところにある。

i) 「各人」が〈原基的自然法〉にしたがわざるをえない以上、「ワガ身ニタイシテ」「ホカノ人間」が「自由」を「フルウ」ことを、「自分」が「認メタイト願ウ」、ということは、〈ありえない〉ことである。

ii) これが〈ありえない〉ことであるとは、「ワガ身ニタイシテフルウ自由トシテ、ホカノ人間ニ認メタイト自分ガ願ウ」ような「自由」は、〈ゼロ〉の「自由」であることを、意味する。

iii) とするならば、そのような「自由」「ト同ジダケノ自由ヲ、ホカノ人間ノ身ニタイシテフルウコトデ、満足セヨ」という《命令》は、「ホカノ人間ノ身ニタイシテ、〈ゼロ〉の「自由」を「フルウコトデ、満足セヨ」という《命令》に、ほかならない。——

δ) さて、この〈言い換え〉の〈論理〉は、こうである。

i) 「ワガ身ニタイシテ」「自由」を「フルウ」ことを、「ホカノ人間ニ」〈自分ハ認メタクナイト願ウ〉という〈意志〉が、《条件》として存在するゆえにこそ、それと「同ジダケノ自由」すなわち〈ゼロ〉の「自由」を、「ホカノ人間ノ身ニタイシテフルウコト」、とりもなおさず、「自由」を「ホカノ人間ノ身ニタイシテ」〈フルワナイコト〉で、「満足セヨ」という《命令》が、〈成り立つ〉。

ii) なぜなら。イ)「ホカノ人間」もまた、ひとしく、〈原基的自然法〉にしたがわざるをえないのであってみれば、同じように、他の「人間」が「ワガ身ニタイシテ」「自由」を「フルウ」ことを、〈自分ハ認メタクナイト願ウ〉という〈意志〉を、抱いているのである。

ロ) したがって、ある「人間」が、「ワガ身ニタイシテ」「自由」を「フルウ」ことを、「ホカノ人間ニ」〈自分ハ認メタクナイ〉という〈意志〉を抱き、その〈意志〉が《条件》として存在する限り、その「人間」にとっては、「ホカノ人間」は、「ワガ身ニタイシテ」「自由」を〈フルッテハナラナイ〉という・上の〈意志〉を〈原動力〉とする・〈禁止〉すべき〈事柄(行動)〉への〈要求〉が生ずるのであるが、同じようにして、その「人間」についても、上の〈事柄(行動)〉と〈同一の事柄(行動)〉として、「ホカノ人間ノ身ニタイシテ」「自由」を「フルッテハナラナイ」(〈フルワナイコト〉で「満足セヨ」という《命令》が、〈成立する〉からである。

ε) してみると、上記の〈意志〉が《条件》として存在する時には、この《命令》は、——その《条件》が、「各人」を、《条件》である〈意志〉を〈原動力〉とする〈同一の事柄(行動)〉へ《拘束する》こと——を〈意味〉する

ものにほかならないのである。

5) そして、〈原基的自然法〉の〈普遍性〉からすれば、この《命令》は、「各人」のあいだにあって、《相互的に》、かつ、《同時に》、上の〈意味〉をもつものである。

η) 換言すれば、

i) 「各人」が、《相互に》、また、《同時に》、「ワガ身ニタイシテ」「自由」を「フルウ」ことを、「ホカノ人間ニ」〈自分ハ認メタクナイト願ウ〉・その〈意志〉すなわち《条件》が、

ii) 「各人」を、《相互に》、かつ、《同時に》、その《条件》としての〈意志〉を〈原動力〉とする〈同一の事柄（行動）〉——「自由」を「ホカノ人間ノ身ニタイシテ」〈フルワナイ〉ことで、〈満足スル〉こと——へ、《拘束する》のが、

iii) 《命令》の〈意味〉である、ということになる。

θ) i) 以上が、あの〈言い換え〉の〈論理〉である。

ii) そして、この〈論理〉が、「第二」の〈自然法〉の〈論理〉にほかならないのである。

iii) なぜなら。イ) 上記・η), i) の《条件》が、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル」という「条件」であり、

ロ) その「条件」が、「各人」を、《相互に》、かつ、《同時に》、自らのもつ〈自然権〉の・〈第三者〉への「移譲」という〈同一の事柄（行動）〉へ、《拘束する》のであって、

ハ) そのように《拘束する》ことが、「第二」の〈自然法〉という《命令》の〈意味〉であるからである。

f) ところで、上述の・〈言い換え〉の〈論理〉は、また、「第二」の〈自然法〉が、それと「同一の掟て」・「同一の法」である、とされている「福音書の掟て（法）」、「万民法」の〈論理〉とも、〈同一〉である。

α) まず、「第二」の〈自然法〉と、「福音書の掟て」・「万民法」との〈同一

性〉は、こう言われている。

“*Lev.(E.)*” prg. 5. 「上記〔の・「第二」の〈自然法〉〕は、福音書の・あの掟て(法)である。すなわち、汝ラガ、ワガ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシイト願ウ事柄ハ、タトエナニゴトデアレ (whatsoever you require that others should do to you), ソノ事柄ヲ、汝ラガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウガイイ (that do ye to them.)。そしてまた、あの万民法である。すなわち、汝ガ、ワガ身ニタイシテ行ナッテホシクナイト望ム事柄ヲ (Quod tibi fieri nōn vīs. [クウオド・ティビ・フィエリー・ノオーオン・ウィーイス]), 汝ハホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラナイ (āterī nē féceris. [アルテリー・ネー・フェケリス])。。(E. p. 190. 傍点は、引用者)。

“*Lev.(L.)*” prg. 5. 「ところで、この法〔「第二」の〈自然法〉〕は、福音書の・あの掟て(法), すなわち、汝ラガ、自分ノ身ニタイシテ行ナワレテホシイト望ム事柄ハ、タトエナニゴトデアレ (quicquid vōbis fieri vūltis. [クウイクウイド・ウォービース・フィエリー・ウウルティス]), ソノ事柄ヲ、汝ラガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウガイイ (id fácite. [イド・ファキテ])。と同一の掟て(法)であり、また、万民法, すなわち、汝ガ自分ノ身ニタイシテ行ナワレタクナイト望ム事柄ヲ、汝ハホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラナイ、と同一の法である」。 (OL・III. p. 103. 傍点は、引用者)。

β) 「第二」の〈自然法〉と「同一の法」とされる・この「福音書の掟て(法)」, と「万民法」とが立脚する〈論理〉も、前記の・〈言い換え〉の〈論理〉と、まったく〈同一〉なのである。すなわち、あの・〈言い換え〉の〈論理〉に照らして、その要点のみを言えば、

i) 〈タトエドノヨウナ事柄デアレ〉, ある「事柄」を、「汝ラガ、ワガ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシイト願ウ」・その〈意志〉, また、ある「事柄」を、「汝ガ、ワガ身ニタイシテ行ナッテホシクナイト望ム」・その〈意志〉が、《条件》として存在することが、「ソノ事柄ヲ、汝ラガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナウガイイ」という《命令》を〈成り立たしめ〉, また、その「事

柄」を「汝ハホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラナイ」という（「禁止」としての）《命令》を、〈成立せしめる〉。

ii) そして、上見の・二つの〈意志〉が、それぞれ、《条件》として存在する場合には、各々の《命令》は、——それぞれの《条件》が、「各人」を、その《条件》としての〈意志〉を〈原動力〉とする〈同一の事柄（行動）〉へ《拘束する》こと——を〈意味〉する以外のものである。

iii) そして、「神の子」の「言葉」たる「福音の掟て」と「万民法」との〈普遍性〉に基づいて、各《命令》は、「各人」のあいだにあって《相互的に》、かつ、《同時に》、上の〈意味〉をもつ。

γ) すなわち、

i) 「各人」が、〈相互に〉、また、〈同時に〉、「ワガ身ニタイシテホカノ人間ガ行ナッテホシイト願ウ」・その〈意志〉、また、「ワガ身ニタイシテ行ナッテホシクナイト望ム」・その〈意志〉、すなわち、各《条件》が、

ii) 「各人」を、《相互に》、かつ、《同時に》、それぞれの《条件》とである〈意志〉を〈原動力〉とする〈同一の事柄（行動）〉——その「事柄」を、「汝ラガホカノ人間ノ身ニタイシテ行ノウガイイ」、および、その「事柄」を、「汝ハホカノ人間ノ身ニタイシテ行ナッテハナラナイ」——へ、《拘束する》のが、

iii) 《命令》の〈意味〉である。

g) 上述・e), η) の・〈言い換え〉の〈論理〉、そして、その〈論理〉と〈同一〉の・前記・f), γ) の〈論理〉——これが、とりもなおさず、「第二」の〈自然法〉の〈論理〉である。

h) それゆえ、「各人」による・〈自然権〉の・〈第三者〉にたいする「移譲」について、その《条件》としておかれた事柄、——再言すれば、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」、および、「ソノホカノ人間ガ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ」という文言のうち、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル」こと、「ソノホカノ人間ガ、同ジコト

ヲスルノヲ欲スル」こと——は、

γ) 単なる〈与件〉の意での《条件》ではなくて、「各人」を、〈相互に〉、かつ、〈同時に〉、〈自然権〉の・〈第三者〉にたいする「移譲」という〈同一の事柄(行動)〉へ、《拘束する》ところの《命令》、すなわち、「第二」の〈自然法〉を〈成立させる〉ものとしての《条件》であることになる。

i) さて、そこで、上述したところと不可分離の問題は、このような〈論理〉をもつ・“Lev. (E. L.)”の・「第二」の〈自然法〉、すなわち、それに「たいする同意」へ「人間たちが」「引きずられていく」《命令》に、「各人」がくしたかうのは、いかなる〈行動〉によってであるのか、である。

α) 結論を先に言えば、その〈行動〉こそが、「各人」を、《相互に》かつ、《同時に》、各自の〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉にたいする「移譲」という・「第二」の〈自然法〉たる《命令》の〈内容〉をなす〈同一の事柄(行動)〉へ《拘束する》ところの・「各人が各人と交す」「契約」、である。

換言すれば、「各人」を、自らの「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との力・能力」の〈あらゆる行使〉の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、〈単一〉の〈第三者〉に〈付与する〉、という〈同一の事柄(行動)〉(これが、一方で、「各人」を、〈単一〉の・「本人」としての「人格」〈たらしめ〉、他方で、〈単一〉の〈第三者〉を、上記の〈行使〉の「代行者」・「代理人」の「人格」〈たらしめる〉)へ、「各人」を、《相互に》、また、《同時に》、《拘束する》・「各人」間で交される「契約」である。

j) その理由は、以下のところにある。

α) (『第 I 部』。「第 IX 章(つづき。VI. ~VIII.)」。VI, 5), d); VII, b). 『経済と経営』。19-1. 100, 114 ページ, 参照),

i) 「契約」を表示するイングリッシュ語‘Covenant’は、古ラテン語の‘quom’([クウオム])>‘quum’([クウウム])。[‘-m’は、〈日〉、〈時〉を示し、したがって、これらの語は、本来、〈ソノ時ニ〉の意である]に由来する古典

ラテン語で、接続詞〔「…スル時ニ」, 「…デアルカラ」, 「…デアルニシテモ」を語意とする〕でもあり、名詞の「奪格」・「第六格」を伴う前置詞〔語意は, 「…ト一諸ニ」, 「…デ」, 「…ト同時ニ」, 「…ヲ伴ッテ」, 「…ノ条件デ」, 「…ニ加エテ」, である〕でもある‘cum’ ([クウム]) の・前置詞の用法における転語形‘con’ ([コン]。〈一諸ニ〉) を前綴りとして、動詞‘venîre’ ([ヴェニイーレ]。〈来ル〉) とから合成された‘convenîre’ ([コンヴェニイーレ]) に源をもち、そして、この‘convenîre’ の名詞形‘convéntio’ ([コンヴェンティオ]) が、ブリタンニア [イングランド] およびヒベルニア [アイアランド] 地域の中世ラテンにあって、11世紀に、‘covéntio’ (「コウエンティオ」) の語形となったのであるから、したがって、「契約」とは、原意を、〈別レテイル者が、相会スルコト〉に、もつ。

ii) また、ひとしく「契約」を意味するラテン語‘páctum’ ([パクトウム]) は、‘pâx’ ([パァーアクス]。〈平和〉) から発した動詞‘pacîscî’ ([パキースキー]。〈和ヲ講ズル〉, 〈和合スル〉) の動名詞分詞 (supînum. [スピーィヌウム]) であって、それゆえ、「契約」の・本来の語意は、〈分裂シテ戦ウ者が、和合スルコト〉である。

β) しかるに、〈別レテイル者が、相会スルコト〉にせよ、〈分裂シテ戦ウ者が、和合スルコト〉にせよ、それは、〈別レテイル者〉, 〈分裂シテ戦ウ者〉のうち、〈一方の者〉が、〈相合スルコト〉, 〈和合スルコト〉にたいする〈意志〉を抱く時、その・〈意志〉という《条件》が、〈他方の者〉をも、〈一方の者〉と《相互に》, かつ、《同時に》, 〈同一の事柄 (行動)〉 (〈相会スルコト〉, 〈和合スルコト〉) へ、《拘束する》ことによつてのみ、可能となることは、言うまでもない。

γ) ところで、——もとより、この場合には、「契約」は、“*Lev. (E. L.)*” に言う「第二」の〈自然法〉の〈論理上の表現〉ではなく、換言すれば、〈論理上〉根拠たるべき〈自然法〉を、なに一つ、もたないのであるが——

i) “*EoL.*” Pt. I. Chap. 19. §. 7. は、「単一体 (「国家」) の形成」が「契

約」によることを立論する時、つぎのように述べていた。

「七。単一体の形成は、つぎのところにある。すなわち、各人のすべてによって指名され・決定された・ある・たったひとり人間、ないしは、ある・たった一つの協議体が、各人にたいして、行なえ、と命令する・そうした行動を行なうように、各人が契約によって (by covenant), 上記の人間ないし協議体にたいし、自分自身を拘束する (oblige himself to) ところにあるのであり、また、上記の人間ないし協議体が、各人にたいして、行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわないように、各人が、上記の人間ないし協議体にたいし、自分自身を拘束するところにあるのである。…」。(p. 103. 傍点は、引用者)。

すなわち、「契約」とは、「各人」を、《相互に》、また、《同時に》、〈同一の事柄(行動)〉(この場合には、「たったひとり人間、ないしは、たった一つの協議体」が、「各人にたいして」、「行なえ、と命令する・そうした行動を行なう」こと、および、「各人にたいして」、「行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわない」こと)へ、《拘束する》ものである。

ii) また、“DC.” *Cáput. V. §. 7.* も、こう論述している。

「七。あのあらゆる人間が、〔自分の〕意志を、このように、たったひとり人間の意志に、ないしは、たった一つの協議体の意志に、服従させることは、つぎの場合に、生ずるのである。すなわち、それは、あらゆる人間の各人が (*ūnusquísque eōrum*. [ウーヌウスクゥイスクゥエ・エオーオルウム]), そのほかの人間の各人と交す契約により (*ūnīcuīque cæterōrum páctō*. [ウーニークウイーイクゥエ・カエテローオルウム]), 自分がわが身を服従させることになる・あの〔たったひとりの〕人間の意志に、ないしは、あの〔たったひとつの〕協議体の意志に、抵抗しないように、自分を拘束する・その場合であるのであり、言い換えれば、各人が、自分の身体と心との強さと力とを、誰であれ第三者に立ち向かって行使することを、たったひとり人間、ないしは、たった一つの協議体にたいし、拒否することがないように、(と言

うのは、各人は、力に立ち向かって自分自身を防衛する権利をもちつづけているもの、と理解されるからである)、自分を拘束する・その場合である。…。(OL・II. pp. 211–212. 傍点は、引用者)。

この立論にあっても、「契約」とは、「各人」を、《相互に》、かつ、《同時に》、〈同一の事柄（行動）〉（「自分がわが身を服従させることになる」「たったひとりの人間」の「意志」に、ないしは、「たった一つの協議体」の「意志」に、「抵抗しない」こと、すなわち、かかる・〈単一〉の〈第三者〉が、「各人」の「身体と心との強さと力」とを、なんびとにたいしてであれ、「行使すること」を「拒否しない」こと）へ、《拘束する》ものである。

k) α) しかしながら、「契約」が、上見のように「各人」を《拘束する》ことには、“EoL.”について言えば、「ある・たったひとりの人間、ないしは、ある・たった一つの協議体」が、「行なえ、と命令する・そうした行動を行なう」ところの〈意志〉、また、「行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわない」というの〈意志〉が、《条件》として、〈先行する〉のでなければならぬし、“DC.”については、「わが身を服従させることになる・あの〔たったひとりの〕人間の意志に、ないしは、あの〔たった一つの〕協議体の意志に、抵抗しない」という〈意志〉、言い換えれば、「自分の身体と心との強さと力とを、…行使すること」を、上記の「人間、ないし「協議体」にたいして、〈拒否することをしない〉という〈意志〉が、《条件》として、〈先行する〉のでなければならぬ。

β) なぜなら、かかる〈意志〉を〈原動力〉とする〈行動〉（「行なえ、と命令する・そうした行動を行なう」こと、「行なってはならない、と禁止し、あるいは、命令する行動は、行なわない」こと、「意志に、抵抗しない」という〈行動〉、「自分の身体と心との強さと力とを、…行使すること」を、「拒否することをしない」という〈行動〉）へ、「各人」を、《相互に》、また、《同時に》、《拘束する》のが、「契約」であるからである。

1) 以上に述べたところが、「契約」ないし〈一致した「決定」〉の〈論理〉

である。

m) そして、前述・k)－m) に照して、「契約」は、「第二」の〈自然法〉の〈論理上の表現〉である。

n) それゆえ、かかる〈論理〉の「契約」なる〈行動〉によってこそ、「各人」は、「第二」の〈自然法〉という《命令》にくしたがうことができるのである。

(この関係については、次・H, 2), c), 参照)。

o) α) 加えれば、“*Lev. (E. L.)*” が記す・「第二」の〈自然法〉が含む《条件》——すなわち、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル」こと (E.), 「ソノホカノ人間ガ同ジコトヲスルノヲ欲シテイル」こと (L.)——は、“*Lev. (E. L.)*” Chap./Cáput XVII. prg. 13. に示されるとおり、「各人」の〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉にたいする《全面的代行 (代理) の権限 (〈資格〉)》の〈付与〉・〈譲渡〉・〈譲与〉、即、〈自然権〉の「移譲」を〈内容〉とする「契約」にあって、・「各人」のあいだの・その〈付与〉等の《相互性》と《同時性》と《拘束性》とを保証する「条件」となって、再現する。(次・H, 9), 10), 参照)。

β) なぜなら、「第二」の〈自然法〉の〈論理上の表現〉たる・「契約」の〈内容〉は、(前述・h), 参照) この〈自然法〉という《命令》を成立させるものとしての「条件」と、当然、〈不可分離〉であるからである。

H

1) a) α) i) 前出・G, 16), d)－g) に示したとおり、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. prg. 5. が記す・「第二」の〈自然法〉は、この箇所にはあっては、「第一」の〈自然法〉からの〈帰結〉として、「各人が各人に敵対する戦争」の《単一・かつ根本にある・共通の原因》たる・「各人」の有する〈自然権〉を、〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」することによって、《除去》することを、「各人」に「命令」しているものであり、これが、「第二」の〈自

然法)の〈意味〉であった。

ii) しかし、実は、これは、〈単一〉の〈第三者〉にたいする・「各人」の・〈自然権〉の「移譲」の〈第一の意味〉なのである。

β) i) なぜなら。“*Lev.(E. L.)*” Pt. II. Chap./Cáput XVII.に至ると、(『第I部』。「第IX章(つづき. VI. ~VIII.)」。3), b), c); 4), b), i); b), ii) - f); 4), g) - 5), f), iv) 『経済と経営』。19-1. 19-105 ページ、参照),

“*EoL.*”, “*DC.*” の立論を前提に、アリストテレスの所論にたいする反論の総括が、つぎのように示されてくるのであった。

「であるから、人間たちの協同を、安定したもの・持続するものにするために、(合意に加えて)、別の・あるものが、必要とされるにしても、なんの不思議もない。それ〔「別の・あるもの」と〕は、人間たちをひれふせさせておく・一つの・共同の力であり、また、人間たちの諸行為を、共同の利益に向かわせる・一つの・共同の力である」。(E. pp. 226-227)。(L. 「であるから、協同を強固なものにし、永続させるために、合意以外の・あるものが、必要とされるにしても、なんの不思議もない。それは、ひとりひとりの人間が恐怖する・共同の力であり、また、あらゆる人間の諸行為を、共同の利益へ導いていく・共同の力である」。(OL・III. p. 130))。

ii) すなわち、ここに、“*Lev.(E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIII. E. prg. 5., 11; L. prg. 4., 9.において、その〈非存在〉が、「各人が各人に敵対する戦争」・「万人が万人に敵対する戦争」の生起の《条件》とされている「一つの・共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)にたいする「必要」が、初めて語り出されたのである。

2) 上記の prg. 12. をうけて、つづいて、“*Lev.(E. L.)*” Pt. II. Chap./Cáput XVII. prg. 13. は、一つには、その「一つの・共同の力」を明確に規定するとともに、二つには、「一つの・共同の力」を「設立する・たった一つの道」(〈唯一〉の〈方法〉)を示すところへ進む。

すなわち、論述は、つぎのようにして、始まる。

a) 「人間たちを、外敵の侵略から防衛し、相互の侵害から防衛する力量をもつことができ、そして、その防衛をつうじて、人間たちが、自分自身の勤労〔労働〕と、大地が生む果実とによって、心満ち足りて自分たちを養い、心満ち足りて生活することができる・そのように、人間たちに安心を与えてやる力量をもつことができる・そうした・一つの・共同の力を設立する〔「国家」を「産出」する〕・たった一つの道は、…」。(E. p. 227)。 (L. 「ところで、人間たちを、ある時には、外敵の侵略から、また、ある時には、相互の侵害から、防御することができ、その結果、人間たちが、自分自身の勤労の果実と、大地が生む果実とによって、心満ち足りて生活し、心満ち足りて養われる・共同の力を設立する・たった一つの道は、つぎのものである」。 (OL・III. p. 130))。

b) しかし、つづく論述は、いったん、“*EoL.*”, “*DC.*” の立論を踏襲して、
「…たった一つの道は、人間たちの・身体と心との能力と強さとの〔行使の〕ことごとくを、ひとりの人間、ないしは、人々からなる・一つの会議体に、委譲すること (to conferre) であるが、その目的は、ひとりの人間、ないしは、人々からなる・一つの会議体が、人間たちの意志のことごとくを、多数決によって、一つの意志に、帰一させるところにあるのである」。 (E. loc. cit.)。 (L. 「…つぎのものである。すなわち、各人が、自分の・身体と心との能力と強さと〔の行使〕のことごとくを、ひとりの人間、ないしは、人々からなる・一つの会議体に、移譲する (trânsferat. [トランスフェラト]) ことであるが、このことによって、あらゆる人間の意志が、たった一つの意志に、帰一するのである」。 (OL・III. loc. cit.))。

c) α) 「人間たちの・身体と心との能力と強さとの〔行使の〕ことごとく」とは、「人間たち」の「各人」の「生命の保存」を〈目的〉とする時にのみ、発揮され、そして、発揮されることにおいて、存在しうるものである。

β) とすれば、「人間たちの・身体と心との能力と強さとの〔行使の〕こと

ごとく」・〈あらゆる行使〉とは、「各人」の〈自然権〉であるに、ほかならない。

γ) してみると、上記の「〔行使の〕ことごとくを、ひとり人間、ないしは、人々からなる・一つの会議体に、委譲（移譲）する」とは、「各人」が、自らの〈自然権〉を、かかる・〈単一〉の〈第三者〉に、「移譲」すること、であり、

δ) すなわち、「第二」の〈自然法〉という《命令》に〈したがう〉こと、以外のなにものでもない。

ε) ということは、逆に言えば、上見の「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」を「各人」がとることは、「第二」の〈自然法〉が「各人」を、そのように《拘束する》ことであり、

ζ) ここに、「第二」の〈自然法〉のもつ〈第二の意味〉が、現われてきたのである。

η) なぜなら、「各人」の〈自然権〉、換言すれば、「各人」の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さとの〔行使の〕ことごとく」が、〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」されることは、その〈行使のことごとく〉が、「各人」から〈単一〉の〈第三者〉に、〈集中・凝結〉することによって、「人間たち」を「外敵の侵略」と「相互の侵害」とから「防衛」・「防御」し、すなわち、かかる「侵略」・「侵害」を「抑圧」しうる・〈強大〉な「力量」としての「一つの・共同の力」が形成されることに、ほかならないからである。

θ) こうして、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. prg. 5. が告げる・「第二」の〈自然法〉の〈第一の意味〉は、「各人が各人に敵対する戦争」の《原因》の《除去》にあり、

〈第二の意味〉は、その〈非存在〉がこの「戦争」の生起の《条件》である「一つの・共同の力」（「国家」）を、〈非存在〉から〈存在〉へ転ずること、すなわち、「一つの・共同の力」の「設立」（「国家」の「産出」）にあることになる。

い) そして、前記・G, 16) のとおり、「第二」の〈自然法〉がもつ・この〈第二の意味〉と〈論理上、不可分離〉の関係にあるのが、後出・8), 9) に見る・ある〈内容〉の「契約」である。

3) ところが、「人間たち」・「各人」の「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉・〈自然権〉を、〈第三者〉に「移譲」することの〈不可能〉という〈論理上の困難〉が、すでに“*DH.*” *Cáput XV.*, “*Lev. (E. L.)*” *Pt. I. Chap./ Cáput XVI.* で、「本人」による・「代行者」・「代理人」にたいする《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》の〈付与〉の〈論理〉により、除去されている以上、論述は、当然、つぎのように展開する。

「上のことは、つぎのように言うのと、ひとしい。すなわち、〔「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道は」〕ひとりの人間、ないしは、一つの・人々の会議体に、人間たちを代表させることである (to appoint ... to beare their Person)。すなわち、このように人間たちを代表する者〔〈単一〉の〈第三者〉〕が、〔人間たちの〕共同の平和と安全とにかかわる・前述の重大事〔外敵の侵略と、相互の侵害とから、人間たちを防衛すること〕について、たとえ、どのような行動をとろうとも、言い換えれば、〔人間たちによって〕たとえどのような行動をとらされようとも、各人が、その行動ことごとくを、自分の行動である、と認めること (to owne ... whatsoever he that so beareth their person, shall Act, or cause to be Acted ...) であり、すなわち、各人が、自分自身が、その行動ことごとくの本人である、と容認すること ((to) acknowledge himselfe to be Author of whatsoever ...) であって、...

(E. loc. cit.)。 (L.「言い換えれば、ひとりの人間、ないしは、一つの会議体が、個々の各人を代表することであり (ut ūnus hōmo vel cōetus ūnus persōnam gērat ūniuscūjusque hōminis singulāris, [ウト・ウーウヌウス・ホモ・ウェル・コエトウス・ウーウヌウス・ペルソオーオナム・ゲラト・ウーニウスクウーユスクウエ・ホミニス・スイングウラアーアリス])、すなわち、各人が、あの人格〔「ひとりの人間、ないしは、一つの会議体」なる「代

行者」・「代理人」の「人格」]が行なった行為の本人は、自分である、と認めることであって (útque unusquisque authorem se esse fateatur actionum omnium quas egerit persona illa, [ウトクウエ・ウーヌウスクウイスクウエ・アウトホーオレム・セー・エッセ・ファテアトウル・アークティオーオヌウム・クウアース・エゲリト・ペルソオーオナ・イッルラ]), …」。 (OL・III. loc. cit.))。

4) a) こうして、「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」は、まぎれもなく、〈多数者〉を形づくる「個々の各人」と〈単一〉の〈第三者〉とのあいだの・「本人」と「代行者」・「代理人」との〈関係〉の〈論理〉としてすでに知ったもの——すなわち、前者が、自ら〈自然権〉・「身体と心との能力と強さと」の〈あらゆる行使〉の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、後者に〈付与〉・〈委譲し〉・〈移譲する〉、という〈関係〉の〈論理〉——以外のなにものでもない。

b) そして、前述・1), c), ε), ζ), η)に照せば、「第二」の〈自然法〉は、「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」としての・この〈関係〉へ、「各人」を《拘束している》のである。

5) ところで、a)「本人」たる「各人」が「代行者」・「代理人」たる・〈単一〉の〈第三者〉について、その「本人は、自分である、と認めること」、すなわち、前者が後者に、自らの〈自然権〉(自己の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉)の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を〈付与〉・〈委譲〉・〈移譲〉することは、

b) とりもなおさず、「本人」たる「各人」が、「代行者」・「代理人」の〈代行「行為」・代理「行為」〉の「原動力」である「意志」と、その「行為」の指導力である「判断」とを、〈自らの〉「意志」と「判断」とである、と「認める」ことであり、

c) そして、かく「認める」ことは、「本人」たる「各人」が、〈自らの〉

「意志」と「判断」とを、「代行者」・「代理人」の「意志」と「判断」とに、「服従させる」ことにほかならない。

それゆえ、つづいて、こう言われるのである。

「…、そして、そのようにすることの中で、各人が、自分の意志 (their wills) を、その者〔「ひとりの人間、ないしは、一つの・人々の会議体」〕の意志に (to his will), 服従させること (to submit) であり、自分の判断 (their Judgements) を、その者の判断に服従させることなのである。(E. Lóc. cit.)。 (L. 「そして、各人が、あの人格〔「ひとりの人間、ないしは、一つの会議体」という「人格」〕の意志 (vóluntās. [ウオルウンターズ]) と判断 (jūdícium. [ユウーディキュウム]) とに、自分の意志〔と判断と〕を、服従させる (súbmittat. [スウブミッタト]) ことなのである。(OL・III. lóc. cit.))。

6) 上記・2)－5) が、「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」についての分析である。

7) a) さて、前出・G, 14), a)－g) で吟味された〈論理〉に基づいて、〈多数者〉を形づくる「個々の各人」であっても、〈多数〉の・「本人」としての「人格」とはならず、〈単一〉の・「本人」としての「人格」〈となる〉のであった。

b) そして、この・〈単一〉の「人格」こそ、“EoL.”, “DC.” に言われる「単一体」(union. L. ūnio. [ウーニオ]) —— すなわち、「各人」の「判断」と「情念」との「背馳」ゆえに「分裂」する・脆弱な「合意」によって形成される・「各人」の「相互援助」ないし「提携」(consent. cōnsēnsio. [コーンセーンシオ])・「協同」(concord. concórdia. [コンコルディア]) 「以上のもの」として、「合意」を「持続」せしめるところの・「契約」によって「造出」される「単一体」—— と〈ひとしい〉「一つの・共同の力」(「国家」)なのである。

c) なればこそ、前出・5) の叙述につづいて、以下の規定が現われるの

である。

「これ〔「一つの・共同の力」〕は、提携(Consent)、ないしは、協同(Concord)以上のものである。それは、あらゆる人間が、たった一つの人格となる・文字どおりの単一体 (a reall Unities of them all, in one and the same Person) なのであり」。(E. loc. cit.)。 (L.「ところで、これは、提携ないしは、協同以上の・ある重大なもの (áliquid. {アリクウイド}) である。なぜなら、これは、あらゆる人間が、ただ一つの人格となる・文字どおりの単一体 (in persônam ũnam vĕra ómniũm ũnio. {イン・ペルソオオナム・ウーウナム・ウエーエラ・オムニウム・ウーニオ}) であるからなのである」。(OL・III. loc. cit.))。

d) それゆえ、この規定は、自らの〈自然権〉の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、〈単一〉の〈第三者〉に〈付与〉・〈委譲〉・〈移譲〉する「個々の各人」の「本人」としての「人格」と、「代行者」・「代理人」の「人格」との〈関係〉の〈論理〉——この「たった一つの道」によって「設立」される「一つの・共同の力」の本質を語るものである。

8) ところで、以上の分析にしたがえば、

a) 「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」、繰り返せば、「各人」が、自らの〈自然権〉、ないしは、「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉の《全面的代行(代理)の権限(〈資格〉)》を、「本人」としての「人格」において、「代行者」・「代理人」たる「人格」・〈単一〉の〈第三者〉に、〈付与し〉・〈委譲し〉・〈移譲する〉、という〈行動〉をとることは、

b) 「第二」の〈自然法〉たる《命令》が、「各人」を、そのように《相互に》、かつ、《同時に》、上記の〈同一の事柄(行動)〉へ、《拘束している》ことによるものであった。

c) しかるに、前出・G, 17), n) で結論し、また、本・H, 2), c),
 d) で再言したとおり、「各人」が、かく《拘束している》・「第二」の〈自然

法〉に〈したがう〉のは、「契約」によるのみ、であり、その「契約」は、当然、「各人が各人と交す」以外のものではない。

d) だが、「第二」の〈自然法〉という《命令》を〈成立せしめる〉ものは、G, 17), 0) に再述したところからすれば、特定の《条件》——すなわち、〈アル個人〉が、上記の・自らの〈自然権〉の「移譲」、即、〈自然権〉の《全面的代行(代理)の権限し〈資格〉》を、〈単一〉の〈第三者〉に、〈付与し〉・〈委譲し〉・〈移譲スル〉ことを〈意志〉するという《条件》——であって、この《条件》は、〈原基的自然法〉にしたがうものであるから、〈アル個人〉においても、必然なのである。

e) そして、この《条件》が、「第二」の〈自然法〉を〈成立せしめる〉以上、「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」へ「各人」を《拘束する》・「第二」の〈自然法〉の〈論理上の表現〉たる「契約」は、その〈内容〉において、G, 17), 0) に示したとおおり、「各人」を、《相互に》、また、《同時に》、「契約」の〈内容〉へ《拘束する》、という「条件」を、含まざるをえないのである。

9) なればこそ、前記・7), c) の規定につづいて、「あらゆる人間が、たった一つの人格となる・文字どおりの単一体」としての「一つの・共同の力」が、一つには、「造り出される」のは、「契約」によるものであることと、二つには、その「契約」の〈内容〉とが、つぎのように告げられるのである。

「…文字どおりの単一体なのであり、〔この単一体は〕各人が各人と交す契約によって造り出されるのであって (made by Covenant of every man with every man), 〔その契約は〕、各人が各人に向かって、ちょうど、つぎのように言うようにして、〔交されるの〕である。私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ・人々ノ会議体ニ、全面的代行〔代理〕ノ権限〔資格〕ヲ、付与スル(Authorise)。スナワチ、私ハ、私自身ヲ〔私ノ生命ノ保存へ〕導イテイクタメニ私ガモツテイル権利〔〈自然権〉〕ヲ、コノ人間、ナイシハ、コノ・人々ノ会議体ニ、譲渡スル(give up)。〔タダシ〕、ソレハ、君ガ、私ト同ジヨウニ、〔君自身ヲ、

君ノ生命ノ保存へ導イテイクタメニ] 君ガモッテイル権利〔〈自然権〉〕ヲ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ会議体ニ、譲渡スル (*give up*), スナワチ、ソノ人間、ナイシハ、ソノ・人々ノ会議体ノ行為ノコトゴトクヲ、全面的代行〔代理〕ノ権限〔資格〕ノ付与ニヨルモノトスル (*Authorise*)*, トイウ・コノ** 条件で (*on this condition*), デアル」。(*I Authorise and give up my Right of Governing my selfe, to this Man, or to this Assembly of men, on this condition, that thou give up thy Right to him, and Authorise all his Actions in like manner.*) (Lev.(E.) p. 227)。

「…文字どおりの単一体であるからなのである。このことは、各人が各人と交す契約 (*páctum*) によって、造られる (*fit.* [フィット])。〔その契約は〕、各人に向かって、各人が、ちょうど、つぎのように言うのと同じく、〔交されるの〕である。私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ会議体ニ、全面的代行〔代理〕ノ権限〔資格〕ヲ (*authōritātem*), 譲与スル (*concêdo.* [コンケエーエドオ]), スナワチ、私自身ヲ〔私ノ生命ノ保存へ〕導イテイクタメニ私ガモッテイル権利〔自然権〕ヲ、コノ人間、ナイシハ、コノ会議体ニ、譲与スル。

〔タダシ〕、ソレハ、君モマタ、ソノ・同ジ人間、ナイシハ、ソノ・同ジ会議体ニ、君カラノ†・全面的代行〔代理〕の権限〔資格〕ヲ (*túam authōritātem.* [トウアム・アウトホーリタアアテム]), 移譲スル (*trānsferās.* [トラーンスフェラーズ]), スナワチ、〔君ヲ、君ノ生命ノ保存へ導イテイクタメニ〕君ガモッテイル権利ヲ、君ガ、ソノ・同ジ人間、ナイシハ、ソノ・同ジ会議体ニ、移譲スル、トイウ・ソノ†† 条件デ (*éā conditiōne.* [エアー・コンディティオーネ]), デアル」。(*Égo hūic hōminī, vel hūic cōtūi, authōritātem et jūis méum régēndī mēipsum concêdo, éā conditiōne, ut tū quóque túam authōritātem et jūis túum tūi régēndī in éundem trānsferās.* [エゴ・フウイク・ホミニー, ウェル・フウイク・コエトウイー, アウトホーリタアアテム・エト・ユウーウス・メウム・レーゲンディー・メーイプスウム・コンケエーエドー, エアー・コンディティオーネ, ウト・トウー・クウオクウエ・

トウ・アム・アウト・ホー・リタ・ア・ア・テム・エト・ユウ・ウス・トウ・ウム・トウ・イー・レー・ゲン・ディー・イン・エウ・ン・テム・トラ・ン・ス・フェ・ラ・ス))。 (Lev. (L.) OL・III. p. 131)。

(*を付した・‘Authorise’の語は、見られとおりに、‘all his Actions’という・accūsātīvus cāsus ([アックウーサー・ティ・イウウス・カ・ア・ア・ス・ウス、
「目的格」・「第四格」)の名詞を伴っているため、前出の‘Authorise’と異なり、
「全面的代行〔代理〕ノ権限〔資格〕ヲ、付与スル」と表現することができな
かったが、論理的に意味がひとしくなるよう、上掲のとおり訳出した。

また、**、および†を付した‘on this condition’の‘this’、‘ēā conditiōne’
(「主格」・「第一格」は、‘ēā conditio’. [エ・ア・コン・ディ・ティ・オ])の‘ēā’ (「コ
ノ条件デ」の「コノ」, 「ソノ条件デ」ノ「ソノ」)は、「条件」が、〈重要〉な
ものであることを示している。(前出・8), e), 参照)。

さらに、†を付した‘tūam’ (「主格」・「第一格」は、‘tūa’。「君ノ」・「君ノ・
ソレ」を意味する「所有形容詞」および「所有代名詞」)における〈所有性〉
は、〈発出性〉を表わす用法である。)

10) a) さて、以上に見た「条件」、すなわち、「各人」を、《相互に》、か
つ、《同時に》、〈同一の事柄(行動)〉——「各人」の「生命の保存」を〈目的〉
とする・「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉、すなわち〈自然
権〉を、〈単一〉の〈第三者〉に、「譲渡」し・「譲与」すること、即、「各人」
が「本人」の「人格」として、〈単一〉の〈第三者〉に、「各人」の〈自然権〉
の「全面的代行〔代理〕の権限〔資格〕」を、「付与」し・「譲与」して、〈単
一〉の〈第三者〉を、「各人」の〈自然権〉の「代行者」・「代理人」の「人格」
たらしめること——へ、《拘束する》「条件」が、

b) 「各人」を、「一つの・共同の力を設立する・たった一つの道」へ《拘
束する》・〈第二の意味〉の「第二」の〈自然法〉を〈成立せしめる〉のであ
り、

c) この「条件」を含み・上記・a) を自らの〈内容〉とする・「各人が各人と交す」「契約」が、その・「第二」の〈自然法〉の〈論理上の表現〉である以上、

d) かかる「契約」を「各人が各人と交す」ことが、「一つの・共同の力を設立する」のに〈必要にして充分〉な〈行動〉である。

e) それゆえ、前掲・9) の・「契約」の〈内容〉につづいて、こう言われるのである。

「この契約が交されると、このようにして一つの人格として単一になった・〔人間たちの〕多数体が、カマン-ウェルス〔国家〕、ラテン語ではキ-ウィタース、と名づけられるのである。以上が、あの・巨大なリヴァイアサンの産出であり、ないしは、むしろ、(もっとうやうやしく言えば)死ヌコトノアリエル神*の産出であって、私たちは、私たち〔相互のあいだ〕の平和と〔外敵の侵略にたいする〕防衛とを、死ヌコトノアリエナイ神に服している**・この・死ヌコトノアリエル神の力に負っているのである」(This done, the Multitude so united in one Person, is called a COMMON-WEALTH, in latine CĪVITAS. This is the Generation of that great LEVIATHAN, or rather (to speake more reverently) of that *Mortall God*, to which wee owe under the *Immortall God*, our peace and defence.) (Lev.(E.) p. 227)).

「この契約が交されることによって、あの〔人間たちの〕多数体が、単一の人格となるのであり、すなわち、キ-ウィタース、また、レースブーブリカ〔いずれも、「国家」〕、と名づけられるのである。そして、まさにこれが、アノ・巨大ナ・レウィア-アトハンの産出であり、あるいは、もっといかめしく言えば、死ヌコトノアリエル神*の産出である。私たちは、〔相互のあいだの〕平和と、〔外敵の侵略にたいする〕防御とのごとくを、死ぬことのありえない神に服している**・この・死ヌコトノアリエル神の力に負っているのである」(Quō factō, multitūdo illa ūna persōna est, et vōcatur Cīvitās et Rēspublica. Atque hāc est generātio māgnī illius Leviāthan, vel, ut

dignius loquar, *mortalis Dei*; cui pacem et protectionem sub Deo immotali debemus omnem. [クウオー・ファクトー、ムウルティトウーウドー・イッラ・ウーウナ・ペルソオーオナ・エスト、エト・ウオカトウル・キウイタース・エト・レースプウーブリカ、アトクウエ・ハアエク・エスト・ゲネラーティオ・マーグニー・イッルリイーウス・レウィアーアトハン、ウエル、ウト・ディグニュウス・ロクウアル、モルタアーアリス・デエイ、クウイー・パアーアケム・エト・プロークティオーオネム・スウブ・デエオー・イムモルターリー・デベエーエムウス・オムネム]。 (Lev.(L.)OL. III. p. 131)。

11) a) 上記の・“Lev.(E.)”, “Lev.(L.)” いずれの叙述にあっても*を付した「死ヌコトノアリエル神」という規定のうち、

α) 「神」とは、言うまでもなく、「各人」〈すべて〉を「ひれふせさせる」・「巨大」な「共同の力」を意味するものであるが、

β) 「死ヌコトノアリエル」なる規定は、以下に見る論旨を、表わしているものである。すなわち、まず、

b) “EoL.” Part 2. Chapter 8. (編者・テニエスの「部章配列」によれば), Of the causes of rebellion. (反乱の諸原因について)。

α) この章の§. 1. は、つぎのように、書き始められている。

「第一節。これまでは、人間たちがカマン-ウェルス造ったのは、なにのためであったのか・その目的と、また、どのようにしてであったのか・その仕方とについて、述べられた。本章では、私は、カマン-ウェルスが、潰滅せしめられ (be destroyed) 旧に復するのは、どのような原因によるのか、また、どのような仕方であるのかを、手短かに示すことになろう。私としては、外敵の侵略による・カマン-ウェルスの解体 (dissolution) については、それが、いわば、カマン-ウェルスの・非業の死であるから、なにら語るつもりはなく、ただ、蜂起 (sedition) についてだけ、述べることになろう。なぜなら、蜂起は、ちょうど、病患と身体の異常とから人間に生じてくる死とひとしく、

まさにカマン-ウェルスの死 (the death) であるからである。人間たちに蜂起への決意を抱かしめるには、三つの事情が、共同して働く」。 (P. 168)。

α) 「第一の事情」とは、「不満」 (discontent) であり、あるいはむしろ、人間が、「現在の統治」のもとで、自分は「仕合せ」であると考えているにしても、「より仕合せ」になることを「現在の統治」が「妨害している」と「考える」場合に生ずる・「現在の統治の変革」にたいする「欲望」である。(loc. cit.)。

β) 「第二の事情」は、「権利という口実」 (pretence of right), すなわち、樹立された統治にたいして反抗の争乱を起こし・抵抗する「根拠」が「正当である」 (just), という「自らの・個人の見解」, および、「抵抗を正当化する (justify) ための口実」, と、「抵抗への援助を確保するための口実」とが、これである。(loc. cit.)。

γ) 「第三の事情」は、「反乱」の「成功の見込み」 (hope of success) である。「なぜなら、「反乱」に「失敗することが、反逆者を処刑することである場合、見込みがないのに敢て反乱を企てることは、狂気であるからである」。(loc. cit.)。

δ) “EoL.” は、つづく §. 2. と §. 3. とにあって、「不満」の「二つの種類」を挙げる。(pp. 169-170),

i) <第一の種類> は、「身体上のつらさ」の、「現に在ること」ではなく、「予想」であり、ないしは、その「つらさ」にたいする「恐怖」である。例えば、おびただしい数にのぼる民衆が、相集って、死に値いする罪を犯した場合、民衆は、死にたいする恐怖ゆえに、徒党を組み、自分たちを防衛するために、武器をとる。

また、それゆえ、「欠乏 (want) にたいする恐怖」, あるいは、「現に在る欠乏のさいに、逮捕と投獄とにたいする恐怖」が、「反乱への決意を固めさせる」のである。

「それゆえ、巨額にのぼる徴税は、その権利が承認されているにせよ、

巨大な蜂起を惹き起こしてきた。例えば、ヘンリ七世〔治政、1485-1509〕の時期、特別上納金の支払いを拒否し、領主オードリの指揮のもとに、ブラクヒースで王に戦闘を挑んだコンウォル人の蜂起が、それであり、同じ王の時期に、特別上納金が王の諮問議会で容認を受けることを要求する目的で、ノザムバランド太守を自宅で殺害した・北方地域の民衆の蜂起が、それである」。 (§. 2. p. 169)。

ii) 「もう一種類の不満」は、「その他の点では、安楽に暮し、欠乏にたいする恐怖も抱かず、暴力の危険にたいする恐怖も覚えぬ人々」の「心を惑乱させる」ものであって、こうした「不満」は、「その人々が、自分のものとして当然である、と考える・そうした権力の欠如の心情、および、そうした榮譽と、榮譽のしるしの欠如の心情とからのみ、生ずる」ものである。

すなわち、「至高権力が、絶対のものとして、たったひとりの人間にある」単独統治制 (a monarchical state) の場合に生ずる「要求」は、人々が、「自分が代って至高権力者の地位を得ることであるか、ないしは、その地位に現在ついている者の同位者となることであるか」、ないしは、「自由」を求めて、「単独統治 (the monarchy) を、民衆統治 (a democracy) に変更せしめることであるか」、である。しかしながら、このことは、要求する当該者の意図にしたがって解釈すれば、「当該者は、そのことによって、ただ、至高権力保持者が、当該者の才幹と適性とを重視すべきであり、適性において劣る・他の者よりは、当該者を、下級統治の任と地位とに就けるべきである、ということ以上の事柄は、要求していないのである」。「しかるに、各人は、自分自身の適性を、最高のものと評価しているのであるから、ひとりの者が要求するところと、その他が要求するところとは、相ひとしくなる」。「自分には、かかる榮譽を受ける資格がある、とし、あるいは、そうした榮譽の野心に燃える・こうした人々すべてのあいだにあっては、民衆統治の場合でない限り、登用されうる者の数は、少数であるにすぎない」。「それゆえ、残りの者は、不満を抱かざるをえないのである」。

「反乱を決意させる・第一の事情，すなわち，恐怖と野心とから生ずる不満，については，以上で充分である」。(§. 3. p. 170)。

ε) つぎに，§. 4. では，「第二の事情」すなわち「権利という口実」について，

まず，このことは，「人々が，ある・個人としての見解 (an opinion) を抱いている」ことであり，ないしは，「ある・個人としての見解を抱いている，という口実を用いる」ことである，と規定した上で，

かかる口実には，「六つの・特殊な場合がある」とする。(p. 170)。——

i) 「第一の場合」は，「至高権力保持者による命令 (command) が，人々の良心 (conscience) に反する時，人々が，至高権力保持者による命令であるからといって，服従者が，自分自身の・個人としての見解に照らし，それを行なうのが自分にとり合法ではない，と考える・なにかの行為を行なうこと，ないしは，それをしないでおくことが，自分にとり合法ではないと考える・なにかの行為をしないでおくことは，服従者にとって非合法である，と考える」，という「場合」である。(loc. cit.)。

ii) 「第二の場合」は，「至高権力保持者による命令が，法に反する時，人々が，至高権力保持も，服従者とひとしく，自分自身の定めた法に，拘束されるべきである，と考える」という「場合」，

および，「至高権力保持者が，自らが負う義務を遂行しない時，人々は，至高権力保持者の権力に抵抗することを許される」と「考える」，という「場合」である。(pp. 170—171)。

iii) 「第三の場合」は，「人々が，ある者，ないしは，ある者たちから，命令を受け，しかし，別の者たちから，同じ命令にたいする停止命令を受け，あたかも，至高権力が分割されたものであるかのように，両者の命令の権威はひとしい，と考える」・その「場合」である。(p. 171)。

iv) 「第四の場合」は，「人々が，公共の用役のために，自分たちの身柄ないし貨幣を貢納することを命令され，しかし，自分たちは，その・同じもの

〔自分の身柄ないし貨幣〕にたいして、至高権力の支配力からは切り離された所有権をもっている、と考え、また、それゆえ、自分たちは、各人が、自分で、適当と考える以上の・自分たちの財貨および身柄を貢納するようには、束縛されてはいない、と考える」・その「場合」である。(p. 171)。

v) 「第五の場合」は、「至高権力保持者による命令が、人民にたいする侵害と見える時、人々が、各々、人民というものの見解と心情とは、自分自身の・個人としての見解と、同じものであり、かつ、自分と心情を同じくする者たちの・個人としての見解と、同じものである、と考え、自分自身の党派の多数者を、人民という名称で呼ぶ」・その「場合」である。(loc. cit.)。

vi) 最後に、「第六の場合」は、「至高権力保持者による命令が、苛酷である時、人々が、苛酷な事柄を命令する至高権力保持者を、専政者に見做し、専政者殺戮、すなわち、専政者を殺害することは、合法であるのみならず、賞讃に値する、と考える」・その「場合」である。(loc. cit.)。

ㄱ) ついで、“EoL.” は、§. 5. で、上記の「六つの場合」に、人々が、それぞれ、上のように「考える」こと、すなわち、「個人としての見解」(opinions) について、下記のように、言う。

「第五節。これらの・個人としての見解は、ことごとく、クリスト教教義学 (dogmatics) の著書の中で支持され、また、それらの・いくつかは、教会堂の説教壇で教えられているものであるが、しかし、それにも拘らず、平和と統治とにとっては、まことに相容れないものであり、その・同じもの〔平和と統治と〕の・不可欠・かつ論証しうる指針に、まことに相反するものである。ところで、第一の・個人の見解、すなわち、人間は誰しも、自分の良心にそむいては、なにごとをも、行な〔わないことを〕、合法的に許される、ないしは、しないでおくことを、合法的に許される、について言えば、この・個人の見解から、信仰と教会統治とにかかわりをもった・あらゆる反乱が、惹き起こされるのであるが、先行する・二つの章〔Part 2. Chapter. 6., Chapter 7. (pp. 144—167)〕で、明々白々に言明されたのは、かかる・個人の見解は、

誤謬を犯しているものである、ということであった。なぜなら、これら・二つの章は、終始、以下の事柄を証明することに、あてられたからである。すなわち、キリスト教信仰が、禁止してはいないのみでなく、また、命じてもいるのは、各カマン-ウェルスにあっては、各服従者は、あらゆる事柄にあって (in all things)、力の限り、当該カマン-ウェルスの至高権力保持者である者、ないしは、者たちの命令に、服従すべきである (should ... obey the commands)、ということであり、また、人間誰しもは、このように服従することによって、あらゆる・信仰上の紛争にかかわる・自分の判断を、至高権力の手中に譲り託した者として (as having deposited)、自分の良心と判断とにしたがって (according to)、行動しているのである、ということであり、そして、前述の誤謬は、万能なる神が、いかなる事柄を、いかなる者をつうじて、語っているか、についての無知から、生じている、ということであったのである」。(p. 171)。

η) “EoL.” は、以下、§. 6. から §. 10. までにわたり、上掲・ε) の・ii) 以下の「個人の見解」にたいし、それぞれ、反論を開陳していくのであるが (pp. 172-175)、それらの反論の・すべてが帰着するのは、——「カマン-ウェルス」は、「各人」から〈自然権〉が、「至高権力保持者」となる)〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」されることによって、「産出」された——とする〈理論〉と、そして、——その「移譲」を〈命令〉する・「第二」の〈自然法〉を含めて、すべて〈自然法〉は、「神が定めている法」である——という〈理論〉と、である。

θ) “EoL.” は、§. 11. で、「反乱の成功の見込み」について、「この見込みは、四点にかかっている」とし、「第一。不満を抱く者たちが、気脈を通じ合うこと。第二。十分な人数であること。第三。武力をそなえていること。第四。首領一名に賛同すること」を挙げ、(p. 175)、

ι) 次・§. 12. にあって、「反乱を勃発せしめる者、すなわち、他の者たちの中に、反乱する決意を生みつける者」が、必ずそなえるべき「三つの質」と

して、「第一。自分自身が、不満を抱いていること。第二。劣悪な (mean) 判断力と能力とをそなえた人間であること。しかし、第三に、雄弁な (eloquent) 人間、ないし、抜群の能弁家であること」を記している。(loc. cit.)

κ) “*EoL.*” が、以下、§. 13. から最終・§. 15. で、「判断力」の「欠如」と「雄弁」とについて、少なからぬ論述を行なっているのは、ローマにたいする・数重なる謀反を起こした政治家・*Lūcius Sērgius Catilīna* ([ルウーキュウス・セルギエウス・カティリイーナ], ? 108–62 B. C.) について、同時代の史家 *Cāius Sallūstius Crīspus*. ([ゲーユウス・サッルルウスティユウス・クリイーイスプウス], 86–34 B. C.) が、“*De Coniūrātiōne Catilīnae.*” ([デー・コンユラーティオーネ・カティリイーナエ]。『カティリイーナの陰謀について』) の中で、‘*Ēloquēntiae sātis, sapiēntiae párum.*’ ([エーロクウエンティアエ・サティス, サピエンティアエ・パルウム]。‘能弁ニハ、欠クルトコロナク、賢知ニハ、乏シク’) と述べたように、

i) 「情念に訴える語をつらね、これらの語を、聴衆の・現在抱いている情念に向けて放つ・獲得された習性」にすぎない「雄弁」 (§. 14. p. 178), 「真理の論証と教授」とに必要とされる「長い連鎖をなす演繹と深い注意力」とを喜ばぬ聴衆の「信をえる力以外のなにものでもない」「雄弁」 (§. 14. p. 177) と、

ii) 「ラテン人が *sapiēntia* [賢知] と呼び、「私たちが、知恵 (wisdom) という一般名辞で呼ぶ」もの、すなわち、「正とは、なにであり、邪とは、なにであるのか、また、人類の生存と福祉とにとって、よいものとは、なにであり、これを傷けるものは、なにであるか、についての・真実にして・明白な結論が、そこから生じてくる知 (science)」 (§. 13. p. 176) の「欠如」との〈結合〉が、

iii) 「カマン-ウェルス」の「改造」という「口実」ないし「見込み」に基づいて、「カマン-ウェルスを、切り刻むのである」 (§. 15. p. 118), という結論を導き出すためである。

上見のように、「三つの事情」の共同作用による・「国家」の「潰滅」,「国家」の「死」が生じうること——この論旨が、「死ヌコトノアリエル」という規定として、表現されているのである。

c) つぎに, “DC.” CĀPUT XII. DĒ CĀUSĪS ĪTERNĪS CĪVITĀTEM DISSŌLVĒNTIBUS. ([デー・カウスィース・インテルニース・キーウィタァーアテム・デイスソルウェンティブウス。第十二章。国家を解体させる・内部の諸原因について)。

α) この章は, §. 1. を, つぎのように, 始めている。

「第一節。これまでは, 国家が, どのような目的により, また, どのような契約によって, 制定されたもの (cōstitutæ. [コーンステイトウータエ]。

「設立されたもの」, と同義) であるか, また, 市民にたいする・統治者の諸権利は, どのようなものであるか, が述べられた。ついで簡略に述べられなくてはならないのは, 同じもの〔国家〕が, どのような諸原因によって解体せしめられるか (dissolvāntur. [デイスソルウェントウル]), であり, 換言すれば, 蜂起 (sēditionēs. [セーディティオーネース]) の諸原因について, である。ところで, 自然物体の運動の中に吟味されなくてはならない事柄は, 三つであり, 言うまでもなく, 内部ニアル組成で・運動を産出する働きを受容することができるものとなるもの, 外部ニアル動因で・これによって, ゆるぎなく・確定した運動が, 実際に産出されるもの, オヨビ, 作用ソノモノ, であるが, それと同じように, 市民が動乱を惹き起こす (tumultūantur. [トゥムウルトウアントウル]) 場合には, 国家の中にも, 三つの・吟味されるべき事柄が, 現われる。第一には, 平和に相反する学説 (doctrīnæ. [ドクトリーナエ]) ト情念 (āffectūs. [アッフェクトウース]) とであって, これらによって, 個々人の心意が決定されるのであり, 第二には, すでに決意を固めた個々人を, 政治上の分断と武力とへ, 突き動かし, 呼びかけ, 突進させる者たちが, どのような質の者であるか (quāles. [クウアーレース]), であり, 第三には, 上記の状態が生ずる様態, 言い換えれば, 徒党 (fāctio. [ファクティオ])

である」。(OL・II. p. 284)。

β) ついで, “DC.” は, 同じ§. 1. で, 上につづき, こう言う。

i) 「ところで, 個々人に反乱を決意させる学説のうちの一つであり・また, 第一の学説は, つぎのものである。すなわち, 「ヨイモノト, 悪イモノトニツイテノ判定ハ, 個々人ニ属スル」。しかし, 「自然にしたがう状態」にあってとは異なり, 「国家が存在する状態」では, 「よいもの」と「わるいもの」とについての「指針」は, 「国家が定める法」であり, 「それゆえ, 「立法者が指示するもの」が, 「よいもの」であり, 「立法者が許さぬもの」が, 「わるいもの」である。(OL・II. pp. 284—285)。

ii) <第二> の「学説」は, “EoL.” について, 前出・b), ε), i) に挙げたのとひとしく, 「人が, 良心に反して行なった事柄は, ことごとく, 罪である」とする「学説」である。(§. 2.)。

しかしながら, 「私が, その事柄を行ないながら, これは私の罪である, と考える事柄が, 私の罪なのである。しかし, 私が, これは他人の罪である, と考える事柄は, これを, 私は, いかなる場合にも, 私の罪を伴わずに, 行なうことができるのである」。「というのは, 私が, 命令する者の罪である事柄を, 行なうように命じられ場合, 命令する者が, 正当に, 私の支配者であるならば, 私がその事柄を行なっても, 私は罪を犯してはいないからである。すなわち, 私が, 国家の命令によって戦うことになるとする場合, 私が, 戦争は不当に開始されたものである, と考えるにしても, であるからといって, 私は, 不当な行ないをしていることにはならないのであって, むしろ, 私が, 国家の権限に属する・正義と不正義との認識を, わが身に横取りして, 戦うことを拒絶する場合に, 私は, 不正な行ないをしていることになるのである」。(OL・II. p. 286)。

iii) <第三> の「学説」は, “EoL.” について, 前出・b), ε), vi) に挙げたものとひとしく, 「専政者殺戮ハ, 許サレテイル」とするものである。(§. 3.)。

「しかしながら, 人々が, 専政者として, 殺害されることを望んでいる者

は、正当に支配を行なっている者であるか、ないしは、不当に支配を行なっている者かである。もし、不当に、であるならば、これは、敵なのであり、正当に殺害される。しかし、この殺害は、専政者殺戮と呼ばれるべきではなく、敵殺戮と呼ばれるべきである」。しかし、「君が、私人でありながら、ヨイコトと悪イコトとの認識を、わが身に引き受けるのでない限り、君は、いかなる根拠によって、神が王と定めた者を、専制者と呼ぶのであるか」。(OL・II. p. 287)。

iv) <第四>の「学説」は、“*EoL.*”について、前出・b), ε), ii) に挙げたものとひとしく、「至高統治権ヲ有スル者タチモマタ、国家ガ定メテイル法ニタイスル服従者デアル」とする「学説」である。(§. 4.)。

けれども、「国家は、自分自身によっても拘束されえないし、また、いかなる市民によっても拘束されえないのである」。「自身によつては拘束されえないとは、国家自身によつて拘束されるのが、国家とは別の・市民以外のなんびとでもないからである。市民によつては拘束されえないのは、市民たちの・個々の意志が、国家の意志の中に、含まれているからである」。(OL・II. p. 288)。

v) <第五>の「学説」は、“*EoL.*”について、前出・b), ε), iii) に見たもの、すなわち、「至高統治権ハ、分割サレウル」とする「諸国家にとって最も災厄を齎らす学説」である。(§. 5.)。

「しかるに、至高統治権を分割するとは、別々の者たちが、別々の仕方で、分割することである。すなわち、別々の者とは、平和と、現世の生活の便宜物とに属する事柄については、至高統治権を、国家権力に譲与する者と、魂の救済にかかわる事柄については、至高統治権を、国家権力以外の者たちに移譲する者とのことである。ところで、魂の救済にとり、あらゆる事柄のうちで最も欠くべからざるものは、義であるのであるから、生じてくるのは、義を判断する市民たちは、国家が定めた法によって義を判断する義務を負うことがなくなり、国家との関係では、私人であるか、ないしは、他国人であつ

て、迷信に基づく恐怖から、首長にたいし、当然なすべき服従を示すことを欲しない者たちの訓令と学説とにしたがって、義を判断する義務を負うことになる。「人々が、首長に服従せず、すなわち、法に服従せず、ないしは、義にしたがう者ではなく、永劫の業苦の脅威に怯えること以上に、国家に危険を齎すものとして、いったい、なにがありうるであろうか」。(OL・II. p. 289)。

vi) <第六> の「学説」は、「信仰 (fīdes. [フィーイデス]) ト敬神ノ心 (sānctitās. [サーンクティタース]) トハ、研学ト自然ガ与エタ理性トニヨツテハ、獲得サレズ、常ニ、神秘ニヨツテ (supernātūrāliter. [スウペルナートゥーラーリテル])、人間ニ、注ギ込マレ、ナイシハ、吹き込マレル」とする「学説」である。(§. 6.)

だが、「もし、このことが真実であるならば、私に不可解であるのは、なにゆえ、私たち人間は、理性を、私たちの信仰に合致せしめるように命じられているのであるか、あるいは、真実にクリスト者である者のことごとくが、なぜ、預言者ではないのであるか、あるいは、また、各人が、自らの行なうべき事柄と、自らが避けるべき事柄とを、統治者の指示に基づき、ないしは、正しい理性に基づいて、吟味するよりも、むしろ、自分だけの心に吹き込まれたものに基づいて、吟味することを、しないのは、なぜであるか、である」。

「それゆえ、上の学説は、ヨイモノト、悪イモノトニツイテノ・私人ノ認識に、帰着するのであって、この認識は、諸国家の解体 (dissolūtio. [ディスソルウーティオ]) を伴わずには、容認されることができないのである」。(OL・II. p. 290)。

vii) <第七> の「学説」は、“EoL.” について、前出・b), ε), iv) に現われていた事柄にかかわるもので、「個々ノ市民ニハ、自分ガ所得シテイル事物ニタイスル・絶対ノ支配権ガアル。すなわち、自分以外の・あらゆるもの、仲間の市民のみならず、また、国家自身が、それらの事物にたいしてもつ権利を、排除する・そうした私有権 (proprīetās. [プロプリエタース]) がある」

とする「学説」である。(§. 7.)。

「この学説は、真実ではない」。なぜなら。「国家という桎梏を受ける以前には、なんびとにも、私的権利の・いかなるものも、なかった。万物が、万人に共有であった。とすれば、この私有権は、君にとり、国家からでなくて、いったい、どこから、生じているのであるか、言ってみたまえ。ところで、各人が、自分の権利を国家に移譲した、という理由による以外、私有権は、国家にとり、どこから、生じているのであるか」。それにまた、「支配者 (*dóminus*. [ドミヌウス]) をもつ者は、支配権 (*domínium*. [ドミニウム]) をもたないのである。ところで、国家は、制定に基づいて、あらゆる市民の女性支配者 (*dómina*. [ドミナ]) なのである」(OL・II. p. 290)。

viii) 最後に、〈第八〉の「学説」は、“*EoL.*”について、前出・b), ε), iv) 中に見たところにかかわるもので、「人民 (*pópulus*. [ポプウルウス]) と「多数体 (*multitúdo*. [ムウルティトゥーウドー]) とを混合している「学説」である。(§. 8.)。

「人民とは、ある・単一のもの (*únium*. [ウーウヌウム]) であり、単一の意志をもち、単一の行為がそれに帰せられうるものである」。それゆえ、「あらゆる国家にあって、支配を行なうのは、人民である。単独統治制国家にあって、人民が、統治を行っているのである。なぜなら、人民は、単一の人間のもつ意志によって、意志するからである」。

しかるに、以上の事柄は、「多数体」については、言えない。「多数体とは、市民であり、すなわち、服従者である。民衆統治制および貴族統治制にあっては、市民は、多数体である。がしかし、統治権の所在は、人民である。単独統治制にあって、服従者は、多数体であり、そして、矛盾であるにせよ、王は、人民である」。

してみれば、「国家が王にたいして反乱を起こすことは、ありえない事柄である。また、苦情・不平を抱く服従者たちが、市民に、国家に反抗する心を起こさせ、言い換えれば、多数体に、人民に反抗する心を起こさせ、人民と

いう口実のもとに、意志し、また、意志しない事柄を、人民が、意志し、また、意志しない、ということも、ありえないのである」。(傍点は、引用者。OL・II. pp. 291-292)。

γ) “DC.” は、上見の論旨のあと、§. 9., 10. で、「情念」の一つとして、“EoL.” について見た「不満」(ægritūdo. [アエグリトゥーウドー]) (前出・b), δ)) にかかわって、“EoL.” とほぼひとしい内容の叙述を行ない、(OL・II. pp. 292-293),

δ) §. 11. にあって、いま一つの「情念」、すなわち、前出・b), γ) にあたる「勝利の見込み」(spēs vincendi. [スペエーエス・ウィンケンディー]) について語り、(OL・II. pp. 293-294),

ε) ついで、§. 12. で、「反乱」の指導者の「質」である・「能弁」と「判断」・「賢知」の「欠如」との〈結合〉について、前出・b), κ) に相当する内容を論述し、(OL・II. pp. 294-295),

ξ) 最終・§. 13. の冒頭で、“EoL.” §. 5. (前出・b), ζ)) に似て、

「第十三節。国家に深く好意を寄せている人々の多くでも、上記の・個人の見解に合致する学説を、若年期の者たちには学校で (in schōlis. [イン・スクホーリース]), 民衆全体には教会堂の説教壇から (ē cathēdris. [エー・カトヘドリース]), 心に吹き込む限り、それと知らずして、市民に反乱への決意を抱かしめることに、協力していることになる。これにひきかえ、その・市民の・反乱への決意を、行動へ導こうと意志している人々は、まず第一に、国家にたいして悪意を抱く者たちを、徒党 (factio. [ファクティオ]) と共謀 (cōspirātio. [コーンスピラーティオ]) とへ向かって、結束させ、ついで、徒党の中で大きな権力をえることに、野心から発する全精力を傾けるのである」とし、(OL・II. pp. 295-296),

η) そして、この§. 13. の末尾で、前出・b), κ), i) - iii) の論旨と同じく、こう記している。

——「愚鈍 (stultitia. [ストウルティティア]) と能弁 (eloquentia. [エロクウエンティア]) とが、相俟って、国家の顛覆 (subversio. [スウブウェルスイオ]) に急進する」。両者は、「諸党派に分裂した国家を、改造するよりは、焰をもって灰燼に帰せしめる方が、数多いのである」。 (OL・II. p. 296)。

d) “Lev.(E.)” Pt. II. Chap. XXIX. *Of those things that Weaken, or tend to the DISSOLUTION of a Common-wealth* (第II部。第二十九章。カマン-ウェルス (国家) ノカヲ弱メ、ナイシハ、カマン-ウェルスノ解体ニ導ク・重大ナ事柄ニツイテ), “Lev.(L.)” DE CĪVITĀTE SĪVE RĒPŪBLICĀ. CĀPUT XXIX. DE ĪIS RĒBUS, QUÆ CĪVITĀTEM LABEFĀCTANT, TĒNDUNTQUE AD DISSOLUTIŌNEM ÊJUS. ([デー・キークウィタアアテ・スィーウェ・レーブウブリカー。デー・イース・レーブウス, クウアエ・キークウィタアアテム・ラベファクタント, テンドウントクウエ・アド・ディスソルティオーネム・エーエユウス]。国家について。第二十九章。国家を動揺させ、そして、国家の解体に導く・重大な事柄について), である。

α) 両著述は、いずれも、prg. 1. の冒頭で、「死ぬことのある者〔人間〕が造るものは、なに一つ、死ぬことのありえないものであることはできない[L. 「…ではない」] にしても、しかし、人間たちが、自らのものとして獲得する理性を使用する (had the use of reason they pretend to. (L. ratiōnis ūsum, quem sibi ārrogant, hōminēs hāberent. [ラティオーニス・ウーウスウム, クウエム・スィビ・アルロガント, ホミネース・ハバレント])) のであれば、人間たちのカマン-ウェルスは、少なくとも、内部の病患によって (by internal diseases) 滅亡すること (perishing) からは、守られることができよう [L.(国家は、確固たるものになることができるのであって、したがって、少なくとも、内部の病患によって (ab internis mōrbis. ([アブ・インテルニス・モルブイス]) 滅亡する (interire. [インテルイーイレ]) ことはありえな

い」], と述べて (E. p. 363 ; OL · III. p. 230),

β) 「国家」が「滅亡する」か否かは, 「国家」を「造る」(「設立する」)「人間たち」が, 「理性」という・「内部」の能力を〈使用する〉か否かに, 左右されるのであり, すなわち, 「国家」の「滅亡」は, 外敵の侵略によらぬ限り, 「人間たち」が「理性」能力を〈使用しない〉という「内部の病患」に原因をもつことが, 示唆された上で, つぎのように言われる。

「それゆえ, カマン-ウェルスが, 外部にある暴力によって, ではなく, 国内の争乱によって (by intestine disorder), 解体されるに至る (come to be dissolved) 場合には, 非は, カマン-ウェルスの素材 (the *Matter*) であるものとしての人間たちにあるのではなく, カマン-ウェルスの造り手 (the *Makers*) であり設立者であるものとしての人間たちにある」。(〔L.「それゆえ, 外部の暴力によって, ではなく, 内部の反乱によって (sēdiōnibus internis. [セーディティオーニブウス・インテルニース]) 国家が潰滅せしめられる (dēstrūitur. [デアストルウイトウル]) 場合には常に, 罪は, 制定者にある〕」。(lóc. cit.))。

γ) ついで, “*Lev. (E. L.)*” は, あらためて, まず, prg. 2. で, 「国家の虚弱」(the *Infirmities* … of a *Common wealth*. L. *infirmitātēs civitātis*. [インフィールミターテース・キーウィタアアティス]) から始めて, その原因の〈第一〉は, 病弱な母胎からの出生による・身体の病患に似て, 「国家」の「欠陥のある制定」(an *Imperfect Institution*. L. *impēfecta institūtio*. [イムペルフェクタ・イーンステイトウーティオ]) にある, とする。(E. p. 363 ; OL · III. p. 231)。

i) そして, 次・prg. 3. において, かかる「欠陥のある制定」から生ずる「国家の虚弱」の「一つ」を, 「一ツノ王国ヲ掌握スベキ人間ガ, 時トシテ, カマン-ウェルスノ平和ト防衛トニトツテ必要不可欠ノモノトシテ要求サレルヨリモ弱少ナ権力デ, 満足シテイル」〔L.「王国ヲ掌握セント決意シタ人間ガ, 時トシテ, 国家ノ福祉ニトツテ必要不可欠ナモノトシテ要求サレルヨリ

モ弱少ナ権力デ、満足シテイル」] ところに、おく。(loc. cit.)。

ii) そして、この事態が、「国家の病弱」を招く〈理由〉が、つづいて、こう述べられる。

「このところから、生じてくるのは、放棄された権力の行使が、公共の福祉のために、取り戻されなければならなくなった場合に、その取り戻しが、不当な行動の様相を帯びる、ということである。このことが、無数の人間たちに、(機会が目前にある時には)、反乱 (rebell) を、決意させるのである」。

[L.「このところから生ずるのは、放棄された・重要な権力が、公共の福祉のために、取り戻されなくてはならなくなった場合に、その権力の・取り戻しが、不当なものと思われ、一時に無数の市民を、機会があれば、蜂起 (sēditio. [セーディティオ]) へ突き動かす、ということである」]。(loc. cit.)。

δ) ところで、このようにして生ずる「国家の虚弱」は、すでに知ったとおり、「王国を掌握する」「人間」が、「理性」を〈使用しない〉ことに、起因するものである。

そして、その・「理性」を〈使用しない〉ことは、二つの点に、現われる。

「ところで、王たちが、なにらかの・そうした・必要不可欠な権力は、自分にはないのである、とする場合、それは、必ずしも (もっとも、時としては、必ず、であるが)、自分が引き受けている責務に必要なものはなにであるかについての無知 (ignorance) からではないのであって、多くの場合には、その・同じもの〔権力〕を、意のままに取り戻すことができる、という見込みからなのである。しかし、この点で、王たちは、正しく理性を使用しては、いない (reason not well)。なぜなら、王たちの・その見込みを抑え付けようとする者たち〔無数の人間たち〕は、国外のカマン-ウェルスの支援を受けて、王たちに刃向かうであろうからである。国外のカマン-ウェルスは、自国自身の服従者の利益を目的に、自国に隣接したカマン-ウェルスの状況を弱体ナモノトスル (weaken) 機会を逃すことは、まず、ないのである。

[L.「ところで、至高の統治者たちが、こうした・必要不可欠な権利は、自分

にはないのである、とすることは、必ずしも、無知 (*ignōrāntia*. [イーグノーランティア]) からしているところではないのであって、時としては、その同じ権利を、自分の意のままに、わが手に取り戻すことができる、という見込みをもっていることに、よる。しかしながら、至高の統治者たちは、計算違いをしているのである (*rēm nōn rēctē suppūtant*. [レエーエム・ノオーオン・レークテー・スップウタント])。なぜなら、至高の統治者の意を妨害する市民たちは、自国の市民たちの福祉を目的に、隣接する・至高の統治者の権力を弱める (*dēbilítandī*. [デービリタンディー]) 機会を、減多にやり過ごすことのない・他の諸国家から、支援を受けているからである。』。(loc. cit.)。

ε) “*Lev. (E. L.)*” は、かかる事例を、イングランド史の中から、つぎのように挙げている。

「また、こうして、王ノ直臣タチ (*the Barons*) の権力は、ウィリアム・ルーフウス (*William Rufus*. ウィリアム二世 (*William II.* [? 1056–1100])) によって (王位継承権を、自分の長兄から、わが身に移すさいに、王の直臣たちの援助をえるため)、至高権力を凌ぐ度合にまで増大せしめられたが [1215 年の ‘*Magna Carta*’. [マアアグナ・カルタ] を、指す], ジョン王 [? 1167–1216] に刃向かう反乱にあたって、フランス人たちの支援を受けた [1216 年 2 月、フランスの領主たちが、大軍を率いてロンドンに入り、反乱者たる・王の直臣に加担したことを、言う]。[L. 「同じようにして、アングリア [イングランド] の・王の直臣たちの援助を、グウリエルムウス二世 [ウィリアム・ルーフウス] は、王国を自らの長兄からわが身に移すために利用したのであるが、王の直臣たちにとって、権力は、グウリエルムウス自身の手により、王の権力ともはや並ぶことなきまでに、増大せしめられた。このところから、ヨーハンネース [ジョン] 王にたいする反乱が生じ、この反乱は、ガルリア人 [フランス人] たちの王の力によって、支援されたのである。』。(E. p. 364 ; OL · III. pp. 231–232)。

ε) このように、「至高の統治者」が、自らに負っている「責務」たる・「国家」の「平和と防衛」とにとって「必要不可欠」な「権力」以下のもので「満足している」ことは、一つには、かかる「権力」が「必要不可欠」であることについての「無知」という・「理性」の〈欠如〉と、二つには、〈不足〉な「権力」を「回復」しうる、とする「見込み」が、敵対する・「隣接」の「国家」の「支援」をえている・上記の「至高の統治者」の「服従者」・「市民」によって「妨害」される〈必然性〉を「計算」する「理性」の〈使用の仕方〉の〈欠如〉と——この・二つの・「理性」の〈不使用〉をつうじて、「国家」の「虚弱」を、齎すのである。

η) しかしながら、かかる「至高の統治者」に「刃向かう」者たちを「支援」するのは、「隣接」の「国家」のみでは、ない。

“*Lev. (E. L.)*” が強調したかった事柄の一つは、イングランドにあって、かかる者たちを「支援」するのが、「ローマ・カソリック教会」でもある、ということである。

そのことは、つぎのように述べられている。

「こうして、*カンタベリ*の大司教*タマス・ベキト* (Thomas Becket. [? 1118–1170]) は、教皇 (the Pope) の支援を受けて、*ヘンリ*二世 [1154–1189] に刃向かった。これは、*征服王ウィリアム* [1027–1087] が、王位受諾にあたり、教会の自由を侵害しない、と宣誓した時に、*カマン*-*ウェルス*にたいする・*聖職者の服従*が、免除されたからである」。[L.「こうして、*カントウアーリア* [カンタベリ] の大司教*トホオマス* [タマス] は、*ヘンリクウス* [ヘンリ] 二世に刃向かうにあたり、教皇からの支援を受けたのであるが、これは、*グウリエルムウス* [ウィリアム] 王が、自分は、*ローマ教会* (ecclēsia Rōmāna. [エックレーシア・ローマアーアナ]) の自由を侵害するものではない、と宣誓をもって約したからである」。]。 (lóc. cit.)。

θ) “*Lev. (E. L.)*” は、次・prg. 4. で、——かかる事態は、ひとり「*単独統治制国家*」 (Monarchy. L. monoárchiis. [モノアルクヒイース]) におい

て生ずるのみでない。「元老院と、ローマの民衆と」から成る古代ローマ国家にあっては、「元老院も、民衆も」、「全権力」(E.)、「至高権力」(L.)をもたなかったが、「このことが、まず、ティベリウス・グラックゥス、ガエウス・グラックゥス、ルウキウス・サートウルニイヌウス、および、その他の者たちの蜂起を惹き起こし、そして、のちに、〔ガエウス・〕マリウスと〔その政敵、ルウキウス・コルネリウス〕スュッラとのもとにあって、重ねて、〔クナエウス・〕ポムペーウスと〔ガエウス・ユウーリウス・〕カエサルとのもとで、元老院と民衆とのあいだの戦乱を惹き起こし、ローマの民衆制 (Democracy) の払拭と単独統治制の樹立とに立ち至った」。(E. p. 365)。〔L. 「グラックゥス一族、サートウルニイヌウス、マリウス、スュッラ、ポムペーウス、カエサルによる・数知れぬ蜂起と、内戦とが、日に日をついで、生まれた。そして、ついに、ローマ民衆制は、払拭されたのである」〕。(OL・III. p. 232) —— と述べて、「国家」の「解体」の〈第一の原因〉たる・「国家」の「虚弱」は、「国家の福祉」に「必要不可欠」な「権力」の〈不足〉と、その〈不足〉を生じさせる・「国家」の「設立者」による・「理性」の〈不使用〉とに、発する、とする立論を終えている。

l) ついで、「Lev.(E.)」の論述は、次・prg. 5. で、「Lev.(L.)」のそれは、prg. 6. で、「反乱を生む学説の毒から生ずる」・「国家」の「病患」に移り、

i) かかる「学説」の「第一」として、「DC.» Cáput XII. とひとしく、「各私人が、ヨイ行為ト悪イ行為トノ判定者デアル」とする「学説」を挙げ、

ii) ついで、E. prg. 7. ; L. prg. 6. で、—— 国家の統治に背反する「第二の学説」は、これも「DC.» Cáput XII. と同じく、「誰シモ人間ガ自ラノ良心ニソムイテ行ナウトコロハ、イカナル事柄デアレ、罪悪デアル」とするものである。なぜなら、この学説は、あの・「第一の学説」(再言すれば、人間は、自らを、良いものと悪いものとの判定者とする) から、生まれてくるからである、とする。(E. pp. 365—366 ; OL・III. p. 232)。

iii) そして、さらに、やはり、“DC.” Cáput XII. 同よう、E. prg. 8. ; L. prg. 7. にあって、「第三の学説は、通常、つぎのように教えられているものである。すなわち、信仰 (*Faith*. L. *fides*. [フィーイデス]) ト敬神ノ心 (*Sancty*. L. *sānctitās*. [サーンクティタース]) トハ、研学 (*Study*. L. *stūdiūm*. [ストウデュウム]) ト理性 (*Reason*. L. *rātio*. [ラティオ]) トニヨッテハ獲得サレルコトガデキナイノデアッテ、神秘ナ・靈ノ中ヘノ吹き込ミ、アルイハ、注ギ込ミ (*supernaturall Inspiration, or Infusion*) ニヨッテ獲得サレタモノデアル。[L.「神秘ニヨッテ、靈ノ中ニ吹き込マレタモノ、アルイハ、注ギ込マレタモノ (*supernātūrālīter inspirātās vel infūsās*. [スウペルナートウーラーリテル・イーンスピーラータース・ウェル・イーンフウーサース]) デアル」]。だが、この「学説」によるのであれば、クリスト者はすべて、預言者となるのではないか。各人は、自らの靈の中に吹き込まれたものを、国家の諸法に優先させることになるのではないか。このことは、またしても、よいものと悪いものについての判定は、自らにある、とする過ちに陥るものである。これは、国家の法を無視して、自分は自らの意志によって導かれるべき者であるとするか、ないしは、自分は信仰と敬神の心とを神秘によって靈の中に吹き込まれ者である、と虚言を吐く・他の者の意志によって導かれるべき者である、とするかであり、一切の国家統治の解体に導くものである。

しかし、信仰は、聴覚作用から、生まれるのである。ところで、各人の聴覚作用は、各人の聴覚器官にはいり込む事柄の力に負うものなのであり、このような事柄によって、私たちは、その者たちの言葉に聴覚器官を向けることが益となる者たちの力の中に、引き込まれるのである。こうした・聴覚器官にはいり込む事柄は、神の意図に発する。だが、それらの事柄は、神秘のものではなく、ただ、多数なるがゆえに、容易には視覚器官によって観取されえないだけのことである。信仰と敬神の心とは、稀に見る卓越したものであるとはいえ、奇跡ではなく、教育 (*education*. L. *ēducātio*. [エードウカー

ティオ)), 教授 (discipline. L. disciplīna. [ディスキプリイーイナ])). 感化 (correction. L. corrēctio. [コルレークティオ)), その他の・自然にしたがう方法から, 生まれるのであって, こうした諸方法は, 神が, 自分が選んだ人間たちを, 自分に適当と思われる時に, 教えるさいに, 用いるものなのである。——(E. pp. 366–367 ; OL · III. p. 233)。

iv) “Lev.(E.)” は, つづいて, 「平和と統治とにとって危険を齎らす・以上三つの学説は, …主として, 無学の聖職者たち (unlearned Divines) の舌と筆とから生まれたものである。これら・無学の聖職者たちは, 理性 (Reason) に合致するのとは異なる仕方で, 聖書の語を結び合わせて, 人々に, 敬神の心と自然にしたがう理性とは, 両立しない, と思込ませるために, 能う限りのことをしているのである」と述べて, prg. 9. を結んでいる。(E. p. 367)。

x) このあと, “Lev.(E.)” は, prg. 10. から最終・prg. 23. にわたり, “Lev.(L.)” は, prg. 8. から最終・prg. 19. までのあいだに, それぞれ, 残りの・十三の「学説」その他, 「国家」の「解体」の諸〈原因〉を列挙しているのであるが (E. pp. 367–376 ; OL · III. pp. 233–239. これらには, 今は言及しない),

「第八」の「学説」として述べられるのは, つぎのものである。(“Lev.(E.)” prg. 14. ; “Lev.(L.)” prg. 12.)。

——とりわけて単独統治制国家にたいする反乱の・第一の原因は, 古代ギリシャ人およびローマ人が執筆した・治政 [L. 「政治学」] ならびに歴史についての [L. 「歴史の」] 著書を読むことである (the Reading of the books of Policy, and Histories of the ancient Greeks, and Romans. (L. librōrum politicōrum et historicōrum, quōs scrīpserunt vĕterēs Græcī et Rōmānī, lĕctio. [リプロオーオルウム・ポリティコオーオルウム・エト・ヒストリコオーオルウム, クウオース・スクリープセルウント・ウエテレース・グラエキー・エト・ローマーニー, レークティオ])). なぜなら, 予め, 確固たる理性 (Reason. L. rātio) という解毒剤をそなえていない若者と, その他の・あ

らゆる人々は、これらの著書から、軍隊の指揮官によって成しとげられた・戦争の偉業の・生々しい・そして心躍る印象を受け取り、指揮官の・その他の行動を尊敬し、そして、そうした国家の偉大さを、幾人かの市民の力に帰するのではなく、過って、民衆統治形態に帰してしまうからであって、古代人の治政の不完全によって生み出された・頻発する蜂起と内戦とに想いを至すことがないからである。すなわち、こうした著書を読むことから生じてきているのは、多くの国民が、自分たちの王を殺害した、ということである。というのは、古代の著述家の場合、かかる悪行は、犯行であるにも拘らず、そのようには呼ばれていないのであって、殺害する以前に、王を専政者と呼んでおきさえすれば、最高の賞讃をもってはやされているからである。このような著書を読むことから生じてきているのは、単独統治者のもとに生活している者たちは、自分たちを、言うまでもなく、奴隷である、と称し、民衆統治制によって統治されている者たちのみを、自由人である、と称する、ということである。それゆえ、私には、毒を消去する力をそなえた・賢明な監督者たちによって、同時に、対策がとられるのでない限り、かかる類いの著書の内容が、公けに教授されるのを許可することほど、単独統治制国家にとって損害を齎らす (prejudiciall. L. 「破滅を齎す」 (damnōsius. [ダムノ・シュウス])) ものはいっつも無い、と思われるのである。——(E. pp. 369—370; OL・III. pp. 235—236)。

λ) しかしながら、“*Lev. (E. L.)*” Chap./Cáput XXIX. にあっては、「国家」の「解体」に至る・「国家」の「虚弱」および「病患」の〈原因〉のすべてが、「服従者」・「市民」のあいだに流布される「学説」、ないしは、〈至高権力保持者〉、あるいは、「国家」の「設立者」に見られる・「理性」の〈不使用〉に、おかれているのではなく、とくに〈第十の原因〉から最終〈第十六の原因〉としては、「国家」による「課税」、「服従者」・「市民」の「所有権」、「国家の富」の・「少数の私人」への偏在、「有力服従者の人気取り」、「都市の強

大な力」, 「国家の・飽くなき支配欲」, および, 「対外戦争」ないし「国家内部に原因を有する戦争」にあって, 「敵対者の勝利の決定」が, 挙げられている。

μ) けれども, <第一の原因> から <第九の原因> として示される諸「学説」(ならびに, 「個人としての見解」) が重視されていることは,

“*Lev. (E.)*” Pt. II. Chap. XVIII. *Of the RIGHTS of Sovereignes by Institution* (第二部。第十八章。制定〔「設立」と同義〕ニヨル至高権力保持者が有スル諸権利ニツイテ)の prg. 9., および, “*Lev. (L.)*” *DĒ CĪVITĀTE SĪVE RĒPŪBLICĀ. CĀPUT XVIII. DĒ JŪRE HABĒNTIUM POTESTĀTEM SŪMMAM IN CĪVITĀTE PER ĪNSTITŪTIŌNEM.* ((デー・ユウーウレ・ハベンティユウム・ポテスタアアテム・スウムナム・イン・キーウィタアアテ・ペル・イーンスティトゥーティオーネム)。国家について。第十八章。制定〔設立〕による国家にあって至高権力を保持する者たちの権利について)の prg. 9. の・それぞれ末尾に, つぎのように述べられていることによって, 裏づけられる。

「それゆえ, 個人としての見解 (Opinions) と公けに述べられる学説 (Doctrines) との判定者 (Judge) であること, ないしは, それらについての・あらゆる判定者たちを任命することは, 平和にとり必要不可欠な事柄として, 至高権力を保持する者の権能に, 属するのであって, これは, そのこと〔判定者であること, ないし, 判定者と任命すること〕によって, 〔国家内部の〕争乱 (Discord) と内戦 (Civill Warre) とを, 予防するためである」, (*Lev. (E.)* p. 233),

「それゆえ, 一切の・個人の見解と公けに述べられる学説とを判定すること (*opiniōnum et doctrinārum ōmniū jūdicātio.* [オピーニオーオヌウム・エト・ドクトリーナアアルウム・オムニユウム・ユウーディカーティオ]) は, 至高権力の権限に属する。なぜなら, 個人の見解と公けに述べられる学説とは, 実にしばしば (*sæpissimē.* [サアエピィッスイマー]), 争乱と内戦

との原因と源となるのが、常である (*discordiârum belligue civîlis sæpissimē cāusa et orîgo esse sôlent*. [ディスコルディア・アルウム・ベッルリークウエ・キーウィー・リス・サアエピッスィメー・カウサ・エト・オリイーゴ・エッセ・ソレント]) からである」。(*Lev.(L.) OL・III. p. 136*)。

v) そして、であればこそ、同じ *prg. 9.* の冒頭において、“*Lev.(E.)*” は、「至高権力保持者」の「第六」の「権利」として、

「第六に、どのような・個人の見解と公けに述べられる学説とが、平和に背くのか、また、どのようなものが、平和に資するのか、の判定者であることと、そして、その帰結として、人々が、多数にのぼる民衆に向かって語りかけるさいに、どのような場合に、どの範囲で、そして、なにを、公表することを託されるべきであるか、の判定者であることと、および、一切の著書 (*all bookes*) が公刊される以前に、その学説を、詳細に検討するのは誰であるか、の判定者であることとは、至高権力に帰せしめられるところである」とし、(*E. p. 233*),

“*Lev.(L.)*” は、「第七」の「権利」として、

「第七に、平和の維持、ないしは、擾乱に至るものは、なにであるのかを、決定すること (*décernere*. [デーケルネレ]), また、多数の人々に向かって公開の講話を行なうこと (*cōncionâri*. [コーンキオナーリー]。古典ラテン語形、および、中世ラテン語形では、*cōntionâri*. [コーンティオナーリー]。この語は、中世ラテン語としては、〈宗教上の説教を行なう〉の意で、用いられた。(16世紀後半)) は、いかなる場合に、どの範囲で、誰に、許されるべきであるか、そして、いかなる著書 (*libri*. [リブリー]) が、公刊されるべきであるか、および、誰によって詳細に検討されるべきであるかを、決定することは、至高権力に固着しているものである。なぜなら、[平和の維持、ないし、擾乱の]行動は、個人の見解から生じてくるからである」と述べるのである。(*OL・III. p. 135*)。

以上のようにして、「国家」が「死ヌコトノアリエル神」とされる時の「死ヌコトノアリエル」という規定は、再言すれば、上見の諸〈原因〉によって、「国家」が「解体される」ことを、意味するものである。

12) つぎに、“*Lev.(E.)*”, “*Lev.(L.)*” の各叙述について**を付した・「死ヌコトノアリエナイ神ニ服シテイル…」という規定の意味は、つぎのところにある。

a) (『第 I 部』。「第 I 章」。21), d). 『経済と経営』。17-1. 26 ページ, 参照), “*EoL.*” Pt. 2. Chap. 9. [編者・テニエスによる「部章配列」にしたがえば, 「至高権力を保持する者の義務について」], §. 1. に, つぎのように述べられている。

「…至高権力保持者の義務 (the duty of a sovereign) は, 人民をよく統治することにある…。そして, 至高権力の諸行動は, その・同じもの〔至高権力〕に, 自分たちの・暗黙の意志によって同意している服従者にたいして, 不法となるものではないけれども, にも拘らず, その諸行動が, 人民全般の侵害に向かう場合には, それらの諸行動は, 自然に基づく法〔〈自然法〉〕の侵犯であり, また, 神が定めている法の侵犯である (breaches …, … of the divine law ;)。そこで, それの帰結として, [そうした・人民全般の侵害となる諸行動とは] 反対の諸行動こそ, 至高権力保持者の義務であり, [神が下す] 永劫の死の苦痛のもとに, 全能なる神から, [これら・反対の諸行動に向かって] 最大限の努力が, 至高権力保持者によって払われるように, 要求されているのである (… required at their hands to the utmost of their endeavour, by God Almighty, under the pain of eternal death)」。 (p. 179)。

α) 「自然に基づく法」(〈自然法〉)とは, “*EoL.*” にあっては, 「平和を造り出すことを眼目とする」ものであり, (“*DC.*” では, 「平和を獲得すべき道を…, 指示する」もの, (『第 I 部』。「第 IX 章 (I. ~ V.)」)。IV, b. 『経済と経営』。18-4. 80-81 ページ, 参照), “*Lev.(E. L.)*” においても, 「平和を確約する眼目」とされているものである。(前出・G, 16), C), 参照)。

β) そして、「平和を造り出す」、「平和を獲得する」とは、“*EoL.*”の言う「一つの政治体」、「国家結合」(*civil society*) (という意味での「社会」)、「ポリス」という「単一体」(換言すれば「国家」)を、また、“*DC.*”の言う「国家」(*cīvitās*.〔キークウィタース〕)、「国家結合」(*societās cīvīlis*.〔ソキエタース・キークウィーリス〕)としての「単一体」(である「社会」)を、「造出」することであり、(『第I部』。「第IX章(VI. ~VIII.)」。VIII.『経済と経営』。19-1. 127-129 ページ, 参照),

そして、「平和を確約する」とは、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap./Cáput XVII. prg. 13. に即していえば、そこに規定された〈目的〉をもつ「一つの・共同の力」ないし「国家」という「単一体」(「社会」)を「設出」・「産出」することである。(本・H・前出・2), a), 参照)。

γ) なぜなら、「平和」(*pāx*.〔パアークス〕)なる名詞は、動詞・*pacīsci*. (〔パキースキー〕。〈和ヲ講ズル〉, 〈分裂シテ戦ウ者ガ, 互イニ和合スル〉)の類縁語であって,

それゆえ、「戦争」が、「国家」の〈非存在〉を《条件》として生起する〈人間と人間とのあいだの分裂〉を意味するのにたいし、「平和」は、〈人間と人間との和合・融合〉, すなわち、「国家」という「社会」を意味するからである。

δ) であるとすれば、「自然に基づく法」(〈自然法〉)は、かかるものとしての「国家」の「産出」を、「国家」の〈目的〉を示しつつ、《命令》しているものである。

ε) そして、“*EoL.*”, “*DC.*”にあっては、「自然に基づく法」は、同時に、「神が定めている法」でもある、とされたのであった。(『第I部』。「第IX章(I. ~V.)」。V, 4), b). 『経済と経営』。18-4. 101-102ページ, 参照)。

ξ) さて、「人民全般の侵害に向かう諸行動」とは「反対の諸行動」と言われているものが、上記・§. 1. に後出の「人民ノ福祉コソ, 至高ノ掟テ〔法〕

デアル」とされる・その「人民ノ福祉」〈に向かう諸行動〉であることは、言うを俟たず、

η) 再び“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap./Cáput XVII. prg. 13. に引きつけて言えば、かかる「諸行動」は、「国家」が自らの〈目的〉とする「諸行動」であるに、ほかならない。

θ) とするならば、「人民全般の侵害に向かう諸行動」が、「神が定めている法の侵犯」であり、「その帰結」として、上記の「反対の諸行動」が、「至高権力保持者の義務」であるとは、三たび“*Lev. (E. L.)*”にかかわらしめて言えば)、「神」が、自らの「法」によって、——「産出」された「国家」の〈目的〉は、かかる「反対の諸行動」にある——と〈「定め」ている〉こと、かく〈命令している〉ことを、〈意味〉している。

ι) そして、「神」が、このように「法」によって「定め」、〈命令〉していることは、「国家」が、「神の定めている法」・〈命令〉に、〈服している〉ことを、〈意味〉し、

κ) とりもなおさず、「国家」が、かかる「法」を「定め」、かく〈命令〉している「万能なる神」、それゆえ「死ヌコトノアリエナイ」ものでもある「神」に、〈服している〉ことを、〈意味〉している以外ではない。

λ) とすれば、「反対の諸行動こそ、…〔神が下す〕永劫の死の苦痛のもとに、全能なる神から、〔これら・反対の諸行動に向かって〕最大限の努力が、至高権力保持者によって払われるように、要求されている…」という文言は、「永劫の死の苦痛」を与え、かつ、その「苦痛のもとに」、上記の「最大限の努力」を「要求」する、という・「神」の「全能」を示しながら、前述・ix), x) の〈意味〉を、いっそう強く表現しているものにほかならない。

μ) こうして、“*EoL.*” Pt. 2. Chap. 9. §. 1. に示される・「至高権力保持者の義務」についての立論を、“*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. における・「一つの・共同の力」・「国家」の〈目的〉にかかわらしめてみる時、「死ヌコトノアリエル神」としての「国家」は、「死ヌコトノアリエナイ神」に「服し

ている」，とする規定の〈根拠〉が，理解されることになる。

b) つぎに，“DC.” にあって，上見の “*EoL.*” Pt. II. Chap. 9. §. 1. の所論に該当するのは，CÁUT XIII. DĒ OFFÍCĪS EÔRUM QUI SÚMMUM IMPĒRIUM ADMÍNISTRANT. ([デー・オ・フィキース・エオーオルウム・クウィー・スウムムウム・イムペリユウム・アドミニストラント])。第十三章。至高の支配権を運用する者たちの諸責務について。§. 1.—§. 17.) のうち，§. 2. のそれである。

「第二節。ところで，支配を行なう者たちの責務のことごとくは (*Imperántium … officia ómnia.* [イムペランテユウム…オッフイキア・オムニア])，つぎの一句に含まれている。人民ノ福祉コソ，至高ノ掟テ〔法〕デアル。というの。人々にまさって至高の支配権を所持する者たちは，本来言うところの法，換言すれば，人々の意志，に服さしめられることは，ありえないにしても，なぜなら，至高であることと，他の者たちに服さしめられることとは，矛盾する事柄であるからである，しかし，その者たちの責務に特有なものは (*officiū.* [オッフイキー])，あらゆる事柄にあって，正当な根拠 (*rēctā rātio.* [レエーエクタ・ラティオ])，すなわち，社会を造り出す・自然にしたがう法で・かつ，神が定めている・自然にしたがう法 (*lĕx nātūrālis mōrālis et dīvīna.* [レエーエクス・ナートウーラアリス・モラアリス・エト・ディーウィーナ]) に，能う限り，服従すること (*obēdīre.* [オブエーディーイレ])。古典ラテン語形および中世ラテン語形。古典ラテン語にあっては，*orthoēpisch* には〔正則発音法では〕，‘*oboedīre.*’ [オブオエディーイレ]。この語は，‘*obaudīre*’ ([オブアウディーイレ]。〈服従スル〉) の変形である。‘*obaudīre*’ は，‘*ob*’+‘*audīre*’，すなわち，〈何々ノ方へ，耳ヲ傾ケル〉，〈誰々ノ言ニ，従ウ〉を，原意とする)，であるからである。ところで，至高の支配権は，平和をえるために (*pācis cāusā.* [パアアキス・カウサー]) 設立されるものであり，平和は，〔人民の〕福祉ゆえに (*própter salūtem.* [プロプテル・サルウーウテム]) 追求されるものであるから，支配の任に就

けられた者が、支配を、人民の福祉という目的以外に、用いるのであれば、その者は、平和という根拠にそむいて (cōntrā pācis ratiōnem. [コントラー・パーアキス・ラティオーネム]), すなわち、[社会を造り出す・自然のにしたがう法で・かつ、神が定めている] 自然にしたがう法にそむいて (cōntrā lēgem nātūrālem. [コントラー・レエーゲム・ナートゥーラアアレム]), 行動していることになる。(OL・II. p. 298)。

α) 前出・a), α) のとおり, “EoL.”, “DC.”, “Lev.(E. L.)” にあって, 「自然にしたがう法」が「眼目」とするところは, 「平和を造り出す」こと, 「平和を獲得する」こと, 「平和を確約する」ことである。

β) また, 前出・α), i) -viii) のように, 「平和を造り出す」ことは, 「人民の福祉」〈に向かう諸行動〉を自らの〈目的〉とする・「国家」という「社会」を「産出」することと, 同義である。

γ) してみれば, 「平和を造り出すことを眼目とする」「自然にしたがう法」は, かかる「社会」(「国家」)を, 「造り出す」もの, 「獲得する」もの, 「確約する」ものである。

δ) ところで, 「戦争」が, 「死」という「最高の・わるいもの」を齎すゆえに, それ自体「わるいもの」であるのにひきかえ, 「平和」は, 「人民の福祉」〈に向かう諸行動〉という〈目的〉をもつ・「国家」という「社会」の「産出」において, 広義の・「各人」の「生命の保存」なる「最高の・よいもの」を保証するところの・それ自体「よいもの」である。

ε) とすれば, 「平和」が「よいもの」である以上, 「平和」をえる諸行動, すなわち, 「各人」を「国家」という「社会」に〈和合〉させる「道德上の諸徳」, ならびに, かかる「諸徳」を「指示」し「命令」している〈諸自然法〉もまた, 「よいもの」である。

ς) こうして, 「自然にしたがう法」は, 「よいもの」としての・上記の「諸徳」を「指示」・「命令」し, また, そのことをつうじて〈「国家」という「社会」を「産出」し・造り出す〉ものとして, 「よいもの」である。

η) このところから、「自然に基づく諸法についての科学こそ、真実の・そして、ただ一つの道徳哲学 (Moral Philosophy/Morall Philosophie. <社会哲学>)である」と規定されるのである。(『第I部』。「第III章(つづき)」。II-A. 『経済と経営』。17-4. 67-68 ページ, 参照)。

θ) しかも, 前出・α), υ) のとおり, 「自然にしたがう法」は, 同時に, 「神が定めている法」でもあるのであった。

それゆえ, 「自然にしたがう法」は, 「社会を造り出す・自然にしたがう法で・かつ, 神が定めている・自然にしたがう法」と表現されるのである。

ι) とところで, 上見の“DC.”にあって, 「平和は, [人民の]福祉ゆえに, 追求されるものである…」とされているのは, 「平和」の「正当な根拠」は, 「人民の福祉」であることを, <意味>している。

κ) そして, 「支配権は, 平和をえるために設立されるものであり, …」とは, 「支配権」の「正当な根拠」は, 「平和をえる」ところにあることを, <意味>している。

λ) しかるに, 上記・i) - iii) のように, 「人民の福祉」と「平和をえる」こととは, これを<目的>とする・「国家」という「社会」を「産出」することにほかならないのであるから, 当然, 「社会を造り出す・自然にしたがう法で・かつ, 神が定めている・自然にしたがう法」に<依存>するものである。

μ) とするならば, 「国家」という「社会」における「支配権」の・<窮極>の「正当な根拠」は, 上記の「自然にしたがう法」であることになる。

ν) であればこそ, 「支配の任に就けられた者が, 支配を, 人民の福祉という目的以外に, 用いるのであれば, その者は, 平和という根拠にそむいて, すなわち, [社会を造り出す・自然にしたがう法で・かつ, 神が定めている] 自然にしたがう法にそむいて, 行動していることになる」とされるのである。

ξ) そして, このところから<帰結>するのが, 「至高の支配権を所持する者たち」の「責務に特有なものは, あらゆる事柄にあって, 正当な根拠, すなわち, 社会を造り出す・自然にしたがう法で・かつ, 神が定めている・自

然にしたがう法に、能う限り、服従することである」という立論である。

o) しかるに、前出・ξ) に言われるところの・「神が定めている・自然にしたがう法」に「服従する」ことが、「至高の支配権を所持する者たち」の「責務に特有なもの」である、ということは、「至高の支配権」が自らの「責務」とする「平和」と「人民の福祉」という〈目的〉を有する「国家」自体が、「神」に〈服している〉ことを、〈意味〉する以外のものではない。

π) “DC.” については、上述の〈論理〉によって、「死ヌコトノアリエル神」すなわち「国家」が、「死ヌコトノアリエナイ神」に「服している」と立論することができる。

c) さて、“*Lev.(E.)*” Pt. II. Chap. XXX. *Of the OFFICE of the Sovereign Representative* (第二部。第三十章。代理人である至高権力保持者ノ責務ニツイテ)、“*Lev.(L.)*” DĒ CĪVITĀTE. CĀPUT XXX. DĒ OFFĪCIŌ SÚMMĪ IMPĒRANTIS. ([デー・オフィキオー・スウムムミー・イムペランティス]。国家について。第三十章。至高の支配者の責務について) は、各 prg. 1. で、つぎのように述べている。

「(単独統治者 (a Monarch) であれ、会議体であれ)、至高権力保持者の責務 (THE OFFICE) は、その者が至高権力を信託された (was trusted) ・ 当の目的 (the end)、言い換えれば、人民ノ安全の確保 (the procuration of *the safety of the people*) に、ある。至高権力の保持者は、自然に基づく法によって (by the Law of Nature)、この目的へ拘束され、また、この法の制定者 (the Author) でたる神にたいして、そして、神以外のなんびとにたいしてでもなく、この目的について報告するように (to render on account thereof) 拘束されている。しかし、ここでは、安全というものによって、たんなる・生命の保存が、意味されているのではなく、また、各人が、法にかなった勤労〔労働〕によって、カマン-ウェルスにとっての危険ないし侵害を伴わずに、わが身に獲得する・生活を満足させる・他の・あらゆる物も、意味されているのである」(E. p. 376)。

「単独統治者 (mónarcha. [モナルクハア]) であれ会議体であれ、至高の支配者の責務 (offícia. [オフィキア]) を、明白に示しているものは、この者の制定の目的 (fînis. [フィーニス]), 言うまでもなく、人民ノ福祉 (salûs pópuli. [サルウーウス・ポプリー]), である。至高の支配者は、この目的を、能う限り、確保するように (prōcūrâre. [プロクウーラーアレ]), 自然に基づく法によって拘束されている。また、神にたいし、しかし、神だけにたいして、この目的について報告するように (ratiônem … réddere. [ラティオーネム…レッデレ]), 束縛をうけている。しかし、人民ノ福祉の中に私が含ましめるものは、たんに、市民の生命だけではなく、また、個々の市民が、国家の損害ないし危険を招かずに、正当に獲得されたものとして自らの手に所持する・生活の便宜物でもある」。 (OL・III. p. 240)。

α) 「至高権力保持者」あるいは「至高の支配者」の「責務」、とりもなおさず、前者が「至高権力」を「信託」された「目的」ないしは、後者が「制定」された「目的」(「人民ノ安全」, 「人民ノ福祉」) は、かかる「者」がその中において「至高権力」をもち・「支配」を行なう「国家」そのものの「責務」であり、「目的」である。

β) それゆえ、「至高権力保持者」が、「この目的へ拘束され」、「至高の支配者」が、「この目的を、能ら限り」確保するように「拘束されている」ことは、「国家」が、かく「拘束されている」ことに、ほかならない。

γ) そして、「拘束される」のが、「自然に基づく法によって」であるのは、「自然に基づく法」が「造り出」し・「獲得」し・「確約」するのが、「人民ノ安全・福祉」としての「平和」である、ということに基づく。

δ) ところで、「自然に基づく法」が、即、「神が定めている法」である以上、「自然に基づく法」の「制定者」は、「神」以外にない。

ε) してみれば、「国家」は、窮極には、「神」によって、あの「目的」ないし「目的」の「確保」へ、「拘束されている」のである。

ς) また、「至高権力保持者」・「至高の支配者」が、上記の「目的」につい

て、「神」に「報告するように」、「拘束され」・「束縛されている」とは、かかる「者」が、この「目的」を「確保」するように「自然に基づく法」によって「拘束され」ていながら、「確保」を怠り、ないしは、「確保」にそむいた場合に、そうした「報告」にしたがって、「神」から〈処罰〉を受けることを、含意している。

η) そして、そのことは、前出・i) によって、「国家」自身について生じうる事態である。

θ) このようにして、「国家」がその「目的」の「確保」へ、「神」によって「拘束されている」こと、そして、この「拘束」に〈服さない〉場合には、「神」からの〈処罰〉を受けることは、「国家」が、「神」に〈服している〉ものであることを、〈意味〉している。

ι) それゆえ、“*Lev.(E. L.)*”によってもまた、「死ヌコトノアリエル神」は、「死ヌコトノアリエナイ神」に、「服している」、と云うる。

13) さて、a) “*Lev.(E. L.)*”にあつて、〈政治哲学〉を含む〈社会哲学〉(この概念は、すでに“*DC.*”に‘*morâlis philosophia*’ ([モラア[・]アリス・プヒイロソプヒイア]) の語によって現われているが、“*Lev.(E.)*”では‘*Moral Philosophy*’, ‘*Morall Philosophie*’, “*Lev.(L.)*”では‘*philosophia morâlis*’, と記されている。『第I部』。「第III章(つづき)」。II-A. 『経済と経営』。17-4. 67-68 ページ, 参照) の《核心》をなすものは、

言うまでもなく、“*EoL.*”, “*DC.*” の立論を補正・補完した・「一つの・共同の力を設立する〔「国家」を「産出」する〕・たった一つの道」である・本・H, 前掲・9) の「契約」の〈内容〉である。

(注記すれば、ホブズにおける「国家」は、——“*EoL.*”, “*DC.*”, “*Lev.(E. L.)*” に示されている・前見・11) の「至高権力保持者」の「責務」、とりもなおさず、「国家」の「目的」(それは、ただちに、〈創出〉されるべき「平和」の内容である) についての論述の分析にしたがい、社会=政治史的に規定すれば——〈胎動期〉における〈資本制経済社会〉の〈成立の政治的條件〉たる

〈政治的国民統一〉である。(『第 I 部』。「第 I 章」。17) - 26)。『経済と経営』。17-1. 20-36 ページ, 参照)。

ことことを傍証するものは, ホブズに先立って, 「生産技術」, これの基礎となる「生産技術科学」, さらにその前提たる「〔自然〕科学」, すなわち, 〈資本制経済社会〉の〈成立の技術的條件〉の確立を意図したフランシス・ベイコンの “*Instauratio Magna [Scientiarum]. Pars II. Nōvum Organum — Aphorismī dē Interpretatiōne Nātūrae et Rēgnō [Nātūrae] Hōminis. Liber I., II.*” ([イーンスタウラーティオ・マアァグナ [スキエンティアールウム]。パルス・セクウンダ。ノウウム・オルガヌウム — アプホリースミー・デー・インテルプレターティオーネ・ナートウーラアエ・エト・レーグノー [・ナートウーラエ]・ホミニス))。London, 1620. [『〔諸科学の〕大革新。第二部。新オルガノン [新論理学]。—— 自然の解明 [自然科学] と, 人間による・〔自然の〕支配 [生産技術] とについての諸命題。第一, 第二編』。ロンドン, 1620 年], である。(The Works of Francis Bacon. Collected and Edited by James Spedding, Robert Leslie Ellis, Douglas Denon Heath, Vol. I. London, 1858. Neudruck. Erster Band. Friedrich Fromann Verlag. Stuttgart-Bad Cannstatt. 1963. pp. 119-365)。 (拙稿・『ジャン-ジャク・ルソ『エミル』における・「自然にしたがう教育」の思想の分析』(札幌大学教養部紀要。第 27 巻。(第 I 章。第 II 章。第 III 章)。第 28 巻。(第 IV 章。第 V 章)のうち, 「第 V 章」, 129-183 ページ, および, 本稿『第 I 部』。「第 I 章」。16) - 19)。『経済と経営』。17-1. 13-21 ページ, 参照))。

b) しかるに, “*Lev. (E. L.)*” における・ホブズの〈社会哲学〉の《核心》たる・上記の「契約」の〈内容〉の〈意味理解〉について, 少なくともわが国のホブズ研究界は,

- a) α) 〈自然権〉の「移譲」を, 本・H, 前出・2), c) に述べた・〈第一の意味〉においても〈第二の意味〉においても, 〈可能〉にする〈論理〉,
- β) 再言すれば, 「各人が各人に敵対する戦争」という「身の上」にある「各

人」が、「死にたいする恐怖」を始めとする〈三つの「情念」〉によって（それは、「自然」が「各人」にたいして発している〈原基的自然法〉という〈行動命令〉によって、と同義である）、「平和と自分自身の防衛」とへ向かわわざるをえない〈弁証法的転換〉をとげる時、

一つには、上記の「戦争」の《原因》の《除去》、すなわち、〈自然権〉（換言すれば、「各人」の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉）を、〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」することを「命令」する・「第二」の〈自然法〉（それは、〈原基的自然法〉の〈帰結〉たる〈根源的自然法〉からの・さらに〈帰結〉である）に、「各人」が〈したがう〉ことと、

二つには、その・「各人」の〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉への「移譲」が、〈同時に〉、その〈非存在〉があつた「戦争」の生起の《条件》である「一つの・共同の力」を「設立する」・「たった一つの道」であることとの〈論理〉は、

γ) 前述・G, 2)–10), および, 12), 14), とりわけ, 本・H, 1)–5) のとおり、

δ) 上記の「身の上」にある「各人」が「本人」の「人格」において、各自の〈自然権〉の《全面的代行〔代理〕の権限〔資格〕》を、〈単一〉の〈第三者〉に「付与」し・「譲与」し「移譲」することによって、その〈第三者〉を、「本人」の〈自然権〉の「代行者」・「代理人」の「人格」たらしめる、という〈論理〉であることと、

b) α) とくに、〈第二の意味〉における・「各人」の〈自然権〉の「移譲」が、

β) 前出・G, 17) に示したように、

γ) 「各人が各人と交す」「契約」の〈内容〉であらざるをえない、という〈論理〉とを、

c) “EoL.”, “DC.” から “DH.” をへて “Lev.(E. L.)” に至る・立論の経

緯を辿るなかで、分析することに欠けていたところから、

d) 致命的な過誤に陥っている。

e) その・致命的な過誤がわが国のホブズ学界を支配していることは、諸種のイングランド語版を底本とし・普及している・下記の・三つの『リヴァイアサン』翻訳書の訳文中、前掲・7), c), および, 9), 10), d) に相当する部分に、現われている。

(筆者が以下の引用にあたって*…*を付した・「契約」の〈内容〉以外の点にかんする・筆者と訳出者との・理解の相違のすべてについては、ここでは、ふれない。一々挙示しないが、本稿の・これまでの分析を参照戴きたい)。

i) 「岩波文庫」版 (1967年。第十刷)。

「これは、^{コンセン}同意や^{コンコ}和合いじょうのものであり、それは、一にして二ならぬ人格による、かれらすべての真の統一であって、この統一は、各人が各人にむかってつぎのようにいうかのごとき、各人对各人の信約によってつくられるのである。すなわち、*わたくしは、この人に、また人々のこの合議体にたいして、自己を統治するわたくしの権利を、権威づけあたえる *Authorize and give up* が、それはあなたもおなじようにして、あなたの権利をかれにあたえ、かれのすべての行為を権威づけるという、条件においてである*。このことがおこなわれると、こうして一人格に統一された群衆は、コモン-ウェルス、ラテン語ではキウィタスとよばれる。これが、あの偉大なリヴァイアサン、むしろ (もっと敬虔にいえば) あの可死の神 *Mortall God* の、生成であり、われわれは不死の *Immortall* 神のもとで、われわれの平和と防衛についてこの可死の神のおかげをこうむっているのである」。(傍点と、'Authorize' の-z-の綴りと、'give up' のあとの「が」に傍点が付されていないことは、訳者による。33 ページ。第二パラグラフ-34 ページ。第一パラグラフ)。

ii) 「世界の大思想」版 (1983年。第四版)。

「これは、同意や和合という言葉ではいいつくせないほどのもので、あたかも、各人が各人にむかって、*あなたもわたくしと同じように、あなたの権

利をかれに与え、そのすべての行為の権限を認めるという条件のもとに、わたくしは、みずからを統治する自分の権利を、この人あるいはこの合議体に与え譲渡する*、と宣言するかのように、各人对各人の信約によってつくられる、まったくただ一つ的人格のなかへの、かれらすべての真の統一であるといえるのである。このことがなされると、この一人格に統一された群衆は、コモン-ウェルス——ラテン語ではキウィタス——と呼ばれるのである。これが、かの偉大なリヴァイアサン、いやむしろ（もっとうやまっていえば）、あの可死の神の生成であり、われわれが不死なる神のもとで、〔国内の〕平和を維持し、〔外敵から〕防衛されているのは、この可死の神のおかげなのである。（傍点と、「——」、および、〔…〕とは、訳者による。115 ページ。上欄。第二パラグラフ——下欄。第一パラグラフ）。

iii) 「世界の名著」版（1983 年。第九版）。

「〔改行〕これは同意もしくは和合以上のものであり、それぞれの間がたがいに契約を結ぶことによって、すべての人間が一個の同じ人格に真に結合されることである。その方法は、あたかも各人が各人に向かってつぎのように宣言するようなものである。*「私はみずからを統治する権利を、この人間または人間の合議体に完全に譲渡することを、つぎの条件のもとに認める。その条件とは、きみもきみの権利を譲渡し、彼のすべての活動を承認することだ」*〔改行〕されが達成され、多数の人々が一個の人格に結合統一されたとき、それは《コモンウェルス》——ラテン語では《キウィタス》と呼ばれる。かくてかの偉大な《大怪物》（リヴァイアサン）が誕生する。否、むしろ「永遠不滅の神」のもとにあって、平和と防衛とを人間に保障する地上の神が生まれるのだと〔畏敬の念をもって〕いうべきだろう」。（改行、「…」、《…》、および、《大怪物》（リヴァイアサン）は、訳者による。「改行」の注記は、引用者。196 ページ。上欄。第三パラグラフ—下欄・第二パラグラフ）。

f) 各訳として現われているの〈理解〉について、ここでは、一、二の点を指摘するにとどめるが、

α) 「岩波文庫」版について言えば。

i) まず、「自己を統治するわたしの権利」とする理解は失当である。

原文は、前出・9) のとおり、*'my Right of Governing my selfe'* である。
 'govern' というイングランド語の源は、古典ラテン語の *'gubernāre'* ([グベルナアーアレ]。〈舵ヲトル〉、〈船ヲ目的地ニ向ケル〉、〈導ク〉) であり、さらに、この語は、ギリシャ語の *'κυβερνᾶν'* ([キュベルナアーアン]。語意は、同じ) に、由来する。(κ-[k] 音が、g-[g] 音という・同系列音に、転化したものである。-v-[ju] 音と-u-[u] 音と-o-[ô] 音、-b-[b] 音と-v-[v] 音とのあいだの関係も、同じである)。そして、であればこそ、ラテン語版原文は、*'jūs meum rēgendi mēipsum'* と *'rēgere'* ([レーゲレ]。〈導ク〉) なる語を用い、「私自身ヲ…導イテイク…権利」としているのである。

では、「私自身ヲ」どこへ「導イテイクタメ」の「権利」であるのか。

「私」の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さ」の〈行使〉の「自由」——それが、「私」の〈自然権〉であるのであった。

とすれば、〈自然権〉とは、「私」の「生命の保存」を〈目的〉とする「権利」であり、すなわち、「私自身」を「生命の保存」へ、〈導いていくため〉の「権利」以外のなにものでもない。

それゆえ、「岩波文庫」版(のみならず、他の・二つの版)の訳出者が *'govern'* を、「統治する」としている〈理解〉は、誤りである。

ii) つぎに、「岩波文庫」版は、*'Authorize and give up ...'* を、「…にたいして、自己を統治するわたしの権利を、権威づけ、あたえる」としている。

しかし、「…にたいして、わたくしの権利を、権威づけ」る、とは、いかなる事柄を意味するのか——全く理解不可能である。

iii) また、*'Authorize all his Actions'* を、「かれのすべての行為を権威づける…」と解している。

だが、その「権威」とは、そもそも、いかなる「権威」なのであるか、

また、いったい、なにによって、「権威づける」のであるか、すなわち、「権

威づける」〈根拠〉は、なにであるのか——これまた、不明である。

β) つぎに、「世界の大思想」版は、

i) '*Authorise all his Actions*' を、「そのすべての行為の権限を認める…」と理解している。

しかし、「そのすべての行為」のなににたいする「権限を」であるのか——この理解では、知ることができない。

ii) それに、'*Authorise and give up*' は、「…権利を…与え譲渡する」と理解されている。

しかし、すでに知ったとおり、〈自然権〉を「譲渡する」、という立論が含む〈論理上の困難〉を解消せしめるために、〈自然権〉を「譲渡する」ことと〈同義〉である '*Authorise*' の概念が着想された経緯に照らすならば、'*Authorise*' を、「…権利を…与え」と解するのは、訳出者が、ホブズのこの着想の意義に全く想到しえなかったことを、示すものにほかならない。

さらにまた、同じ '*Authorise*' の語を、一方では「…の権限を認める…」と理解し、他方では、「…権利を…与え…」と解するのは、いかなる根拠によって可能なのであるか。

γ) 最後に、「世界の名著」版は、

i) '*Authorise and give up*' を、「…権利を…完全に譲渡することを、…認める」とし、

ii) '*Authorise all his Actions*' の '*Authorise*' を、「…活動を承認する」としている。

これによれば、訳出者は、'*Authorise*' を、「認める」、「承認する」と理解しているものと思われる。

しかし、ii) にあっては、'*Authorise*' の目的語は '*all his Actions*' であるのにたいし、i) の '*Authorise and give up*' にあっては、'*to give up*' ではなく、'*and give up*' であるにも拘らず、「…完全に譲渡することを、…認める」としている理由は、なにであるのか。

要するに、再言すれば、“*Lev. (E. L.)*”における・ホブズの〈社会哲学〉の《核心》をなす・「国家」を「産出」する・「各人」間の「契約」の〈内容〉の〈意味理解〉について、わが国ホブズ学界が、上掲の翻訳に現われている・完全な誤解に陥っている理由は、

a) 「各人が各人に敵対する戦争」の《原因》を《除去》する、という意味と、その〈非存在〉がこの「戦争」の生起の《条件》である「一つの・共同の力」の「設立」・「国家」の「産出」の〈唯一の方法〉である、という〈意味〉と——この〈二つの意味〉をもつ・「各人」による・〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉にたいする「移譲」が、〈原基的自然法〉の〈帰結〉である・「第二」の〈自然法〉によって、「命令」されながら、

b) しかし、〈自然権〉とは、「各人」の「生命の保存」を〈目的〉とする・「身体と心との能力と強さ」との〈あらゆる行使〉にほかならぬところから、

c) 上記の〈意味〉をもつ・〈自然権〉の「移譲」も、「不可能」である、という〈論理上の困難〉を、

d) 「各人」が、自らの〈自然権〉・上記の〈あらゆる行使〉の《全面的代行（代理）の権限（資格）》を、「本人」としての「人格」において、「代行者」・「代理人」の「人格」たる・前記の・〈単一〉の〈第三者〉に、〈付与する〉、という〈論理〉を表わしているのが、‘Authorise’の概念、ないしは‘*authōritātem concēdere/trānsferre*’の概念であり、

e) この〈付与〉と、「各人」による・〈自然権〉の・〈単一〉の〈第三者〉への「移譲」とは、《同一》である、——という〈論理構造〉を、

f) “*EoL.*”, “*DC.*”の諸立論から、“*DH.*” *Cáput XV.*., “*Lev. (E. L.)*” *Pt. I. Chap./Cáput XVI.*, *Pt. II. Chap./Cáput XVII.*の諸論述に至る間に、分析することを欠いたところに、ある。

14) 前述のとおり、‘Authorise’の概念が、「全面的代行〔代理〕の権限〔資格〕を、付与する」の意をもち、‘*authōritātem concēdere/trānsferre*’の概念が、「全面的代行（代理）の権限（資格）を譲与する/移譲する」を意味す

る、とする〈理解〉は、本稿では、〈論理構造〉の〈分析〉によって到達したところであるが、しかし、この〈理解〉は、また、philologisch に裏づけることができる。

a) ‘authōritās’ は、orthoēpisch には、古典ラテン語としての ‘auctōritās’ ([アウクトーリタース]) であって、動詞・‘augêre’ ([アウゲエーエレ]。〈生ジサセル〉、〈成長サセル〉、〈増大サセル〉、〈増強サセル〉、さらに、〈富マシメル〉、〈栄進サセル〉、〈高位ニツカシメル〉) の supînum ([スウピーイーヌウム]。動名詞分詞) である ‘āuctum’ ([アウクトウム]) に、発する。

b) “THE OXFORD ENGLISH DICTIONARY.” Oxford, Clarendon Press. Reprinted 1978. Volume I. A–B. p. 572. 第 2 – 第 3 欄に記載されている ‘Authorize’ [Forms : authorize, -yse, -ise ; auctorize, -yse, -ise ; auctorish(e), -eise ; authoriss, -ish ; auctorische, -ze, -ise ; authorise, -ze) の項に、‘II. To authorize a person’ として、この場合の語義の一つに、‘to commission’ (「[ある人物に、] 権限を与える」が挙げられ、その用例のうち、1676 年刊の・Bullocker なる著者の述作に、‘Authorize … [to] give power unto’ (‘Authorize とは、…[ある人物]に、権能を付与する、の意[である]」) が示され、また、‘to accredit’ なる語義 (語意は、‘to commission’ に同じ)、その用例、1579 年刊・Fulke の著作中の—— ‘sufficient to authorize them for such’ (「—— かかる事柄にたいし、その者たちに、権能を付与するに十分な」)、さらに、‘to give legal or formal warrant to (a person) to do something’ (「(ある人物) に、ある事柄を行なう・法的ないし公的権限を付与する」)、また、‘to empower’ (「[ある人物に、] 権限を授与する)、という語義が、記されている。

おそらく、この語意は、ブリタンニア [イングランド]、ヒベルニア [アイアランド] 地方に行なわれた中世ラテン語 ‘authōrizâre’ ([アウクトーリザアアレ])/‘authōrizâre’ ([アウトホーリザアアレ])。 (10 世紀後半文書、12 世紀前半文書、16 世紀前半文書) がもった諸語意の一つに由来するもの、

と推測されるのである。

d) しかし、上記の中世ラテン語が、かかる語意をもったのは、(古典ラテン語には、‘auctōrizâre’ という語は、存在しなかったにせよ)、その語幹語である ‘auctōritās’ の語が、その諸語意のうちに、,Autorisation‘, ,Vollmacht‘, ,Ermächtigung‘, すなわち、〈ある者から、ある者に、付与された権限で、後者が、前者の名義において行動し、ある事柄を前者に代って行なう〔代行する〕全面的権限〉、および、その〈付与〉の意を、有したからである。

e) ‘auctōritās’ なる語は、前出・‘augêre’ に発する名詞・‘āuctor’ ([アウクトル]。I) 1) 〈産出者〉, 〈創造者〉, 〈成就者〉。2) 〈促進者〉, 〈支援者〉, 〈指導者〉, 〈助言者〉。3) 〈代理者〉, 〈代表者〉, 〈弁護者〉。II) 1) 公法上の内語として、〈立法者〉, 〈法の立案者〉, 〈法の維持者〉。2) 法廷用語として、〈保証人〉, 〈証人〉; 「後見人」の場合、〈充全な効力を有することを説明する者〉) に、〈…であること〉を表示する後綴り ‘-itās’ が付されて、造られたものである。

f) したがって、‘auctōritās’ の原意は、‘augêre’ という動詞の語意から、〈存立する〉, ないしは、〈存立させる〉であるが、I) 狭義では、1) 〈〔所有などの〕有効性〉, 〈〔主張などの〕公認〉, 〈保証〉。2) 〈促進力〉。3) 〈公認された見解〉。そして、4) 前掲の ,Autorisation‘, ,Vollmacht‘, ,Ermächtigung‘。II) 広義では、〈勢力〉, 〈有力〉, 〈威信〉, 〈声望〉, 〈〔法などがもつ〕権威〉を、意味した。(,„Ausführliches Lateinisch-Deutsches Handwörterbuch.“… Ausgearbeitet von Karl Ernst Georges. Unveränderter Nachdruck der Achten verbesserten und vermehrten Auflage von Heinrich Georges. Nachdruck 1983. Hahnsche Buchhandlung. Hannover, Erster Band. 1–3108 Spalten. Zweiter Band. 1–3576 Spalten. Bd. I. 706–708 欄.)

g) 上記・II), 4) の語意は、ゲオルゲスが挙げている例文にしたがえば、多く、この語が、「公的使節」(lĕgātus.[レーガアトウス], ないし, lĕgātio.

〔レーガ・ティオ〕について、用いられた場合に、もったものようであつて、例文の一つに、‘tot tam grāvēs ab amicīssimīs civitātibus lēgatiōnēs cum pūblicīs auctōritātibus convénisse, Cic.’〔トト・タム・グラウエー・ス・アブ・アミーキイッスイミース・キーウィターティブウス・レーガ・ティ・オーネース・クウム・プーブリキース・アウクトーリターティブウス・コンウエニッセ、キケロ〕という言句が、ある。(Bd. I. 707 欄)。

この言句の出典をたずねれば、それは、キケロ (Mārcus Túllius Cícero. [マアールクウス・トゥルリュウス・キケロ], 106-43 B. C.) が、紀元前 70 年の晩夏、過ぐる三年の間スイキリア〔シシリ島〕の統督であつたウェッルレース (Verrēs. これは, Cāius Cornēlius [ガユウス・コルネーリュウス] の添え名である) が、在職中に犯した横領、とりわけ、島民にたいする・強要による財物取得の廉をもって、これをローマの法廷に告発したさいの弁論を記した “In C[āium]. Verrēm Áctio Prīma.” (〔イン・グ・ウヅルレ・エーエム・アークティオ・プリイーイマ〕。『ガ〔ユウス〕・ウェッルレースにたいする告訴弁論・第一』の “III.” 7-8. (「第三章」。七-八), である。

ここで、キケロは——ウェッルレースは、キケロが自分を告発したのは、ウェッルレースの横領と汚職とを、裁判官諸氏の耳に、のみならず、「万人の目に」(in ōculōs ōmniū. [イン・オクウロース・オムニウム]), 刻みつけるためであることを、承知している、——とし、

「万人の目に」と言うのは、——被告発人ウェッルレースが、ローマの元老院議員たちの多くが、ウェッルレースの破廉恥の証人として出廷しているのを、見ており、ローマの・多数の騎士身分が、証人として出廷しているのを、目にしており、加えるに、ウェッルレースがその人々にたいして著しい侵害を加えた市民たちと関係者たちとが、在廷していることを、承知しているからであり、「また、深き友好関係にある諸国家から、国家公共の全面的代理権を有する・いと位高き使節たちが、おびただしく、参集していることを、承知している」からである——というところにある旨を述べている。

上記の・引用符中の文言（下記・傍線部分）が，ゲオルゲスによって挙げられているのであるが，全文を示せば，つぎのとおりである。

‘[Vérrēs] videt étiam tot tam grávēs ab amicíssimís cívitatibus lēgatiōnēs cum pūblicis auctōritātibus convénisse.’ (The Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.), London, Harvard U·P. W. Heinemann. 1978. p. 74)。

このようにして，‘auctōritās’なる語は，古典ラテン語期（c. 75 B. C.—c. A. D. 175）にあって，〈公的代理人に授与された全面的代行〔代理〕の権限〔資格〕〉の意をも，もったのである。

（“Oxford Latin Dictionary.” Edited by P. G. W. Glare. Oxford, Clarendon Press. 1982. 1—2126 p. (各ページ，3欄) は，この語意を示していない。pp. 206—207.)。

h) つぎに，中世ラテン語期（c. 600—c. 1,500）にあっての・右にあたる語義は，

かって（1934年），ごく簡略な“Medieval Latin Word-List from British and Irish Sources.”を編集した J. H. Baxter, Charles Johnson の事業を受け継ぎ，主たる出典文書と，出典文書の執筆＝刊行年とのみを挙げてはいるが，例文は示していない“Revised Medieval Latin Word-List from British and Irish Sources.” London. (初版・1965. 再刷・1973. The British Academy 刊行。The Oxford U·P. 印刷) の編者・R. E. Latham〔レイサム〕によって公刊され始めた“Dictionary of Medieval Latin from British Sources. Fascicule I. A — B.” London, 1975. (刊行・印刷は，上記と同じ) にも，示されておらず，

また，チェコスロヴァキア科学アカデミー (Académiá Scientiârûm Bohemoslovâca, [アカデミア・スキエンティアーアルウム・ボヘモスロヴァーアカ]) / Československá Akademie Věd〔チェコスロヴェンスカー・アカデミエ・ヴィエド〕が，1977年以來刊行中の“Latīnitātis Mēdiī Āevi Lēxicon

Bohemōrum.” ([ラティーニターアティス・メディイー・アエウィー・レク
スイコン・ボヘモオールウム]。『チェヒ人使用の中世ラテン語辞典』)/
“Slovník středověké Latiny v Českých Zemích.” ([スロヴニーク・ストル
シェドヴィエケー・ラティニ・ヴ・チェスキーハ・ゼミーハ]。『チェヒ地域
の中世ラテン語辞典』, 1987 年までに, 既刊・10 sešity ([セシィティ]。10 分
冊)の第三分冊。3. argumentārius — bōmbarda. Praha, 1919. Academia
刊行にも, 見られない。

がしかし, ドイツ同盟共和国の四都市の科学アカデミー, ウィーンの科学
アカデミー, および, スイス精神科学学会の協力のもとに, バイエルン科
学アカデミーと, 在ベルリーンのドイツ科学アカデミーとが編集した „Mit-
tellateinisches Wörterbuch bis zum ausgehenden 13. Jahrhundert.“ (これ
の・長文の副題については, 『第 I 部』。「第 VIII 章」。V. 『経済と経営』。18—
3. 96 ページを, 参照戴きたい) の „Band I. A — B.“ München, 1967. C.
H. Beck 刊行は, 1173 欄に始まる・‘auctōritās’ の項にあって, この語の語義
を, I. 「高位」, 「尊厳」, とし, さらに, A. として, 本来の用法を, B.
として, 換喩的用法を, それぞれ, 挙げたのち, 1176 欄の・II. の A. にお
いて, 「権能」, 「権限」なる語義を示し, B. にあって, B *plēna vicāriō dāta
vel ab eō ācepta pōtestās* ([プレエーエナ・ウィカーリオー・ダタ・ウェル・
アブ・エオー・アッケプタ・ポテスタース]) — *Bevollmāchtigung, Voll-
macht*. すなわち, 「B 代理人ニ付与サレタ, ナイシハ, 代理人ニヨツテ受諾
サレタ, 全面的権能 — アル者ニ, 自分ニ代ツテ, 権能ヲ伴ウ行為ヲ執行ス
ル権限ヲ, 付与スルコト; アル者カラ, アル者ニ, 授与サレタ権限デ, 後
者ガ, 前者ノ名義ニオイテ行動シ, アル事柄ヲ前者ニ代ツテ行ナウ〔代行スル〕
全面的権限」という語義を挙げ, ついで, B. の 1. 「神学, ならびに, 教会」
における用法の a. に, 「使徒たちの後継者にかんして」をおき, 1177 欄で,
b. に, b *dē lēgātīs, vicāriīs sim.* LIUTG. Greg. 10, ā Stēphanō … et …
Pippinō sūscepit -em sēmīnandī vērbum Dēi cf. RIMB. Anscar. 13 p. 35, 10

évangélizandi … -em. ([デー・レーガーター・ティース, ウィカー・リィース・スィ
ミ [リブウス]: リーウトゲ [ルウス], グレーゴリ [ユウス], 10 アー・ス
テプハアノー…エト…ピッピイノー・スウスケピイト・[アウクトーリタ
アーア] テム・セー・ミナンディー・ウェルブウム・デエイー cf. リムベ [ル
トウス]・アンスカリ [ユウス] 13. p. 35, 10 エウアンゲリザンディー・
[アウクトーリタアーア [テム]) すなわち, 「b. 使節, 代理者, コレニ類
スル者ノ場合。リーウトゲ [ルウス], グレーゴリ [ユウス], 第十章。ステ
プハアヌウス…および…ピッピイヌウスから, 神の言葉を種蒔く〔宣教を行
なう, の意〕全面的代理権能を, 受けた。参照。リムベ [ルトウス], アンス
カリ [ユウス], 第十三章。三十五ページ。第十行。福音を宣教する全面的代
理権能を…」という例文を, 挙げている。

i) この二つの例文の全文を, “Monúmenta Germániae Histórica. Índe
ab ánnō Chrísti Qvīngentésimō vsqve ad ánnum mīllésimum et gvīngentē-
simum. Édídít Geórgius Héinricvs Pertz.” ([モヌウメンタ・ゲルマニア
エ・ヒストリカ, インデ・アブ・アンノー・クフリィスティー・クウイーン
ゲンテースィモ・ウスクウエ・アド・アンヌウム・ミールレー・スィムウム・
エト・クウイーンゲンテースィムウム, エーディディト・ゲオルグユウス・
ヘインリクス・ペルツ], 『ゲルマニアの歴史記録諸文書。クフリィー
ストゥスの五百年から千五百年に至る。ゲオルク・ハインリヒ・ペルツ編集』
の中に検索すると, これの “Scriptōrēs” ([スクリープトーレース], 『諸著述
家』) の部に, それのいずれもが収録されている・九世紀成立の・下記の著
述の中に, 見いだされる。

α) まず, 前者の「リーウトゲ [ルウス], グレーゴリ [ユウス], 第十章。
…」は, “Scriptōrum Tómi XV. Pars II. Édídít O. Holder-Egger.” ([スク
リープトォールウム・トミー・XV, パルス・II, エーディディト・O・ホ
ルダー-エガー], 『諸著述家の第十五巻の第二部。O・ホルダー-エガー編集』。
Hannover, 1885) に所収 (pp. 66-79) の “Lūtgeri Vīta Gregōrii abbātis

Trāiectensis.”(〔リーウトゲリー・ウィーイタ・グレゴリー・アッバアータイス・トライエクテンシス〕。『リーウトゲルウスの執筆にかかる・トライエクトウム僧院長グレゴリユウスの生涯』)の「第十章」の下記の叙述の中に、見いだされる。

〔グレゴリユウスは、Trāiectum〔トライエクトウム。これは、古典ラテン語では、ネーデルラントの Utrecht〔ユートレフト〕を指す語であるが、中世ラテン語では、Trāiectum ad Mōsam. (〔トライエクトウム・アド・モォーオサム〕)を言う。Mōsa.〔モォーオサ〕は、Maas〔マース〕河を表わすので、この都市は、「マース河畔のトライエクトウム」、すなわち、ネーデルラントの・Limburg〔リムブルフ〕県所在の Maastricht〔マーストリフト〕のことである〕の・聖マルティニヌス (Sānctus Martīnus 僧院の僧院長であり、マーストリフト司教区長。775年・没。リーウトゲルウス、ないし、リーウドゲルウス (Līudgerus) は、グレゴリユウスの門下。のちに、Monastēria (〔モナステリア〕。Münster) の司教となる。865年・没)。

「第十章。しかし、つぎの事柄も、黙して語らざることをもって、蔽われるべきではない。これは、さきほど言及した・尊崇すべき人物マルクヘルムウスから私が聞知したところであるが、〔グレゴリユウス自身の〕聖なる師の殉教ののち、もっとも、この師の力により、近隣の民のことごとくが、クフリーストウスの恩寵と、クフリーストウスにたいする・敬神の念の功德とをもって、光明に照らされたのであるけれども、また、祝福されたグレゴリユウス自身も、使徒座の首長〔教皇〕ステプハヌウスと、および、いと位高く・神に帰依する心あつき王ピッピニヌウスとから、フレゾニア〔Fresōnia. フリースラント〔Friesland〕〕に、神の言葉を種蒔く〔宣教を行なう〕・〔教皇の〕全面的代理権能を、受けた、という事柄である。(…， ipse quōque beātis Gregōrius ā Stēphanō apostōlicae sēdis praēsule et ab illūstrī et religiōsō rēge Pippinō sūscēpit auctōritātem sēmīnandī verbum Dēi in Fresōniā.〔…， イプセ・クウオクウエ・ベアータウス・グレゴリユウ

ス・アー・ステプハアノー・アポストリカエ・セエーエデイス・プラエスウ
レ・エト・アブ・イッルルウーストリー・エト・レリギオーオー・レエーエ
ゲ・ビッピィノー・スウスケピイト・アウクトーリタアアテム・セーミナ
ンディー・ウェルブウム・デエイー・イン・フレゾニアア。)。 (pp. 74-75)。

β) つぎに、後者の「リムベ〔ルトウス〕。アンスカリ〔ユウス〕。第十三章。
…」の全文は、“*Scriptorum Tómv̄s II. Êdita ā V. Cl. C. F. Dahlmann.*”
([スクリープトオーオルウム・トムウス・II. エーディタ・アー・V. Cl. C.
F. ダールマン]。『諸著述家の第二巻。V. Cl. C. F. ダールマンによる編集』),
Hannover, 1829, に収録 (pp. 687-725) の“*V̄ita S̄ancti Ansk̄arii ā R̄im-
bertō et Āliō disc̄ipulō Ansk̄arii cōnscr̄ipta.*” ([ウィーイタ・サンクティー・
アンスカリィー・アー・リムベルトー・エト・アリオー・ディスキプウロー・
アンスカリィー・コーンスクリィーイプタ]。『リムベルトウスと、および、
アンスカリユウスの・いまひとりの門下との共同執筆にかかる・アンスカ
リユウスの生涯』) に、含まれている。[アンスカリユウスは、ハムブウルク
の大司教。865年・没。リムベルトウスも、ハムブウルクの大司教。888年・
没]。

上掲の『生涯』は、まず、12. (「第十二章」) 中で、要旨、つぎのように述
べている。

—— カロオーオルウス (Karōlus. ないしは、.カーロルウス (Kārolus).
[M̄agnus. [マアアグヌウス]]。Charlemagne (シャルルマニユ)。シャル
ル大帝。742-814) は、全サクソーニア (Saxōnia. ザクセン (Sachsen)) を、
司教区に区分したが、この地域の終端部分でアルビア (Ālbia. エルベ (Elbe)
河) をこえて北方にある部分は、司教のなんびとにも教化の配慮を委ねず、
この地には大司教座を設置し、この大司教座が主の恩寵をうけ、そこから、
クフリィーイストウスにたいする信仰が、絶えることなく、国外の民たちの
あいだに培われるように、定めることを、命じた。(中略)。カロオーオルウ
スの没後、その子息、皇帝フルウドウィーイクウス (Hludowīcus. (Ludowī-

cus. [ルドオウイーイクウス]), カロオーオルウスの双生児のひとり。Louis I. (ルウイ一世)。 (778-840)。フランク国王。西ローマ帝国皇帝。在位・814-840) は、王位に就いた時、ある者たちの勧告をうけて、アルビアをこえた地域部分を、二分し、隣接の・二名の司教の手に、委ねた。これは、皇帝が、亡父の・上記の・大司教座設置の意図に、配慮すること充分でなく、あるいは、むしろ、その意図を全く存知しなかったことによる。しかるに、すでにして、クフリイーストウスにたいする信仰が、神の恩寵により、ダーニア族 (Dāni. デーン [Dane] 族) とスウェオーニア人 (Sueōni. スウェーデン [Sweden] 人) との一部に実を結び始めたのを機縁に、亡父の願いが気付かれるところとなり、皇帝は、亡父の熱意がいささかも、成就されぬままに放置されることなきよう、かの司教たちの同意と、公会議の・頻繁なる召集とによって、前述の・サクソーニアの・アルビアをこえた終端地域にあって、ハムマブウルク (Hāmmaburg. Hamburg) 市に、大司教座を設置し、これに、北アルビ人 (Nordālbini. (ノルトアルビニー)) の全教会が服し、また、この大司教座には、北方の全地域にわたり、クフリイーストウスの名においてその責務を果たすべき司教、および司教にたいする権能が、帰属した。しかして、前記・皇帝は、大司教座に、われらの・いと聖なるアンスカリュウス貌下を、厳肅に、大司教として授任せしめたが、授任は、メッティア (Méttia. Metz (メス)) の教会の首長にて大司祭として至高・かつ聖なる宮廷伯の高位にあるドゥロオーゴ (Drôgo) の手によって行なわれ、レーミア (Rémia. Reims (レーム)) のエーエボ (Êbo), トゥレーウェレル (Tréverer) のヘットウス (Héttus), マゴンティア (Magóntia. Mainz (マインツ)) のオートガリュウス (Ōtgárius) らの大司教、ならびに、帝国の公会議に参集した・多数の・教会の首長たちの助力をえ、また、かの・同意を与え・かつ、ひとしく共同授任に参じた司教、ヘルムガウドウス (Helmgáudus) とウィツレリクス (Willéricus) との侍立のもとに、行なわれた。「第十二章」については、以下、略)。——。(p. 698)。

ついで、「第十三章」の記述は、以下のとおりである。

「第十三章。しかして、皇帝は、かかる措置万端を、その安定の力を維持するに至らしめる目的をもって、アンスカリュウスを、畏敬の念をこめて、使徒座に差し向け、皇帝の使者なる司教、ベルノオールドウス (Bérnoldus) およびラートホルドウス (Rátholdus) と、ならびに、尊敬おしあたわざる従臣ゲーロルドウス (Gérolodus) とをつうじ、上述の意図のことごとくを、それが〔教皇の〕確たる承認をうけるべく、いと聖なる教皇グレゴリーユウス (Gregōrius) に、開陳せしめた。その結果、教皇は、前任者らの慣行にしたがい、自らが行なう決定の全面的代理権能の付与にもより (étiam … tam dēcrētī sūī auctōritāte, [エトイアム…タム・デアクレティー・スウイー・アウクトーリタアアテ]), かつはまた、大司教の位階を示す僧服の授与にもよって (quam étiam pállī datiōne. [クウアム・エトイアム・パッルリー・ダティオーネ]), この大司教を批准し、さらに、大司教の面前にて、これにスウェーデン人、ないしは、デーン族、いな、さらに、スラヴ族 (Slávī. [スラウィー]), および、北方の諸地域に住む・他の〔教皇により〕定められた諸部族の周辺全部族にたいする・〔教皇の〕任命にかかる使節職権 (cōstitutus lēgātus. [エーンステイトウーウトウス・レーガアアトウス]) を、以前かかる使節権を受けた大司教・レーミアのエーエボとともに、託し、しかして、聖なる使徒ペエーエトウルウス (Pētrus) の遺体と遺物埋葬所 (cōnféssio. [コーンフェッスィオ]) と〔合して、聖ピエトロ大聖堂〕の前にて福音を宣教する・公的な〔教皇〕代理権能を (pūblicam evangelízandī trībuit auctōritātem. [プーブリカム・エウアンゲリザンディー・トリブウイト・アウクトーリタアアテム]), 付与した。(Quod étiam ípse tam dēcrētī sūī auctōritāte, quam étiam pállīi datiōne, mōre praedecessōrum suōrum rōborāvit, átque ípsū in praesentiā cōstitutū lēgātū in ómnibus circumquāque gēntibus Sueōnum sive Dānōrum, nec nōn étiam Slavōrum, aliārumque in aquilōnis partibus gēntium cōstitutārum, únā cum Ēbōne

Rémensī archiepiscopō, quī ipsam lēgatiōnem ante suscep̄erat, dēlēgāvit : et ante cōrpus et cōfessiōnem s̄ancti Pētri apōstoli pūblicam evangelizandi trībuit auctōritātem.). (p. 699). (「第十三章」, 以下, 略)。

j) 上記は, 「神学, および教会」についての・‘auctōritās’の用法であるが, しかし, この語が, 再言すれば, 「代理者に付与サレタ, ナイシハ, 代理者ニヨッテ受諾サレタ, 全面的権能」の意で用いられた例は, 前掲の „Mittelateinisches Wörterbuch“によれば, II. の 2. 「国事」, II. の 3. 「法制」の場合にも, 見られるのであるが, しかし, 本稿では, その例文を, 史料によって確認することができなかった。

k) しかし, そのことは, “DH.” Cāput XV., “Lev.(E. L.)”における・‘Authorise’, ないし, ‘authōritātem concēdere/trānsferre’の概念, ひいては, 「国家」を「産出」する「契約」の〈内容〉の〈意味理解〉に, 到達する・〈論理構造〉の分析が, philologischにも裏づけられることを, 妨げるものではない, と考える。

(「第IX章」, 終り)